

宇美町こども計画

うみっ子未来プラン



令和7年3月
宇 美 町

は じ め に

近年、全国的に少子化が進み、人口減少が社会全体の問題となる中で、子育て家庭の負担や不安、いじめや不登校など、こどもを取り巻く環境も深刻な状況となっています。

今まさに、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境を整え、保護者や地域全体で、こどもと子育て家庭を支援するための新たな支え合いの仕組みづくりが求められるところです。

そうした中、本町では、母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもへの切れ目ない相談体制を構築するため、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設しました。また、令和7年4月には、不登校のこどもが安心して学び、こどもに応じた特別な教育課程を行う「学びの多様化学校」が開校します。すべてのこどもが学びにアクセスできる新たな学校は、学校に行きたくてもいけない児童・生徒に対し、学習の機会を確保します。

こどもは次代を担う社会の宝です。その宝であるこどもが、自分らしく健やかに成長できるよう、「子育てするなら宇美町で」を合言葉に、妊産婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりに力を入れてまいります。

このような取組を具体的に推進していくため、この度、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「こども計画」を策定しました。本計画は、従来の計画である「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困計画」を包含した計画となっており、子育て支援とともに、若者が自分らしく生きることができるまちづくりに力を入れていきます。仕事と家庭の両立、結婚・出産への不安など、若者世代が抱える悩みにも寄り添い、安心して将来設計ができるよう支援の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、「宇美町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やオンライン意見箱、若者トークカフェ、こども会議、パブリックコメントなどを通じて町民の皆さまには多くのご意見をお寄せいただきました。子育て中の保護者の方々はもちろん、これからこどもを持ちたいと考えている若者の皆さま、そして町の未来を担うこども自身の声を聞くことができたことは、とても有意義な機会となりました。皆さまの貴重なご意見に心より感謝を申し上げます。

令和7年 3 月

宇美町長 安川茂伸



＜ 目 次 ＞

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画の概要	1
(1)	計画策定の背景と趣旨	1
(2)	こども大綱の概要	2
(3)	計画の性格と位置付け	5
(4)	計画の期間	6
(5)	計画の策定体制	6
2.	宇美町のこども・子育て家庭を取り巻く現状	7
(1)	人口の状況	7
(2)	世帯や地域の動向	14
(3)	各種アンケート調査の結果	16
(4)	各種アンケート調査からみえる現状・課題・要望と今後の方向性の整理	29
(5)	第二期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題	31
第2章	計画の基本的な考え方	33
1.	こども計画の目標	33
2.	ライフステージ別の目標	34
目標Ⅰ	＜妊娠期～乳幼児期＞安心してこどもを産み育てられるまちづくり	34
目標Ⅱ	＜学童期・思春期＞学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり	34
目標Ⅲ	＜青年期＞若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり	34
目標Ⅳ	＜全年齢＞すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり	34
3.	計画の体系	35
4.	施策体系とこども大綱・各種計画との関係	36
第3章	計画の施策及び個別事業	41
	ライフステージ別の目標Ⅰ	
	＜妊娠期～乳幼児期＞ 安心してこどもを産み育てられるまちづくり	41
	施策1 多様な教育・保育事業の充実	41
	施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	43
	施策3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援	45
	ライフステージ別の目標Ⅱ	
	＜学童期・思春期＞ 学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり	48
	施策1 確かな学力と健やかな体の育成	48
	施策2 豊かで健全な心と生きる力の育成	52
	施策3 安全・安心・適切な教育環境づくり	56
	ライフステージ別の目標Ⅲ	
	＜青年期＞ 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり	60
	施策1 自立と思い描く未来の実現に向けた支援	60
	施策2 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援	62
	ライフステージ別の目標Ⅳ	
	＜全年齢＞ すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり	64
	施策1 こども・若者まんなか社会の基盤づくり	64
	施策2 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり	69
	施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	73
	施策4 こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策	75
	施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援	78
	施策6 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援	81

施策7	自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり	84
施策8	子育て当事者への様々な支援	88
第4章	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	91
1.	教育・保育提供区域の設定	91
2.	定期的な教育・保育事業の提供体制	91
(1)	保育の必要性の認定について	91
(2)	保育の必要量の認定に係る基準	92
3.	幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策	93
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	97
(1)	時間外保育事業（延長保育）	98
(2)	一時預かり事業	98
(3)	病児保育事業	100
(4)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児]	100
(5)	子育て短期支援事業	101
(6)	地域子育て支援拠点事業	101
(7)	利用者支援事業	102
(8)	乳児家庭全戸訪問事業	103
(9)	養育支援訪問事業（母子保健）、子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）	103
(10)	妊婦健康診査事業	103
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	104
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	105
(13)	多様な主体の参入促進事業	105
(14)	子育て世帯訪問支援事業	105
(15)	児童育成支援拠点事業	106
(16)	親子関係形成支援事業	106
(17)	妊婦等包括相談支援事業	107
(18)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	107
(19)	産後ケア事業	108
5.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	109
(1)	認定こども園の普及	109
(2)	質の高い幼児教育・保育や子育て支援等の推進	109
(3)	保幼小連携等の取組の推進	109
6.	「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	109
第5章	計画の推進	111
1.	計画の推進に向けて	111
(1)	計画の進捗状況の点検及び評価	111
(2)	町民や関係団体との連携による推進	111
(3)	社会経済情勢等に対応した計画の推進	111
2.	計画の成果指標	112
附 属 資 料		117
1.	宇美町子ども・子育て支援条例	117
2.	宇美町子ども・子育て会議条例	121
3.	宇美町子ども・子育て会議 委員名簿	123
4.	宇美町こども計画策定経過	124
5.	こども・若者の意見聴取と計画への反映	125
6.	用語集	137

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺・犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」をめざしています。

本町では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「うみっ子未来プラン（第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、母子保健の充実やこどもの生きる力を育成する教育環境の整備、こどもの育ちを支えるまちづくりの推進を図ってきました。

今回策定する「うみっ子未来プラン（宇美町こども計画）」は、第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、様々な状況にあるこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージごとに必要となる支援やサービスをこども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、効果的なこども施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) こども大綱の概要

① こども大綱の基本的な方針（6本の柱）

- 『こども大綱』とは、『こども基本法』に基づき、これまで別々に作成されてきた『少子化社会対策大綱』、『子供・若者育成支援推進大綱』、『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。
- 「市町村こども計画」は、『こども大綱』の内容を踏まえて策定することとされています。
- 『こども大綱』がめざす“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。
- そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

⑥施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

② こども施策に関する重要事項

- “こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取組を行っていくとしています。

こども施策に関する重要事項

(1)ライフステージを通した重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
・こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
・遊びや体験活動の推進 ・生活習慣の形成・定着 ・こどものためのまちづくり 等
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
・こどもの成育に関する相談支援 ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 等
- ④こどもの貧困対策
・教育の支援 ・保護者の就労支援 ・経済的支援 等
- ⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援
・地域における支援体制の強化 ・働くうえでの多様性の推進 ・特別支援教育 等
- ⑥児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援
・児童虐待防止対策の強化 ・ヤングケアラーへの支援 等
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
・こども・若者の自殺対策 ・インターネット利用環境整備 ・性犯罪、性暴力対策 等

(2)ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等
- ②学童期・思春期
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生
・公教育以外の居場所づくり ・不登校のこどもへの支援 ・いじめ防止 等
- ③青年期
・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 等

(3)子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
・幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援 等
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
・一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
・長時間労働の是正や働き方改革 等
- ④ひとり親家庭への支援
・児童扶養手当などによる経済的支援 ・こどもに届く生活、学習支援 等

③ こども施策を推進するために必要な事項

- 前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点による取組や体制の構築を行っていくとしています。

こども施策を推進するために必要な事項

(1)こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参加や意見表明の機会の充実
 - ・こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
 - ・こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発 等
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
 - ・意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫 等
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - ・こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化 等
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

(2)こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
 - ・こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討 等
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - ・こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上
 - ・子育てに携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化 等
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - ・子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開 等
- ④子育てに係る手続きの軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - ・こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信 等
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - ・公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進 等

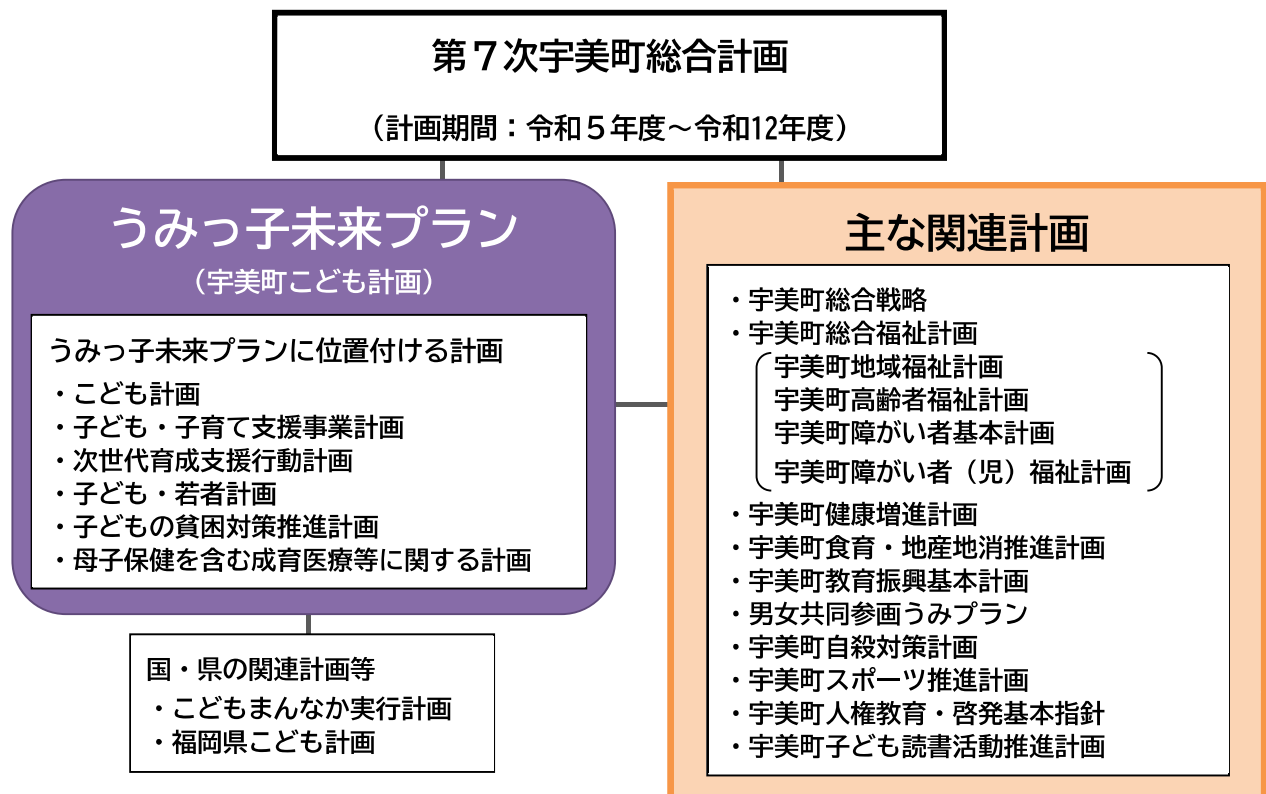
(3)施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法付則第2条に基づく検討

(3) 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。
- また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- さらに本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」(第9条)に定める「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条)に定める「市町村子どもの貧困対策推進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」としての位置付けも担う計画として策定します。
- 本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。
- 本計画の策定にあたっては、「第7次宇美町総合計画」(令和5～令和12年度)を上位計画とし、「宇美町総合福祉計画」「宇美町健康増進計画」「宇美町教育振興基本計画」などの福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえて策定しています。

■ 計画の位置付け ■



第1章 計画の策定にあたって

(4) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

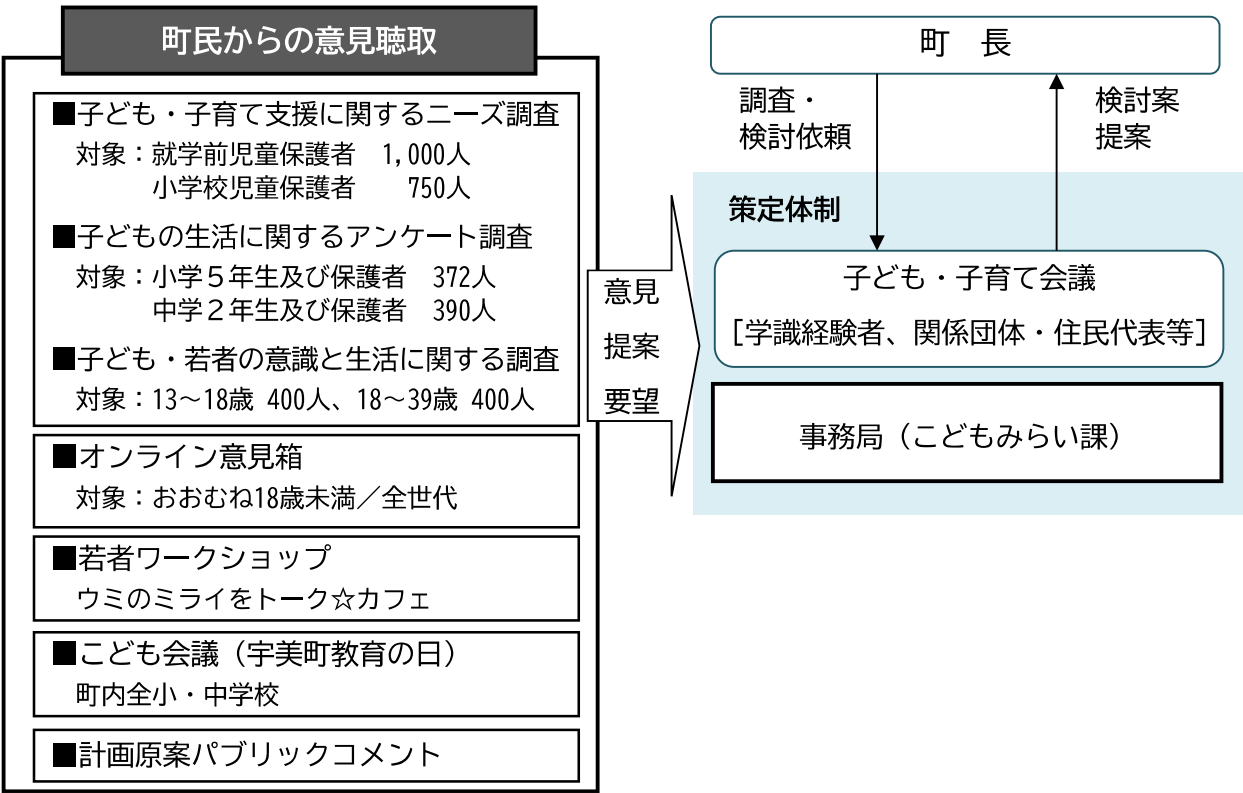
2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度	2029年度 R11年度
うみっ子未来プラン (第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画)					うみっ子未来プラン (宇美町こども計画)				
							見直し		

(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や保育所等・幼稚園の関係者、学識経験者等で構成する「宇美町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、こども、若者、保護者に対するアンケート調査や計画案に対するパブリックコメント（町民意見提出手続）により、町民の意見の反映に努めました。

■ 計画の策定体制、及び町民意見聴取の取組 ■



2. 宇美町のこども・子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口の状況

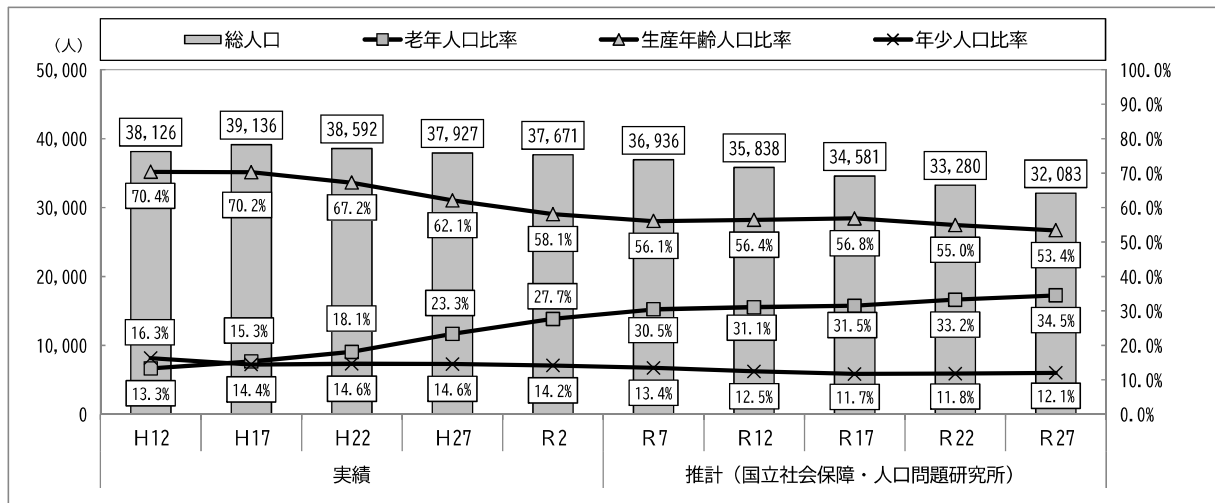
① 長期的な人口の推移

宇美町の総人口は、平成17年をピークに減少し、令和2年の総人口は37,671人となっています。

推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、総人口は、令和17年には35,000人を割り込み、令和27年には32,083人まで減少すると見込まれます。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率は減少し続けており、平成17年には、老年人口比率を下回りました。近年は、ほぼ横ばいで推移しており、この傾向が今後も継続すると見込まれます。生産年齢人口比率は、平成12年をピークに令和27年まで減少すると見込まれます。老年人口比率は、令和27年まで増加し続けると見込まれます。

【長期的な人口の推移（実績と将来推計）】

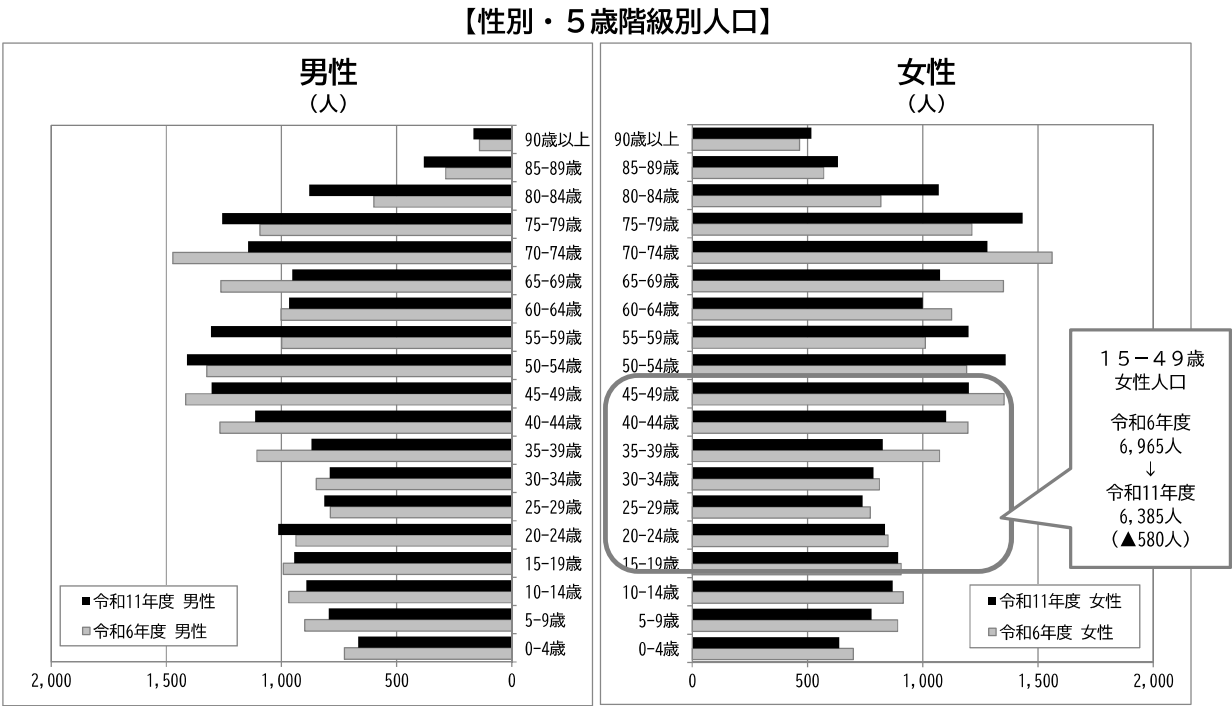


	実績					推計（国立社会保障・人口問題研究所）				
	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
0-14歳（人）	6,213	5,646	5,648	5,529	5,332	4,966	4,466	4,043	3,928	3,867
15-64歳（人）	26,839	27,492	25,952	23,552	21,914	20,718	20,225	19,657	18,291	17,133
65歳以上（人）	5,074	5,998	6,992	8,846	10,425	11,252	11,147	10,881	11,061	11,083
総人口（人）	38,126	39,136	38,592	37,927	37,671	36,936	35,838	34,581	33,280	32,083
年少人口比率	16.3%	14.4%	14.6%	14.6%	14.2%	13.4%	12.5%	11.7%	11.8%	12.1%
生産年齢人口比率	70.4%	70.2%	67.2%	62.1%	58.1%	56.1%	56.4%	56.8%	55.0%	53.4%
老年人口比率	13.3%	15.3%	18.1%	23.3%	27.7%	30.5%	31.1%	31.5%	33.2%	34.5%

資料／実績：総務省「国勢調査」、推計：社人研「日本の地域別将来推計（令和5年推計）」より加工、集計

第1章 計画の策定にあたって

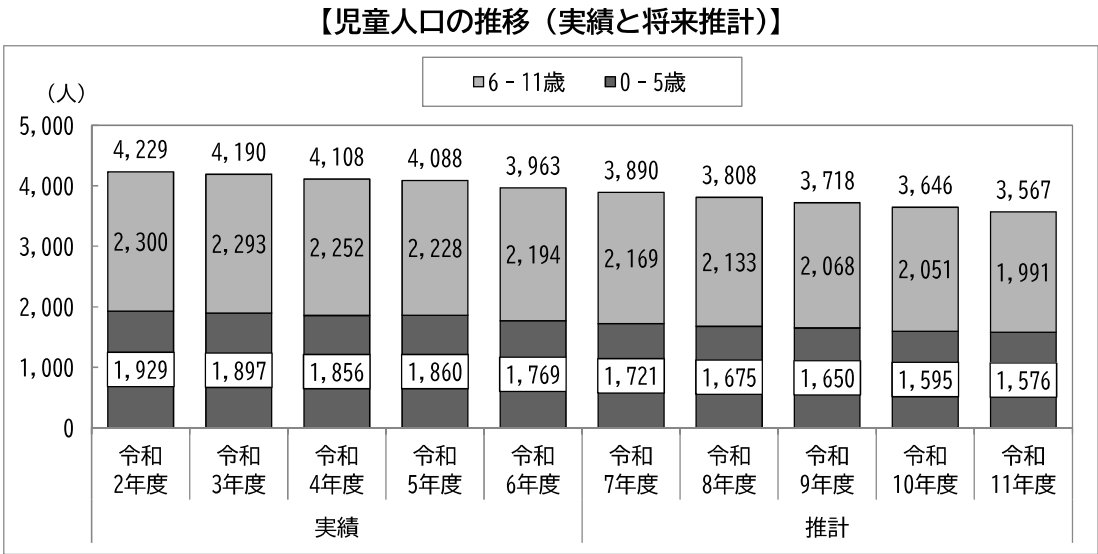
令和6年度（実績）と本計画最終年度である令和11年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に580人減少することが見込まれるため、今後出生数の減少につながる可能性があります。



資料／令和6年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和11年度：コーホート変化率法による推計値

② 児童人口（小学生以下）の推移

児童人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0－5歳）は、令和6年度（4月1日現在）1,769人から、令和11年度1,576人へと193人減少する見込みです。小学生（6－11歳）も同様に、令和6年度（4月1日現在）2,194人から、令和11年度1,991人へと203人減少する見込みです。



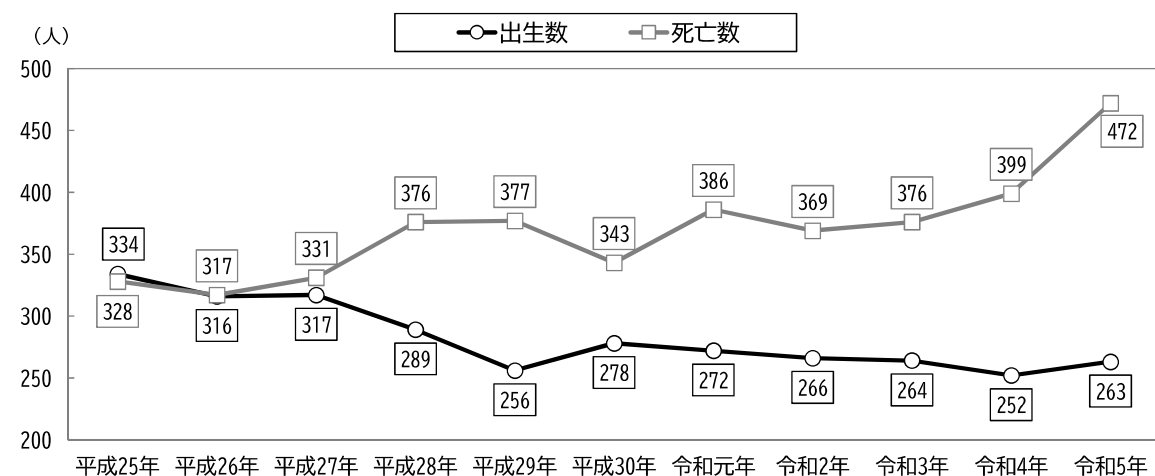
資料／令和3～6年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和7～11年度：コーホート変化率法による推計値

③ 出生数・死亡数・合計特殊出生率の推移

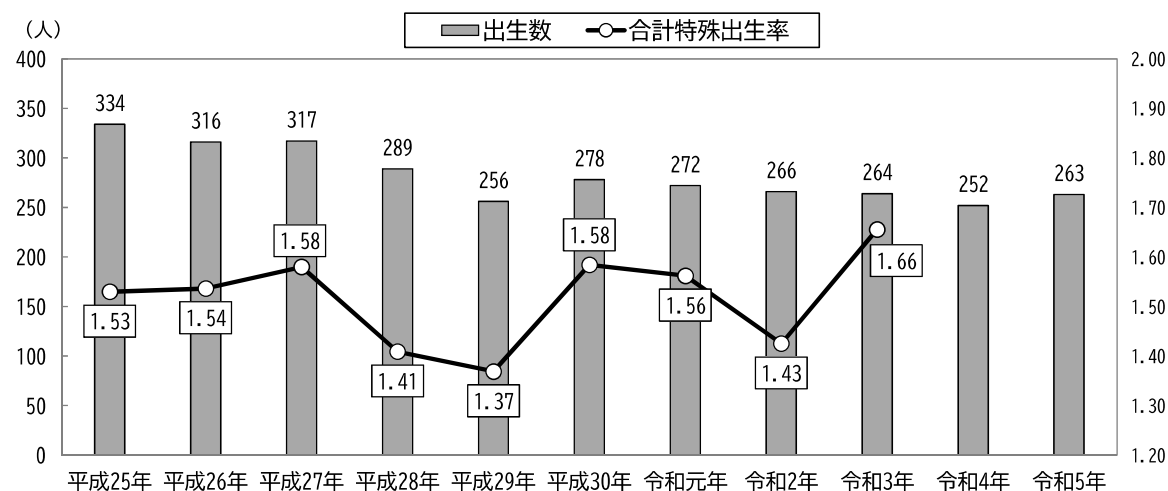
出生数・死亡数については、平成26年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減の状況が続いています。

合計特殊出生率の推移をみると、近年では、極端に上昇、低下する年があります。また、合計特殊出生率と出生数の増減を比較すると、出生数は減少傾向にありますが、合計特殊出生率は上昇傾向にあります。しかし、国が掲げる国民希望出生率（1.80：社人研「出生動向基本調査」）や人口置換水準（2.07：社人研「人口統計資料集2023年改訂版」）には達しておらず、出生数は減少傾向にあるため、少子化傾向が続いています。

【出生数・死亡数の推移】



資料／福岡県「福岡県の人口と世帯年報」



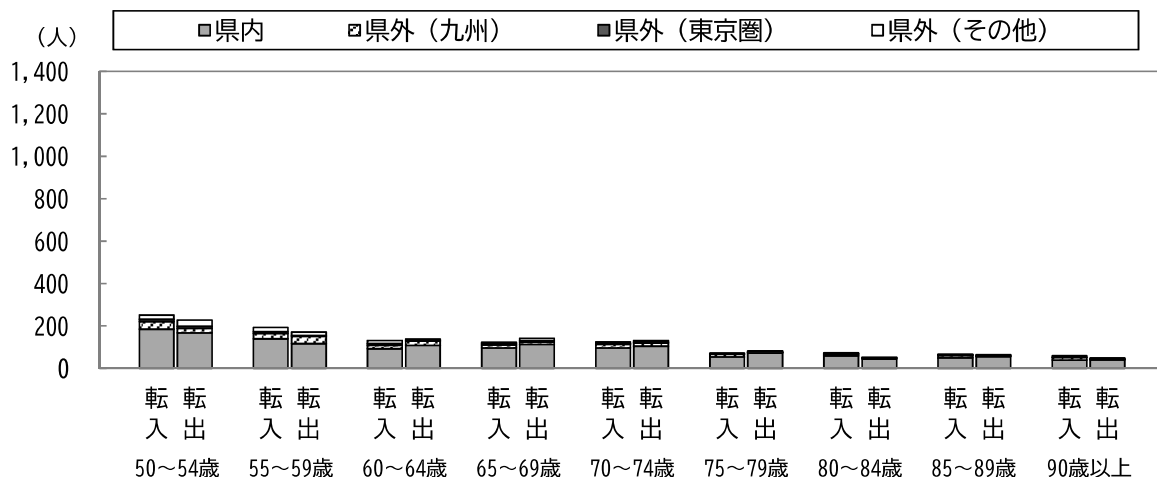
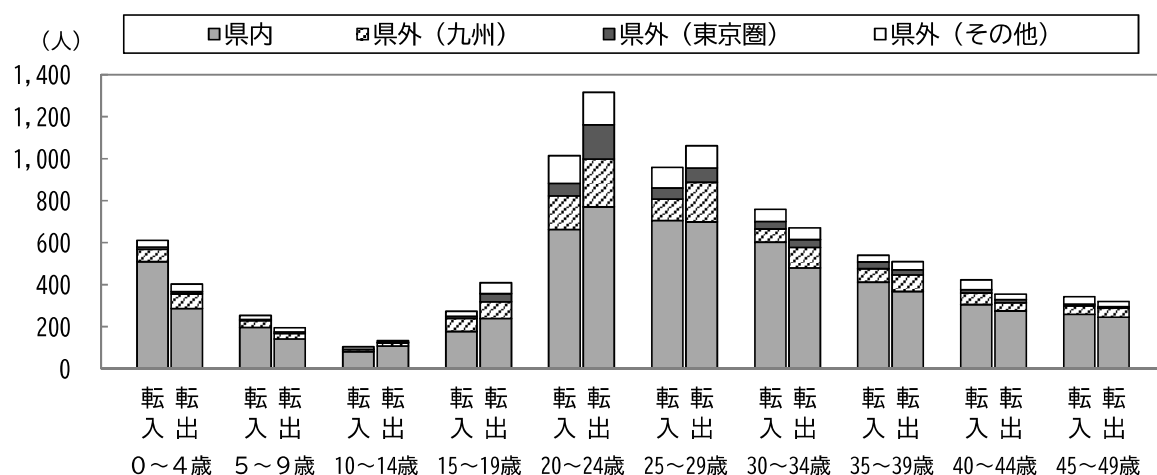
資料／総務省「国勢調査」、福岡県「福岡県人口移動調査」「福岡県保健統計年報」より加工、集計

④ 5歳階級別の転入者数・転出者数（令和2年～令和5年合計）

令和2年から令和5年までの4年間の転入者数・転出者数を年齢5歳階級別にみると、15～29歳で、転入者数に比べ各地域への転出者数が多くなっており、特に15～24歳での転出者数が多く、進学や就職に伴う転出などが考えられます。また、65歳以上では、県内への転出者数が多く、加齢に伴う健康状態の悪化などによる転出が考えられます。

さらに、30～49歳が転入超過となっていることから、子育て世代の転入が一定数あることが分かります。

【5歳階級別の転入者数・転出者数（令和2年～令和5年合計）】

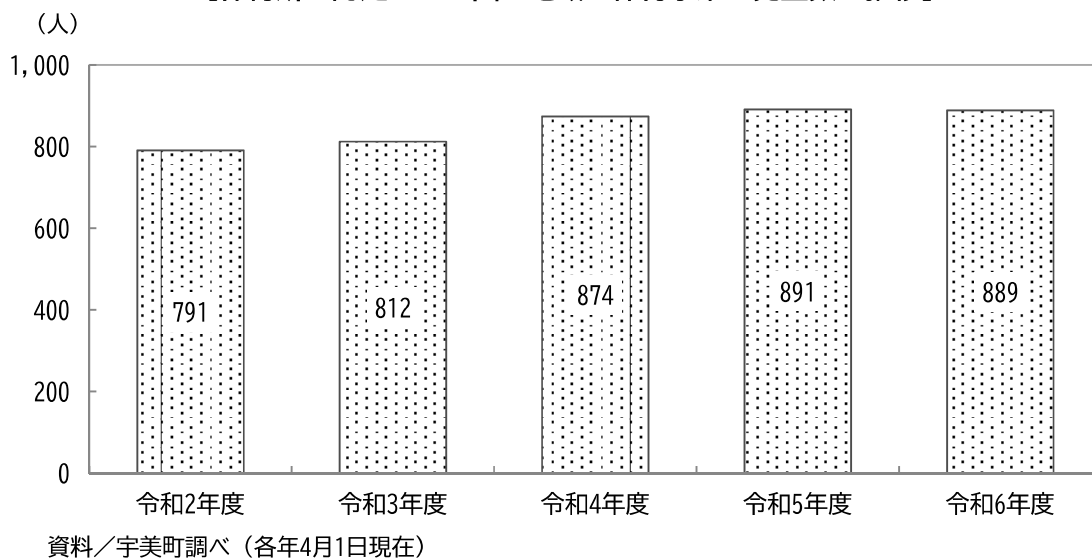


資料／デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「04 男女、年齢、移動前の住所地別転入者数・男女、年齢、移動後の住所地別転出者数」より加工、集計（国外からの転入、国外への転出者は除く）

⑤ 保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数

保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数は概ね増加傾向にあり、令和6年度は889人となっています。

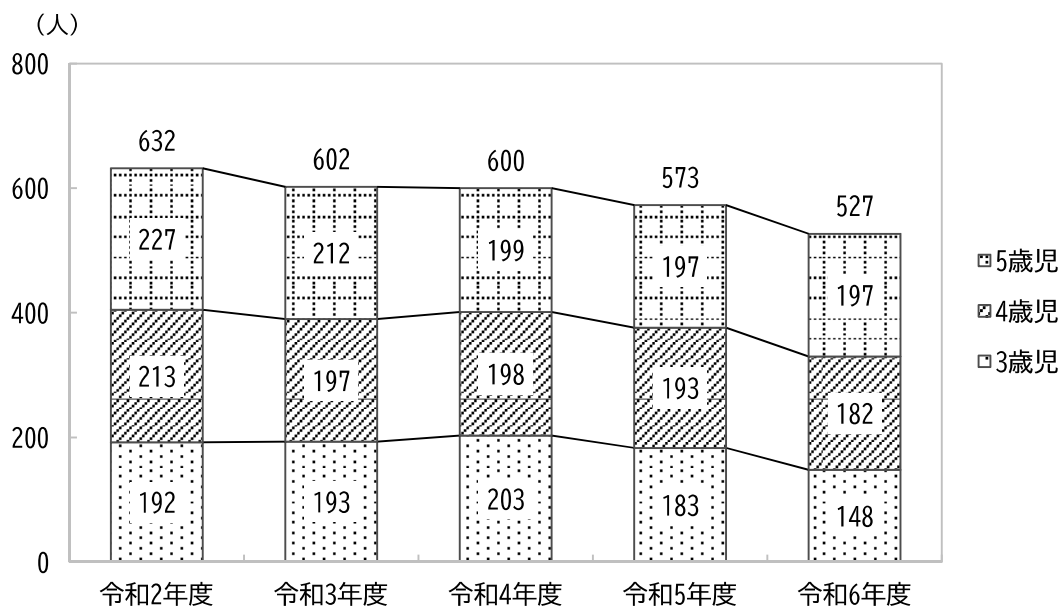
【保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数の推移】



⑥ 幼稚園の児童数

幼稚園の児童数は減少傾向にあり、令和6年度には527人となっています。

【幼稚園の児童数の推移】

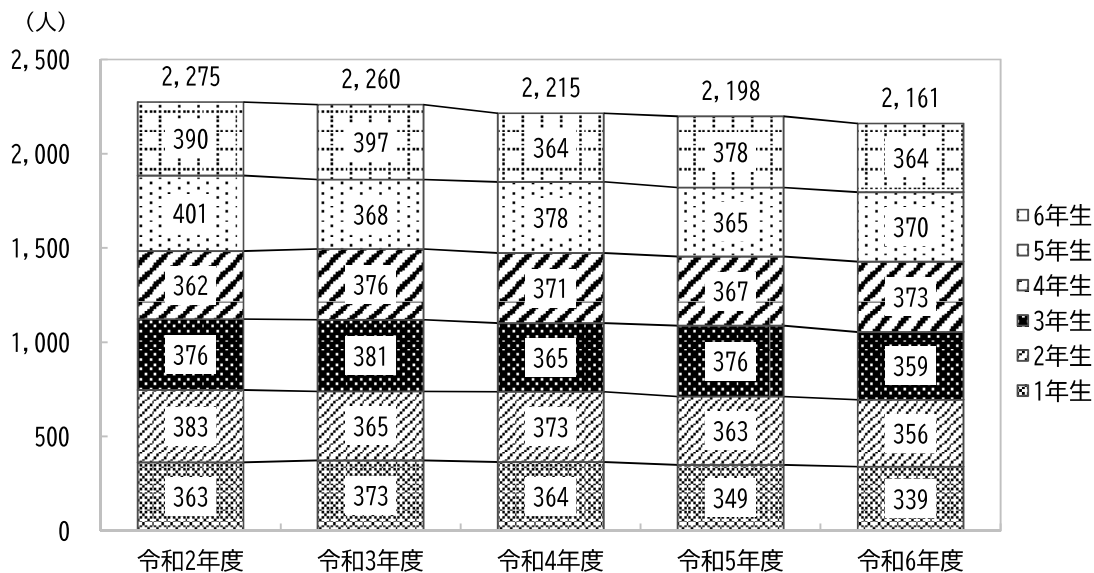


第1章 計画の策定にあたって

⑦ 小学校及び中学校の児童・生徒数

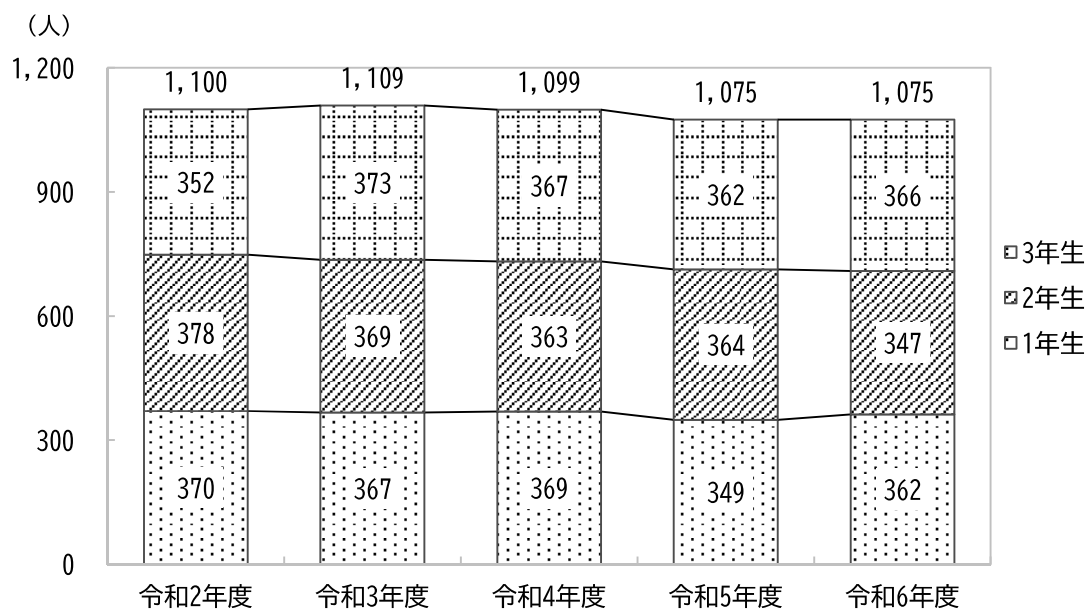
小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年度には2,161人となっています。

【小学校児童数の推移】



中学校の生徒数は、1,070人～1,100人前後で推移しています。

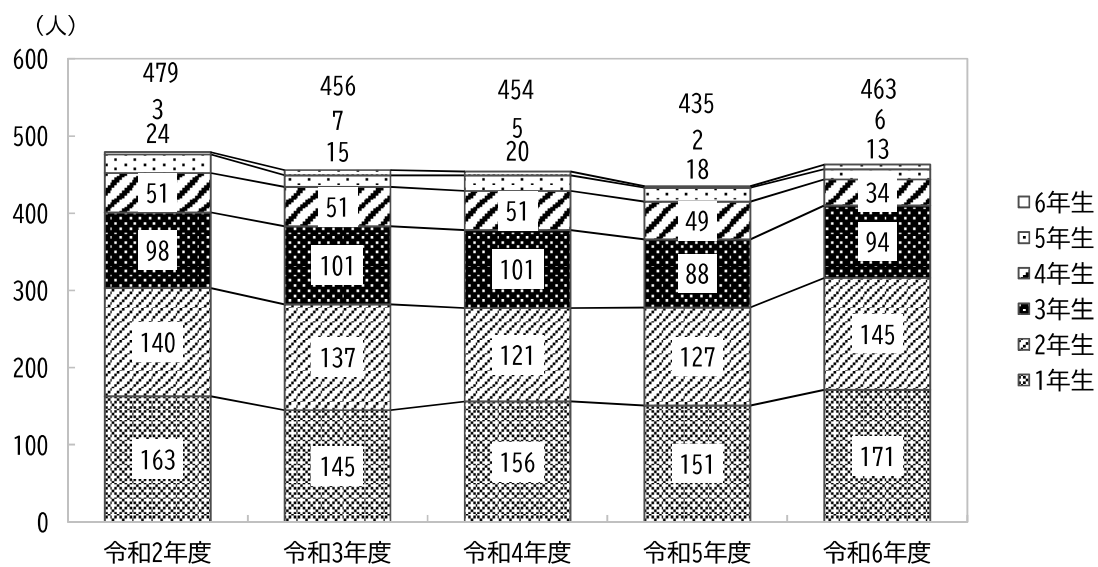
【中学校生徒数の推移】



⑧ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は減少傾向にありましたが、令和6年度に増加に転じ、463人となっています。

【放課後児童クラブ利用者数の推移】



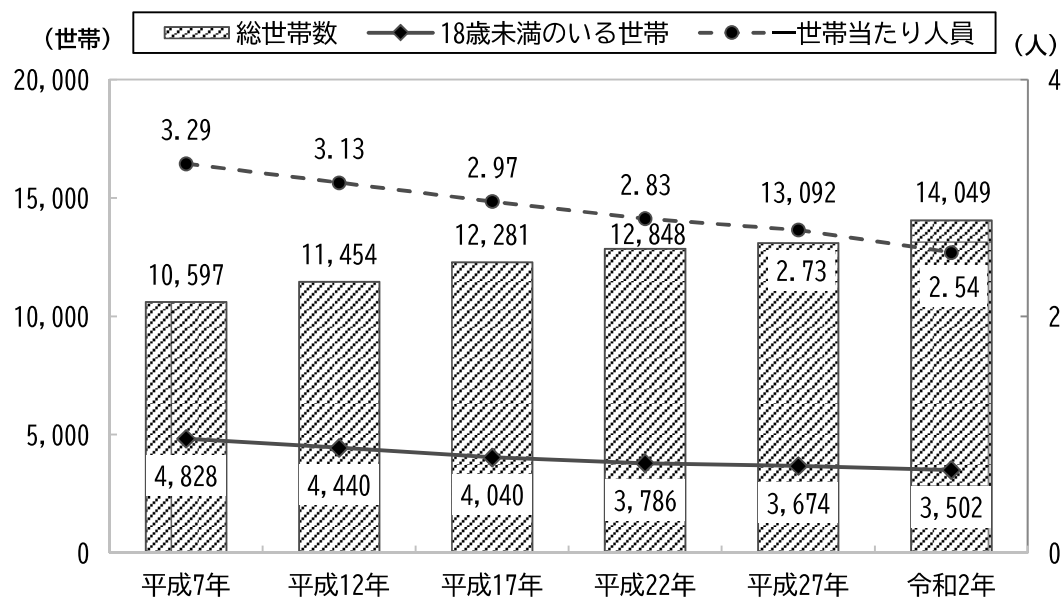
資料／宇美町調べ（各年4月1日現在）

(2) 世帯や地域の動向

① 世帯の動向

宇美町全体の世帯数は増加傾向にあり、令和2年には14,049世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で、令和2年は2.54人となっています。18歳未満のいる世帯数も減少傾向で、令和2年は3,502世帯となっています。

【宇美町の世帯数と一世帯当たりの人員、18歳未満のいる世帯数の推移】



資料／総務省「国勢調査」

② 就業状況

宇美町の就業者数は、男女とも平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には男女ともに減少に転じました。その後、男性は減少傾向にある一方で、女性は増加傾向となっています。

女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳では83.2%ですが、30～34歳になると76.3%に下がります。その後上昇し、40～44歳では84.7%、45～49歳では85.5%となります。これは結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したところにパート等で再就職をする女性が多いことを示しており、このような働き方を「M字型就労」といいます。宇美町でもこの就労パターンがみられますが、平成27年と比べると全体的に就業率が上昇しています。

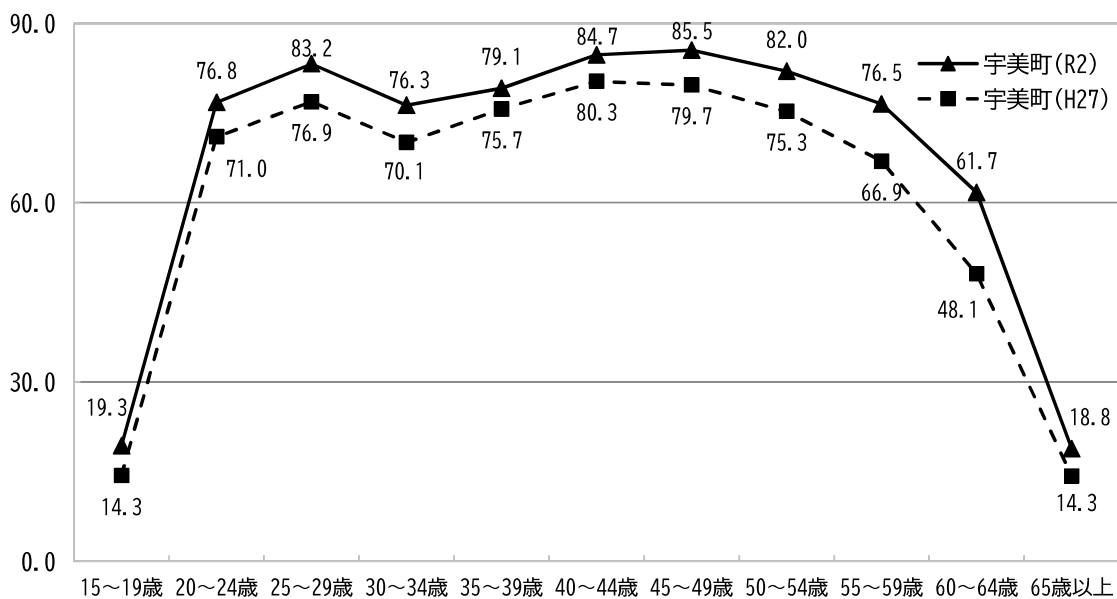
【宇美町の就業者数の推移】

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性就業者数	9,890	10,205	10,590	9,888	9,679	9,401
女性就業者数	6,605	7,403	7,855	7,589	7,622	7,696

資料／総務省「国勢調査」

【宇美町における女性の年齢別労働力率】



資料／総務省「国勢調査」

※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

第1章 計画の策定にあたって

(3) 各種アンケート調査の結果

① 各種アンケート調査の概要

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

	就学前児童（乳幼児）保護者用調査	小学生保護者用調査
調査目的	本町の子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、要望等の把握	
調査対象者	町内在住の就学前児童（0～5歳児）の保護者	町内在住の小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	1,000人	750人
有効回収数（率）	596人（59.6%）	457人（60.9%）
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月31日（回収予備期間含む）	

【子どもの生活に関するアンケート調査の概要】

	小学生及び保護者調査	中学生及び保護者調査
調査目的	本町のこどもの生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズ等の把握	
調査対象者	町内在住の小学5年生及びその保護者	町内在住の中学2年生及びその保護者
調査方法	＜公立小学校＞ 児 童：タブレット端末（WEB 回答） 保護者：児童を通じた配布・提出 ＜上記以外の児童・保護者＞ 郵送配布－郵送回収	＜公立小学校＞ 生 徒：タブレット端末（WEB 回答） 保護者：生徒を通じた配布・提出 ＜上記以外の生徒・保護者＞ 郵送配布－郵送回収
標本数	児童・保護者 各 372人	生徒・保護者 各 390人
有効回収数（率）	児 童：338人（90.9%） 保護者：311人（83.6%）	生 徒：326人（83.6%） 保護者：280人（71.8%）
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月29日（回収予備期間含む）	

【子ども・若者の意識と生活に関する調査の概要】

	13～18歳調査	18～39歳調査
調査目的	本町の若者が日頃どのような生活を営み、どのような考え方を持っているか、町の子ども・若者支援策等についての要望・意見等の把握	
調査対象者	町内在住の13～18歳男女	町内在住の18～39歳男女
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送・WEB 回収 （礼状兼協力依頼はがき1回使用）	郵送配布－郵送・WEB 回収 （礼状兼協力依頼はがき1回使用）
標本数	400人	400人
有効回収数（率）	153人（38.3%）	102人（25.5%）
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月8日（回収予備期間含む）	

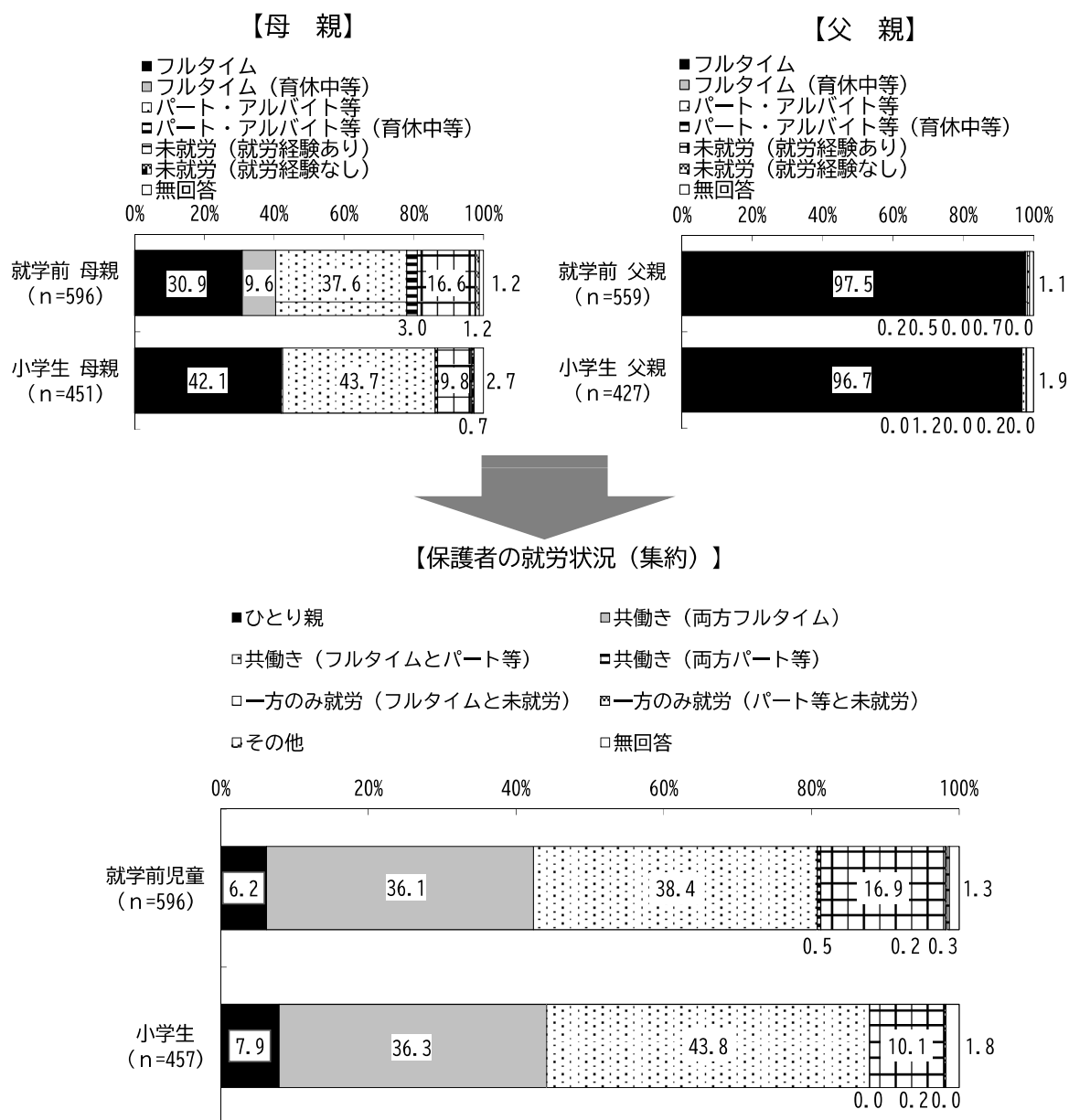
② 各種アンケート調査の主な結果

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

ア) 保護者の就労状況

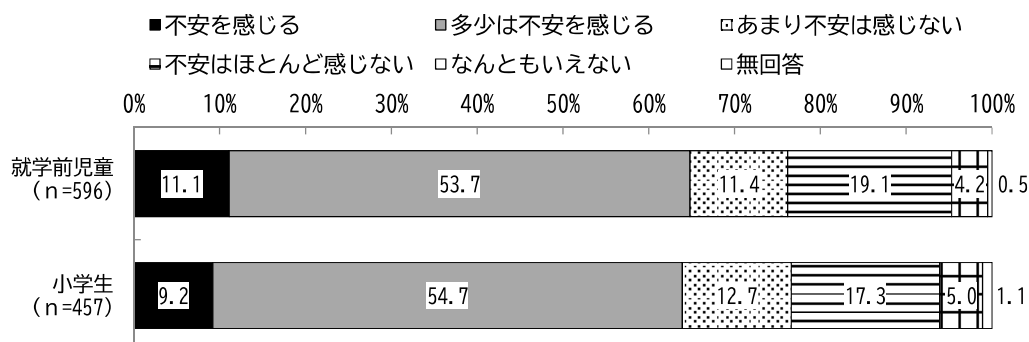
保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%超と大半を占めています。就学前児童の母親は、「パート・アルバイト等」の就労者が37.6%と最も多いものの、「フルタイム」も3割強となっており、就労形態が多様化しています。一方、小学生の母親は、「パート・アルバイト等」が43.7%、「フルタイム」の就労者が42.1%と就学前児童の母親に比べて就労が多くなっています。

父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童保護者：75.0%、小学生保護者：80.1%となっています。



イ) 子育てに関する不安感

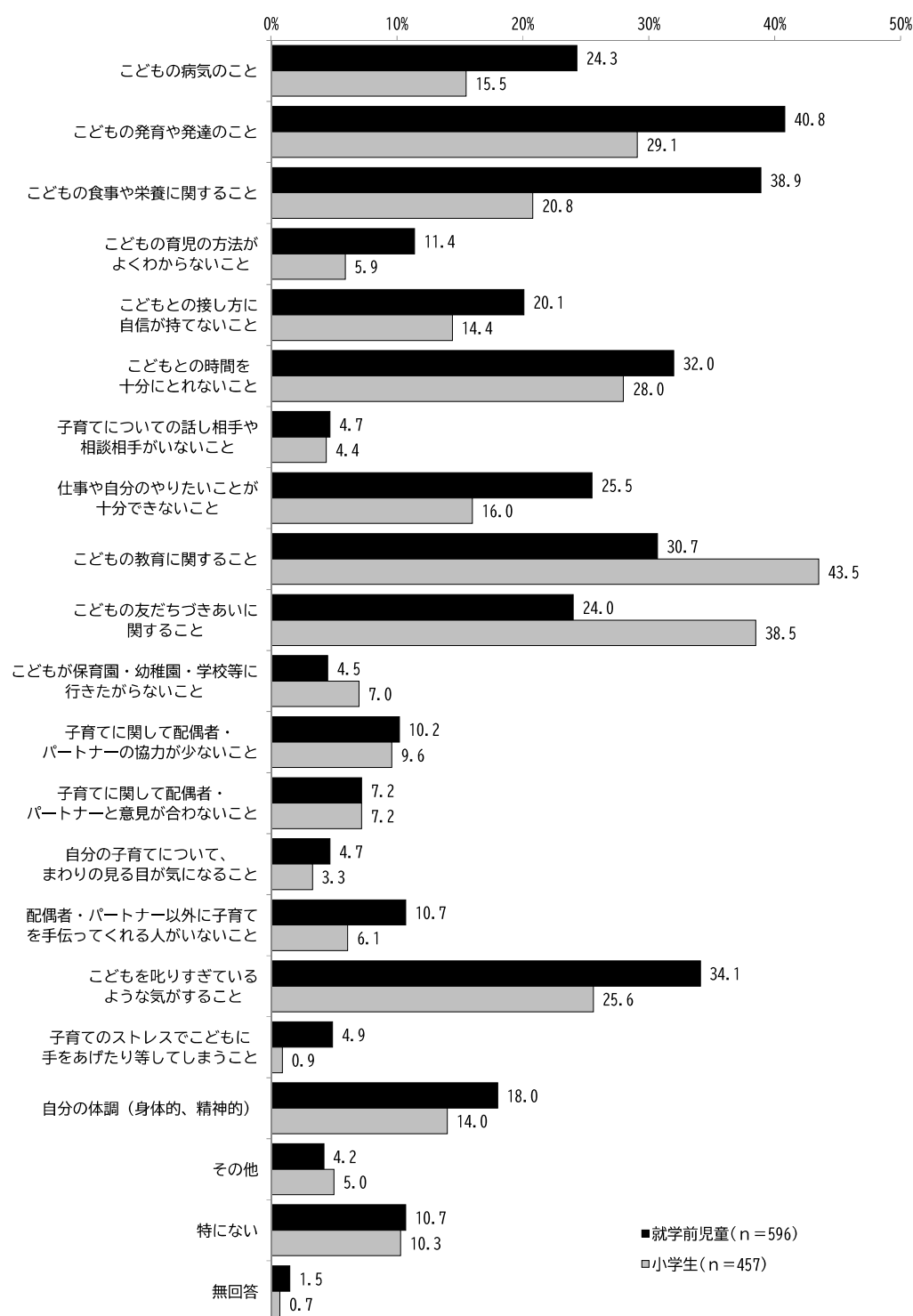
子育てに関する不安感について、『不安を感じる』（「不安を感じる」＋「多少は不安を感じる」）人の割合は、就学前児童保護者が64.8%、小学生保護者が63.9%で、いずれも過半数が不安を感じています。



ウ) 子育てに関する悩みや気になること

就学前児童保護者に、子育てに関する悩みや気になることをたずねたところ、「こどもの発育や発達のこと」(40.8%)の割合が最も多く、次いで「こどもの食事や栄養に関すること」(38.9%)、「こどもを叱りすぎているような気がする」(34.1%)、「こどもとの時間を十分にとれないこと」(32.0%)となっています。

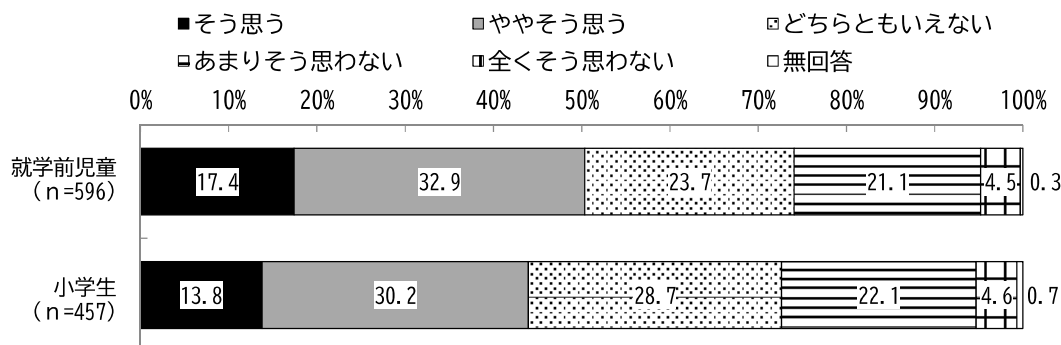
小学生保護者に、子育てに関する悩みや気になることをたずねたところ、「こどもの教育に関すること」(43.5%)の割合が最も多く、次いで「こどもの友だちづきあいに関すること」(38.5%)、「こどもの発育や発達のこと」(29.1%)、「こどもとの時間を十分にとれないこと」(28.0%)となっています。



第1章 計画の策定にあたって

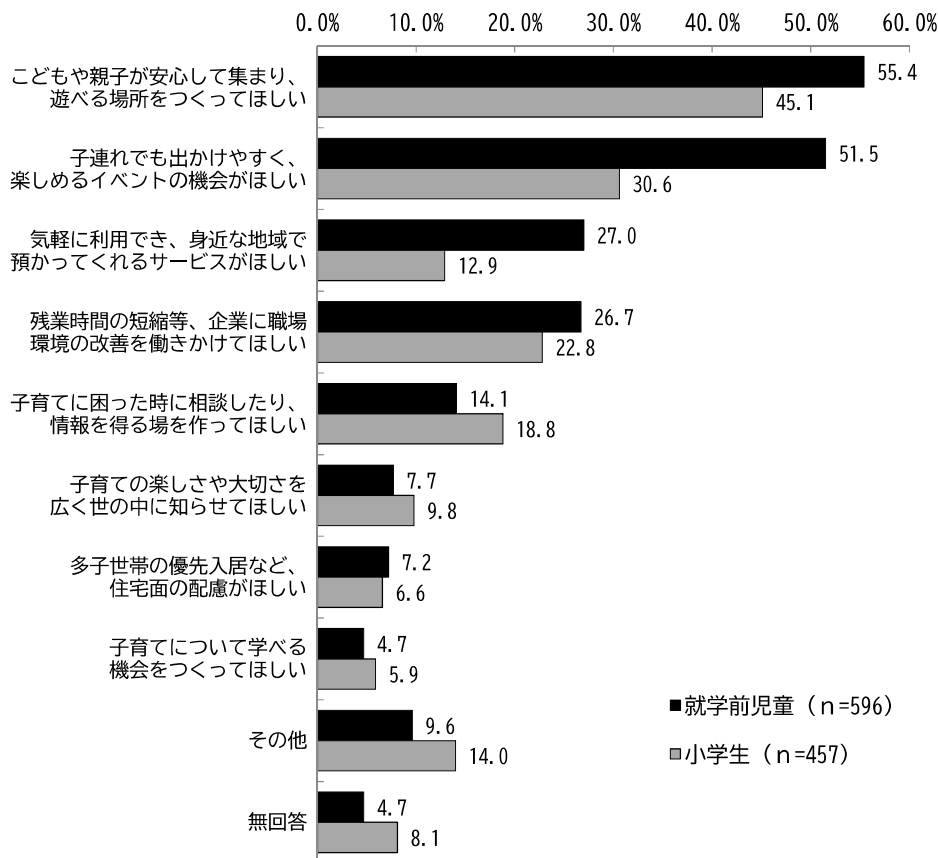
エ) 宇美町の子育て環境（結婚・妊娠・出産しやすいまち）の評価

宇美町は結婚・妊娠・出産できるような環境・社会であるかどうか、総合的に評価してもらったところ、『思う』（「思う」＋「やや思う」）が就学前児童保護者：50.3%、小学生保護者：44.0%となっています。



オ) 充実を図ってほしい子育て支援

充実を図ってほしい支援は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」（就学前児童保護者：55.4%、小学生保護者：45.1%）の割合が最も多くなっています。

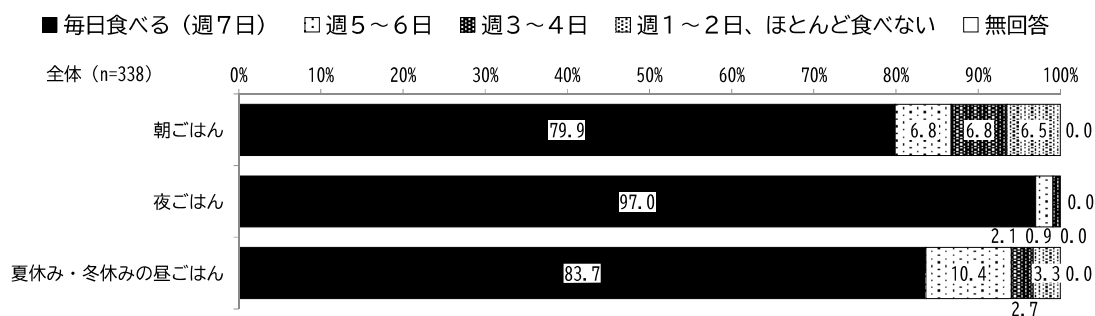


2) 子どもの生活に関するアンケート調査

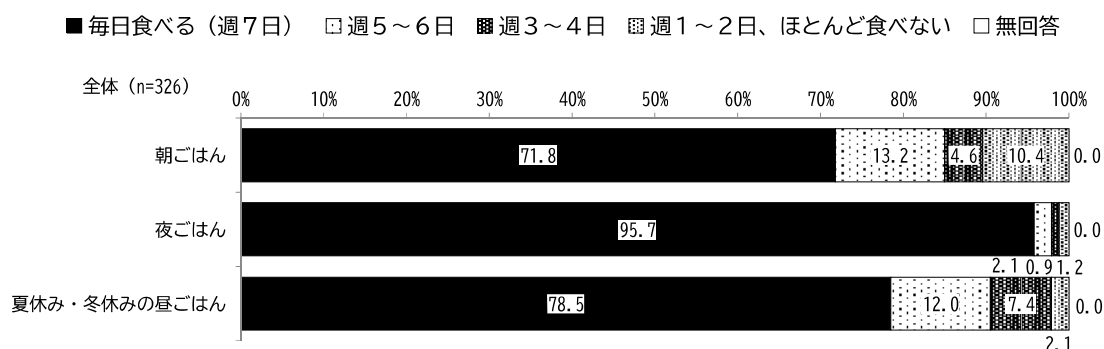
ア) 1週間の食事の頻度（小・中学生本人の回答）

1週間の食事の頻度について、小学生・中学生ともに、朝ごはん、夜ごはん、夏休み・冬休みの昼ご飯の昼ご飯いずれにおいても、「毎日食べる（週7日）」が最も多く、71.8%～97.0%となっています。

【1週間の食事の頻度（小学生）】

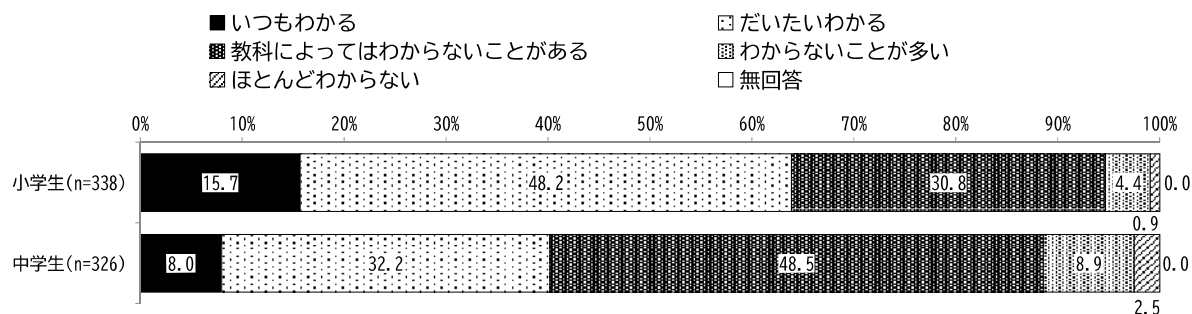


【1週間の食事の頻度（中学生）】



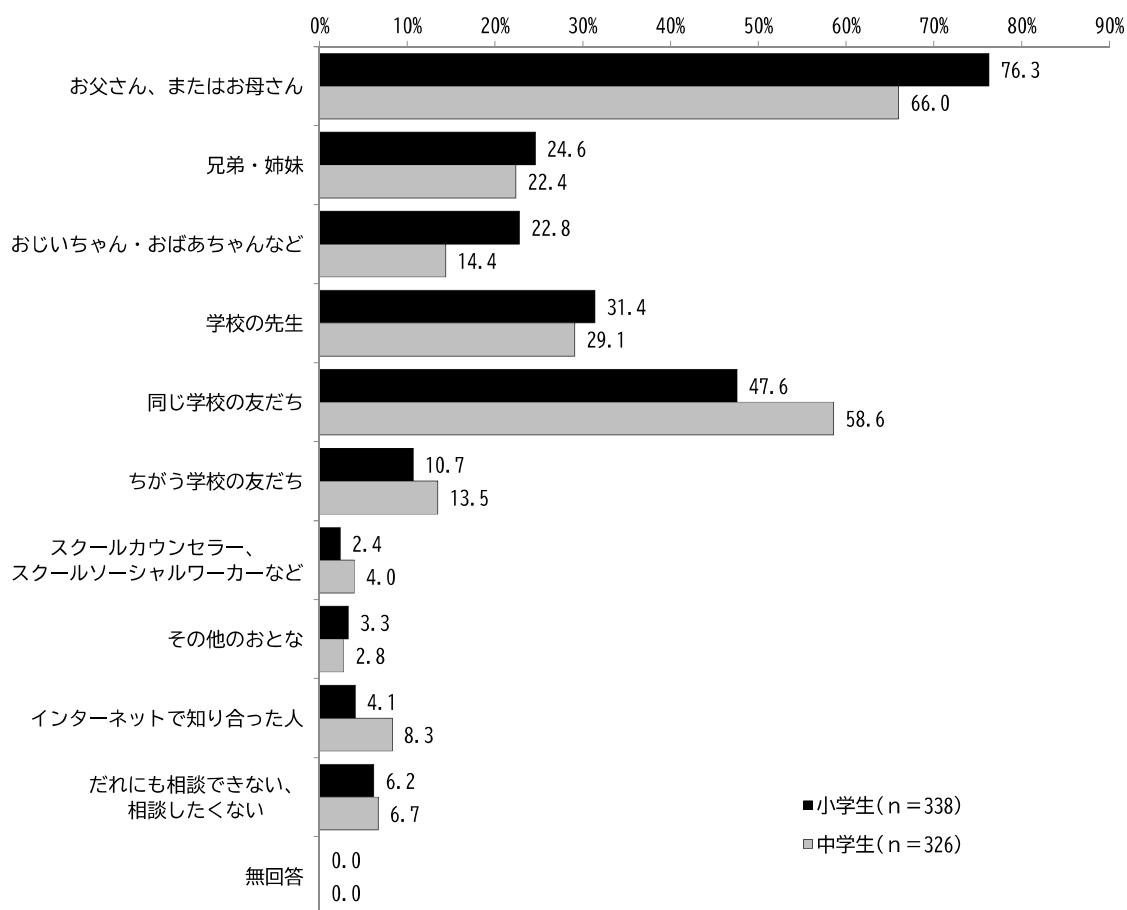
イ) 学校の授業の理解度（小・中学生本人の回答）

学校の授業で分からないことがあるかについて、小学生は「だいたいわかる」が48.2%で最も多く、中学生は「教科によってはわからないことがある」が48.5%で最も多くなっています。



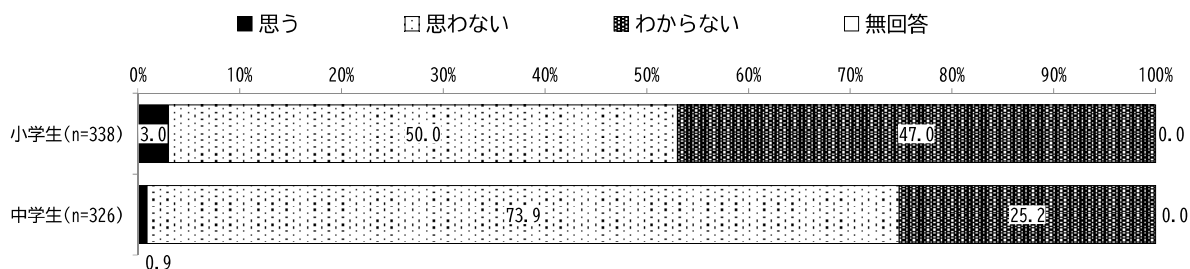
ウ) 困りごとや悩みを相談できると思う人（小・中学生本人の回答）

あなたが相談できると思う人について、小学生・中学生ともに「お父さん、またはお母さん」が最も多く、小学生で76.3%、中学生で66.0%となっています。また「同じ学校の友だち」では、小学生（47.6%）に比べ中学生（58.6%）で11ポイント高くなっています。



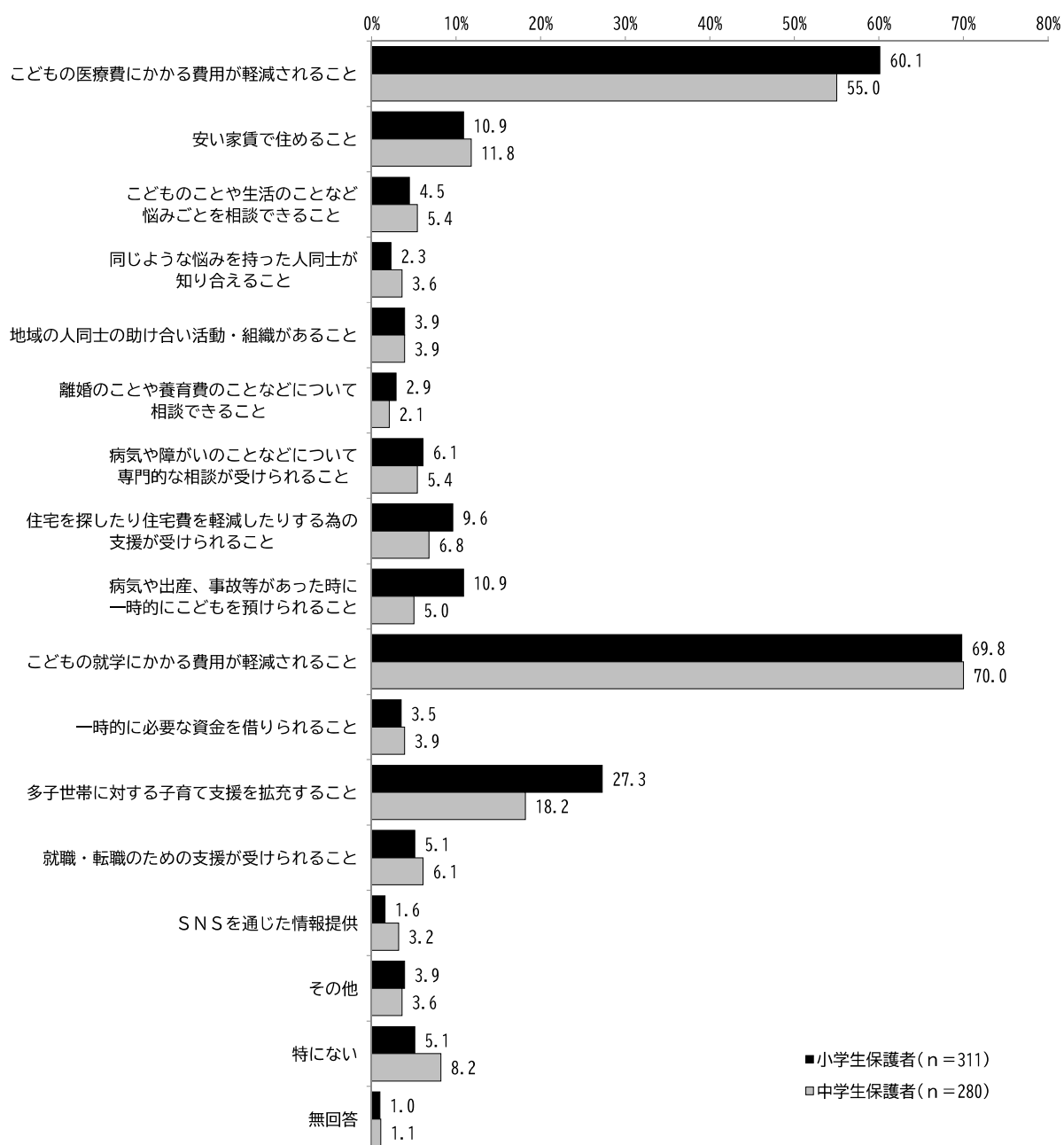
エ) 自分のことをヤングケアラーだと思うか（小・中学生本人の回答）

あなたは自分のことを「ヤングケアラー」だと思いますかについて、小学生・中学生ともに「思わない」が最も多く、小学生で50.0%、中学生で73.9%となっています。



オ) 現在必要としている、または特に重要だと思う支援（小・中学生保護者の回答）

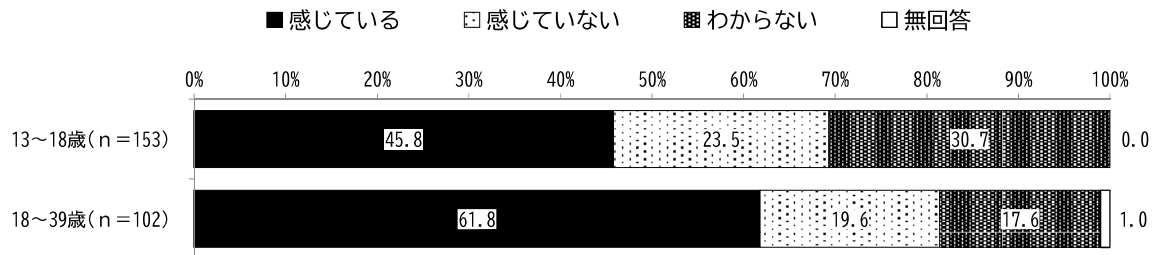
現在必要としている、特に重要だと思う支援等について、小学生保護者・中学生保護者ともに「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多く、7割となっています。



3) 子ども・若者の意識と生活に関する調査

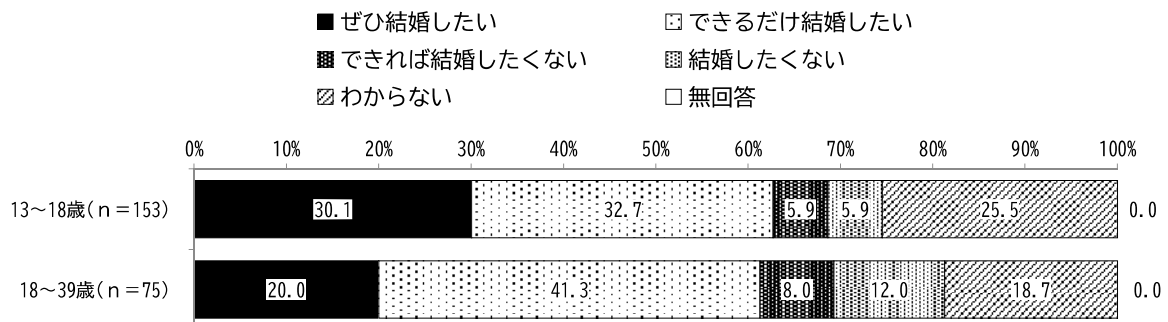
ア) 将来への不安

将来への不安について、「感じている」の割合は、13～18歳で45.8%、18～39歳で61.8%となっています。



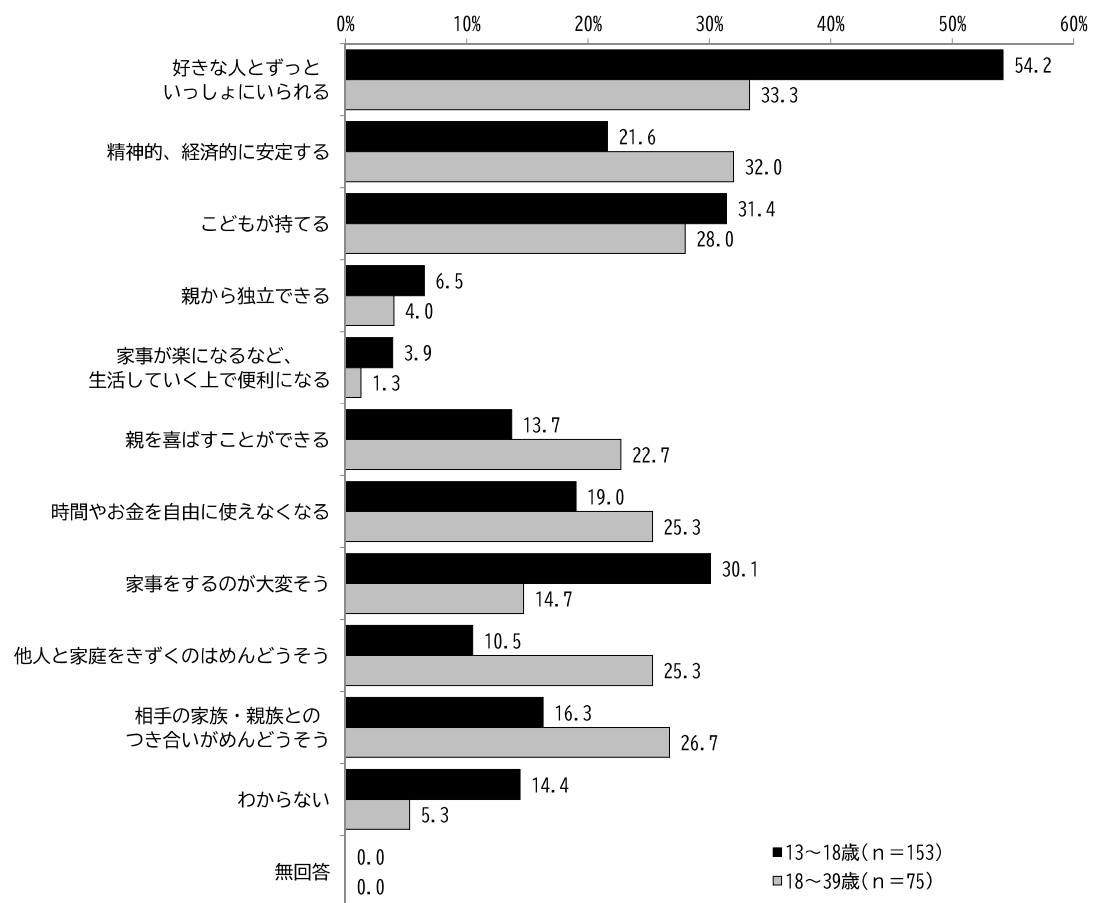
イ) 結婚願望

結婚願望について、「ぜひ結婚したい」「できるだけ結婚したい」を合わせた割合は、13～18歳で62.8%、18～39歳で61.3%となっています。「できれば結婚したくない」「結婚したくない」を合わせた割合は、13～18歳で11.8%、18～39歳で20.0%となっています。



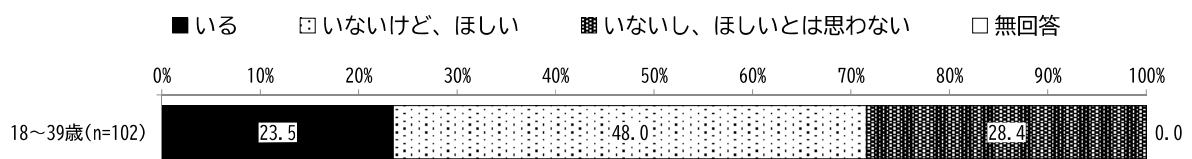
ウ) 結婚へのイメージ

結婚へのイメージについて、13～18歳では「好きな人とずっといっしょにいられる」「こどもが持てる」「家事をするのが大変そう」の順に割合が多く、18～39歳では「好きな人とずっといっしょにいられる」「精神的、経済的に安定する」「こどもが持てる」の順に割合が多くなっています。また、18～39歳では「時間やお金を自由に使えるなくなる」「他人と家庭をきずくのはめんどろそう」「相手の家族・親族とのつき合いがめんどろそう」の割合も2割半ばとなっています。



エ) こどもの有無

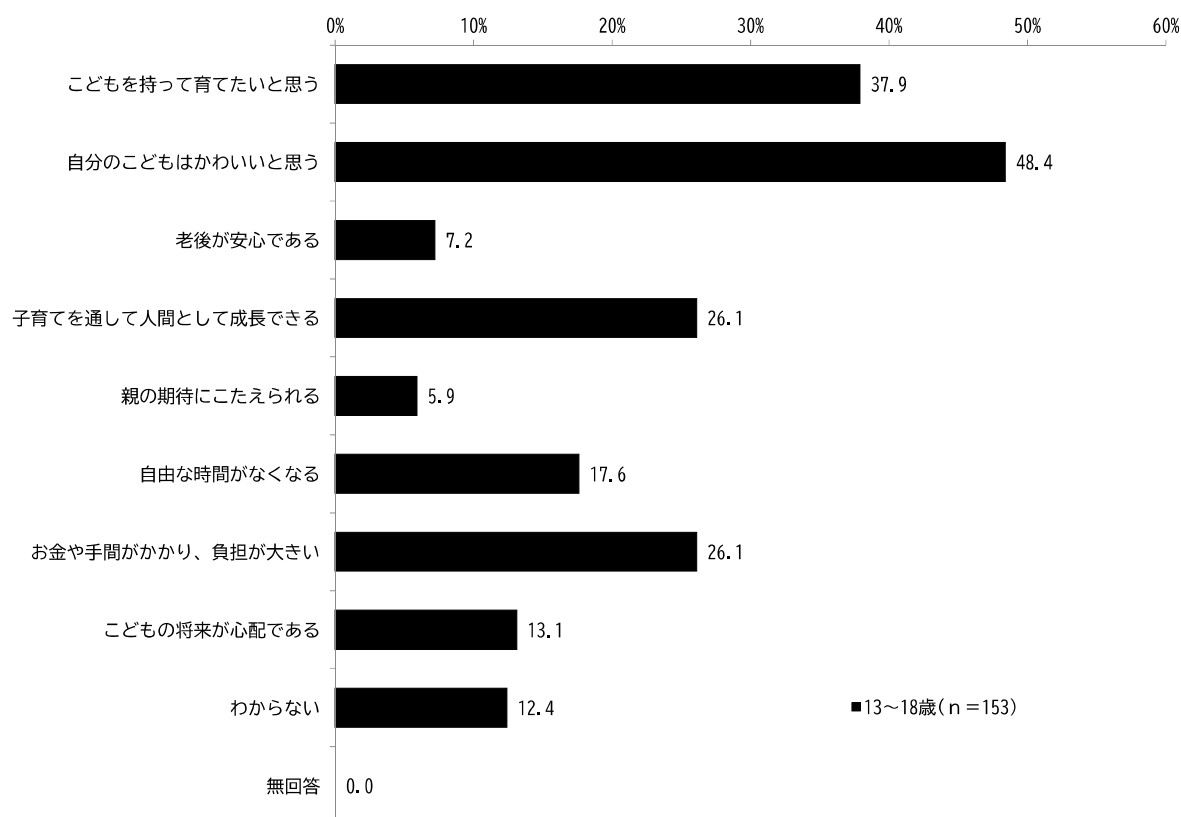
こどもの有無について、18～39歳では「いないけど、ほしい」の割合が48.0%、「いないし、ほしいとは思わない」の割合が28.4%となっています。



第1章 計画の策定にあたって

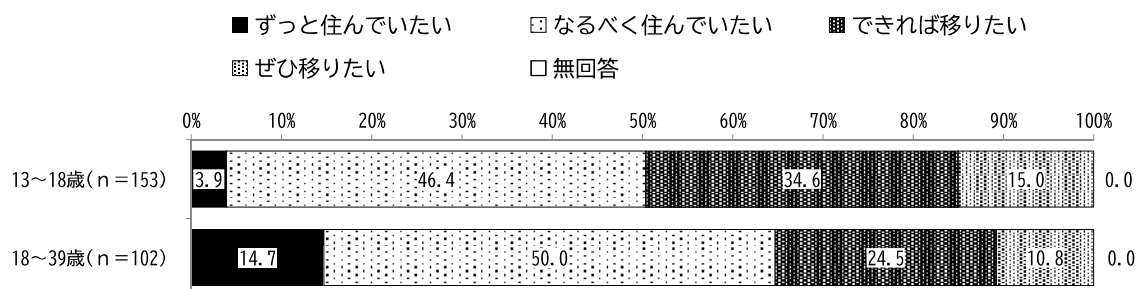
オ) こどもを持つことのイメージ

こどもを持つことのイメージについて、13～18歳では「自分のこどもはかわいいと思う」「こどもを持って育てたいと思う」「子育てを通して人間として成長できる」「お金や手間がかかり、負担が大きい」の順に割合が多くなっています。



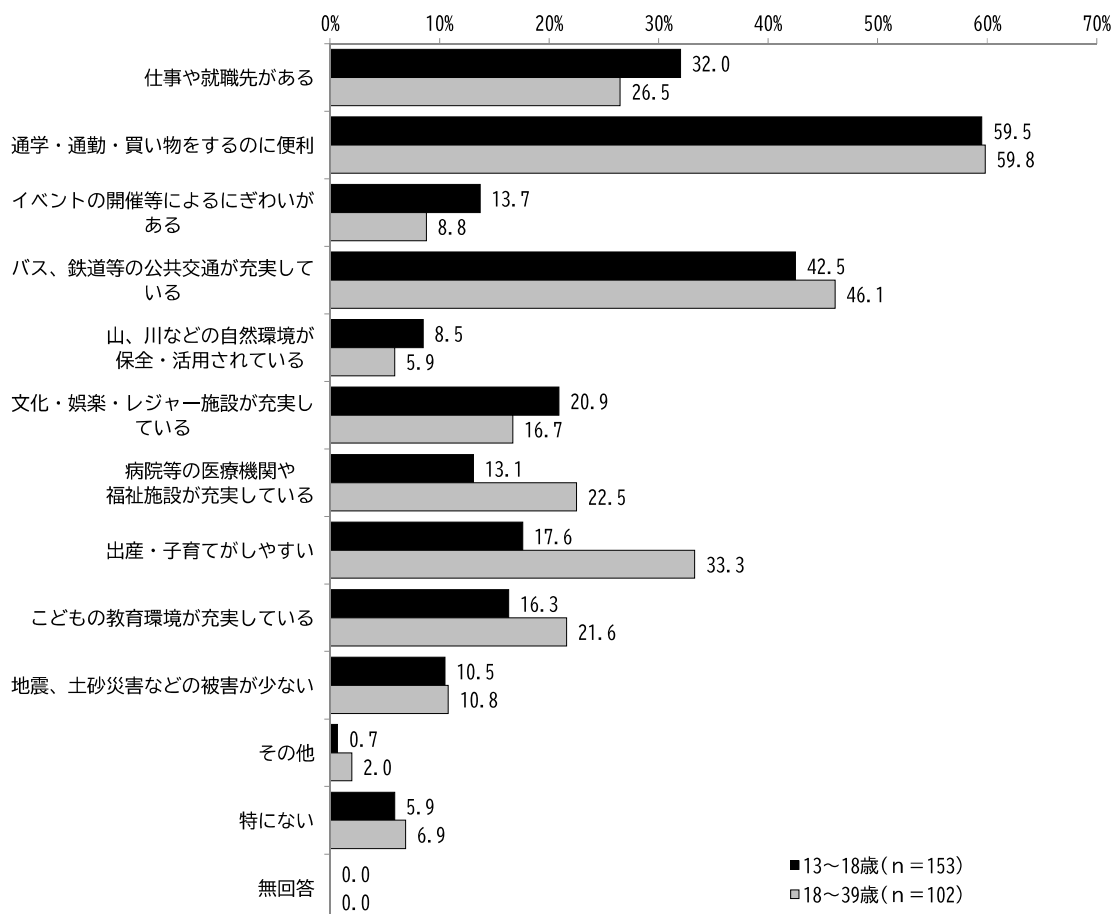
カ) 宇美町での今後の居住意向

宇美町での今後の居住意向について、「できれば移りたい」「ぜひ移りたい」を合わせた割合は、13～18歳で49.6%、18～39歳で35.3%となっています。



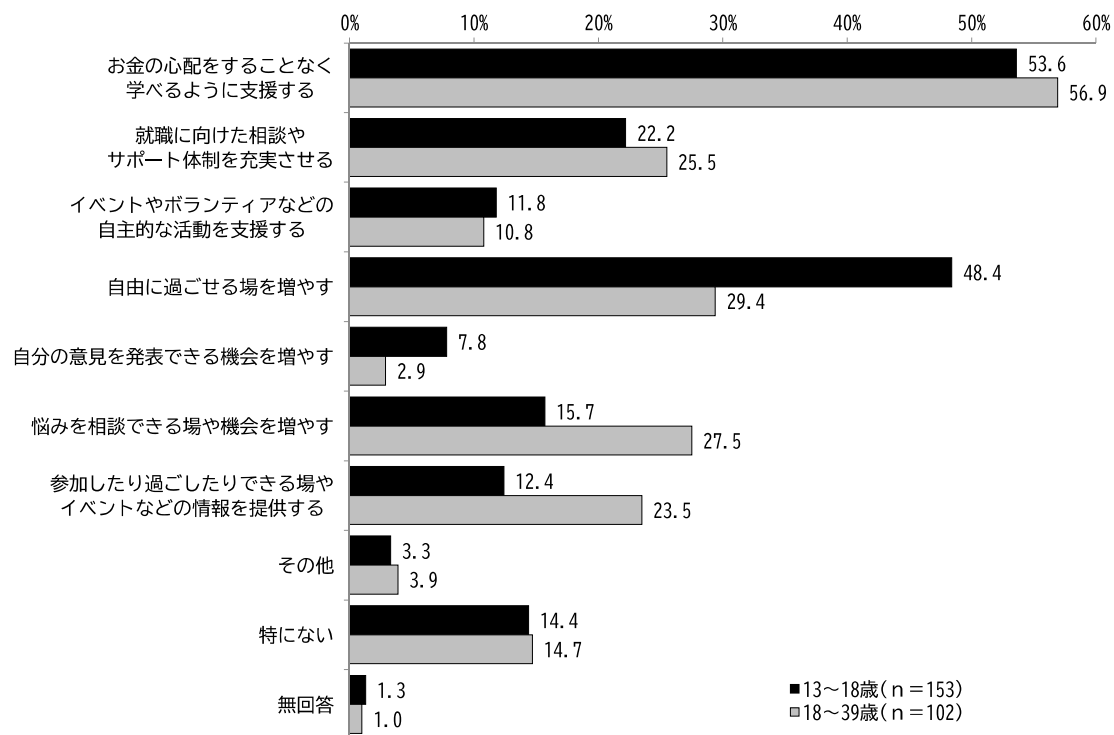
キ) 宇美町に暮らし続けるために整える必要がある環境

宇美町に暮らし続けるために整える必要がある環境について、13～18歳では「通学・通勤・買い物をするのに便利」「バス、鉄道等の公共交通が充実している」「仕事や就職先がある」の順に割合が多く、18～39歳では「通学・通勤・買い物をするのに便利」「バス、鉄道等の公共交通が充実している」「出産・子育てがしやすい」「仕事や就職先がある」の順に割合が多くなっています。

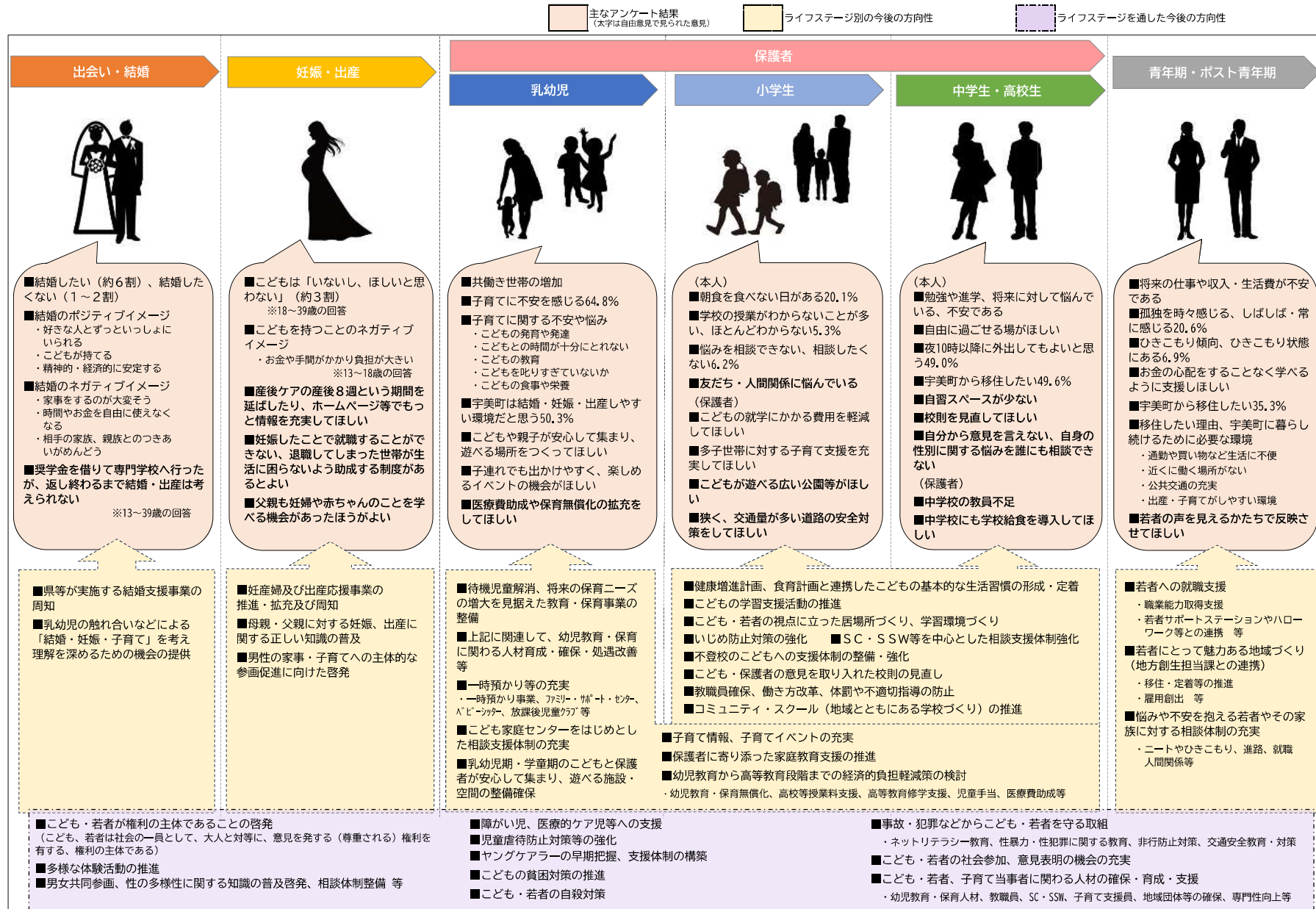


ク) 若者のために宇美町に必要な取組

若者のために宇美町に必要な取組について、13～18歳では「お金の心配をすることなく学べるように支援する」「自由に過ごせる場を増やす」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」の順に割合が多く、18～39歳では「お金の心配をすることなく学べるように支援する」「自由に過ごせる場を増やす」「悩みを相談できる場や機会を増やす」の順に割合が多くなっています。



(4) 各種アンケート調査からみえる現状・課題・要望と今後の方向性の整理



(5) 第二期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第二期子ども・子育て支援事業計画では、計画の着実な推進を図るために、宇美町独自に各事業の成果指標を定めて、これまでの計画の進捗状況を、各項目について検証しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、交流イベントや体験活動イベント、研修会等の実施が困難な状況がみられましたが、赤ちゃん健診や乳幼児健康診査受診率、妊娠期中の支援が必要な妊婦への保健指導実施率等は高い水準を維持しています。

今後も引き続き、各事業の周知をしていくとともに、こどもや保護者の様々なニーズに対応できるよう、事業の内容を充実させていく必要があります。

事業名	成果指標	目標値 (令和6年)	実績値 (令和5年)
子育て支援センターの機能の充実	利用者数 (講座・サロンを含む)	1か所 7,500人	1か所 7,356人
放課後児童クラブ (学童保育)の推進	実施クラブ数	11クラブ	11クラブ
	入所者数	456人	435人
ファミリー・サポート・センター事業の拡充	講習会実施回数	5回×2期	5回×2期
	会員数	200人	162人
	活動回数	79回	71回
乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 (受診者数/対象者数) ・4か月児健診 ・7か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・幼児健診での歯科健診 及びブラッシング指導、 フッ素塗布の実施	4か月児健診 96.0% 7か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 97.0%	4か月児健診 97.6% 7か月児健診 99.3% 1歳6か月児健診 97.5% 3歳児健診 97.2%
未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な家庭への訪問実施率	100%	100% (3件/3件)
妊娠出産期の保健指導 及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100%	100% (116件/116件)
	必要な妊婦への訪問実施率	100%	100% (10件/10件)
乳幼児期及び学童期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん健診参加率 (受診者数/対象者数)	75.0%	83.7%
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育講座実施回数	16回	7回 ※内容、実施方法を検討の上、実施
保育体験や世代間交流の推進	中学校での子育てサロン実施回数 ※令和5年度より一部の小学校でも実施	宇美東中：7回/年 宇美南中：6回/年 宇美中：6回/年	宇美東中：3回/年 宇美南中：3回/年 宇美中：3回/年 原田小：2回/年

第1章 計画の策定にあたって

事業名	成果指標	目標値 (令和6年)	実績値 (令和5年)
世代間交流の推進	世代間交流子育てサロン 実施回数	7回/年	9回/年
地域の交流の場の整備	地域子ども教室の実施か所数	2校区	1校区 (井野小学校区)
子どもの体験活動の推進	ふみの里まなびの森フェスタ 開催回数、参加者数	1回/年 767人	ふみの里まなびの 森フェスタ終了 →交流イベントの 実施 1回/年実施 約500人
	チャレンジクラブの参加者数 (延べ人数)	600人	チャレンジクラブ 廃止 →中央公民館講座 「ビビっと★うみ ラボ」の実施 262人
町立図書館の機能の充実	読書ボランティアと共働で開 催するおはなし会の実施回数	48回/年	48回/年
	子ども(18歳以下の町民) の貸出点数	45,000点/年	31,197点/年
障がい児保育の充実	研修の実施回数	3回/年	0回/年 ※新型コロナウイルス感染防止のため実施できませんでしたが、「すくすく」の主任保育士が電話等で各園の気になる児童について助言や指導を行いました。
	「すくすく」巡回園数	9か所	10か所
子育てボランティアの育成	サポーター養成講座の 開催回数	1回/3年	令和6年度に 実施予定

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. こども計画の目標

『未来』と『笑顔』をうみだす

こどもまんなか まちづくり

本計画は、「こども基本法」に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、令和元年度に策定した「第二期子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）」と同様、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定するものであり、平成17年度に策定した「次世代育成支援行動計画（うみっ子未来プラン）」を承継するものです。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」に定める「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める「市町村子どもの貧困対策推進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」としての位置付けも担う計画として策定します。

こども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現が目標として掲げられており、そして、本計画の上位計画である「第7次宇美町総合計画」においては、“みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち”を計画の柱である基本目標のひとつとして掲げています。

本計画においては、これまで「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」において掲げてきた“みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町”という基本理念や推進してきた施策を承継しつつ、こども大綱の趣旨や総合計画において掲げる町の将来像及び基本目標を踏まえ、本計画の目標を、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもたちやその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちをめざし、“『未来』と『笑顔』をうみだす こどもまんなか まちづくり”とします。

2. ライフステージ別の目標

こども計画の目標の実現に向けて、次の4つのライフステージ別の目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

目標Ⅰ <妊娠期～乳幼児期> 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

質の高い教育・保育事業を安定的に提供するための人材育成や確保、多様な教育・保育事業の充実、地域で安心して子育てができるための一時預かりや病児保育等の事業の充実、妊娠期や産前・産後、こどもの成長段階にあわせた保護者の心身の健康支援、こどもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

目標Ⅱ <学童期・思春期> 学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり

行政・学校・家庭・地域が連携して、児童生徒一人ひとりに応じた学びのサポートや基本的な生活習慣の形成、体力の向上、道德教育や様々な体験活動の充実、児童生徒や保護者にとって安全・安心な教育環境の整備等を推進し、こどもたちの郷土への誇りと生きる力を育むまちをめざします。

目標Ⅲ <青年期> 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

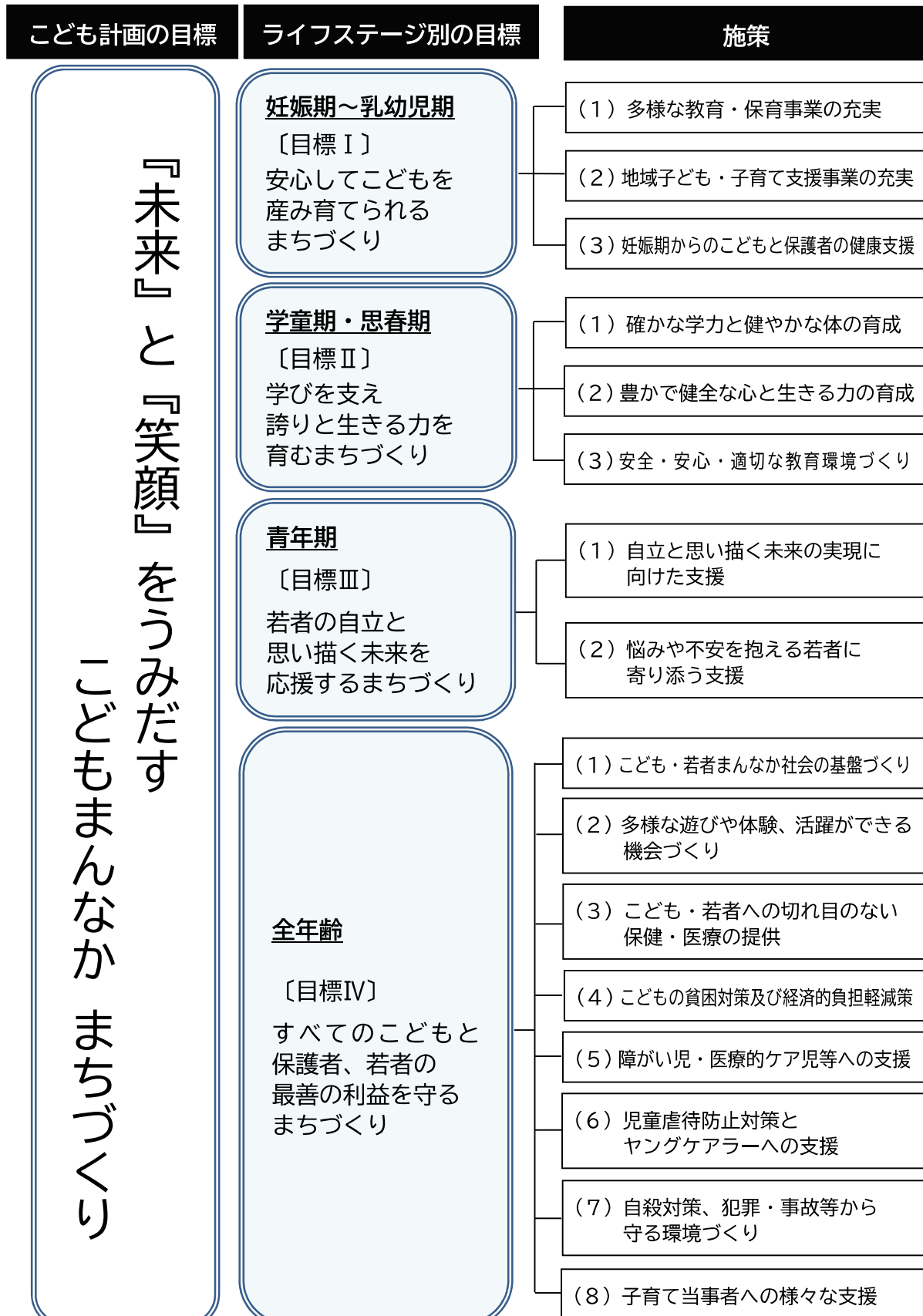
県と連携した若者の出会いの機会・場の創出支援、若者の就職に関する支援や相談窓口との連携、若者の移住・定住促進や関係人口・交流人口増加に向けた町の魅力づくり及びPRを推進し、若者の自立と思い描く未来を応援するまちをめざします。

目標Ⅳ <全年齢> すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

こども・若者、子育てにやさしいまちづくりに向けた住民への啓発や小児医療の充実、障がい児・医療ケア児の支援、こどもの貧困・虐待・ヤングケアラー・自殺対策等の権利擁護、こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり等を推進し、すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちをめざします。

3. 計画の体系

本計画のライフステージ別の目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を推進します。



第2章 計画の基本的な考え方

4. 施策体系とこども大綱・各種計画との関係

子：子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画

若：子ども・若者計画

貧：子どもの貧困対策推進計画

保：母子保健を含む成育医療等に関する計画

宇美町こども計画 施策体系		こども大綱	子	若	貧	保
I	安心して子どもを産み育てられるまちづくり (妊娠期～乳幼児期)					
I	1 多様な教育・保育事業の充実					
	1 通常保育事業		○			
	2 延長保育事業		○			
	3 一時保育事業		○			
	4 幼稚園教育の充実		○			
	5 幼児教育・保育の質の向上		○			
	6 保育所等の環境整備	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・子ども・若者が活躍できる機会づくり (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	○			
	7 待機児童対策及び保育士確保		○			
	8 幼児教育・保育に関わる人材の処遇改善		○			
	9 特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援		○			
	10 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続		○			
I	2 地域子ども・子育て支援事業の充実					
	11 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援	○			
	12 子育て支援センター機能の充実		○		○	
	13 病児保育事業		○			
	14 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施		○			
	15 ファミリー・サポート・センター事業の推進		○			
	16 子育て短期支援事業の推進		○			
I	3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援					
	17 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○			○
	18 産前・産後の支援の充実と体制強化		○			○
	19 妊産婦の保健指導及び相談の充実		○			○
	20 乳幼児健診等の推進		○			○
	21 若年妊産婦等への支援		○	○	○	○
	22 特定妊婦等への切れ目のない支援体制の構築		○	○	○	○
	23 2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）☑		○			○
	24 養育支援訪問事業		○		○	○

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱		子	若	貧	保
Ⅰ 安心してこどもを産み育てられるまちづくり (妊娠期～乳幼児期)								
	25 「妊婦のための給付交付金」を活用した伴走型相談支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	○			○	○	
	26 乳幼児期における生活習慣の形成・定着	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	○			○	○	
	27 胎児期からの食育の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	○			○	○	
Ⅱ 学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり (学童期・思春期)								
Ⅱ	1 確かな学力と健やかな体の育成							
	28 確かな学力の育成	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	○	○	○			
	29 外国語教育の推進			○				
	30 特別支援教育の充実	・こども・若者が活躍できる機会づくり	○					
	31 学校と地域とが連携・協働した教育活動の推進	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	○					
	32 学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期	○		○	○		
	33 学校保健の推進	・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	○	○				
	34 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	○	○				
	35 学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進		○					
Ⅱ	2 豊かで健全な心と生きる力の育成							
	36 郷土愛を育む教育の推進		○	○				
	37 道徳教育・特別活動の推進	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○					
	38 人権教育の推進	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	○					
	39 読書教育の推進	・こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	○		○			
	40 持続可能な開発のための教育の推進	(7) こども・若者自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	○	○				
	41 教育を通じた男女共同参画の推進	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期	○	○				
	42 情報リテラシー・モラル教育の推進	・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	○	○				
	43 ライフデザインに関する教育・意識啓発・情報提供	・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	○	○				
	44 職場体験等の推進		○	○				

第2章 計画の基本的な考え方

宇美町こども計画 施策体系		こども大綱	子	若	貧	保
Ⅱ	学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり (学童期・思春期)					
Ⅱ	3 安全・安心・適切な教育環境づくり					
	45 学校を核とした地域づくりの推進	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・こども・若者の自殺対策 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援 Ⅳ こども施策を推進するために必要な事項 2 こども施策の共通の基礎となる取組 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	○			
	46 放課後児童クラブ(学童保育)の実施		○	○		
	47 安全教育の推進		○	○		○
	48 性や健康に関する相談支援		○	○		○
	49 児童生徒の性暴力等防止対策		○	○		
	50 自殺予防教育の推進		○	○		
	51 「SOSの出し方教育」の推進		○	○		
	52 いじめ防止対策の強化		○			
	53 不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援		○		○	
	54 校内教育支援センターの設置		○		○	
	55 宇美町立学びの多様な学校の開設		○		○	
	56 校則に関する意見・要望の収集、情報共有					
	57 体罰や不適切な指導の防止		○			
	58 要保護児童の高校中退予防			○	○	
	59 児童生徒に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上		○	○	○	
	60 教職員の働き方改革の推進					
Ⅲ	若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり (青年期)					
Ⅲ	1 自立と思い描く未来の実現に向けた支援					
	61 若者の就職支援	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (3) 青年期 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		○	○	
	62 起業家教育の推進			○		
	63 若者にとって魅力ある地域づくり			○		
	64 結婚を希望する方への支援			○		
Ⅲ	2 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援					
	65 若者の居場所の確保	Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (2) 学童期・思春期 ・居場所づくり Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (3) 青年期 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実		○	○	
	66 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実			○	○	
Ⅳ	すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり(全年齢)					
Ⅳ	1 こども・若者まんなか社会の基盤づくり					
	67 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (1) こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有等 Ⅳ こども施策を推進するために必要な事項 2 こども施策の共通の基礎となる取組 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	○	○	○	

第2章 計画の基本的な考え方

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱		子	若	貧	保
IV すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり（全年齢）								
		68 権利侵害されたこどもの支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 （2）学童期・思春期 ・居場所づくり IV こども施策を推進するために必要な事項 1 こども・若者の社会参画・意見反映 （3）社会参加や意見表明の機会の充実 （4）多様な声を施策に反映させる工夫 （5）社会参画・意見反映を支える人材の育成 （6）若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 2 こども施策の共通の基礎となる取組 （2）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援		○	○	○	
		69 こども・若者の居場所づくり			○	○	○	
		70 こども・若者が意見を表明しやすい環境整備			○	○		
		71 多様な意見のこども施策への反映			○	○		
		72 こどもの社会参画・意見反映を支える人材の育成			○	○		
		73 若者が主体となって活動する団体等の活動の促進			○	○		
		74 こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上			○	○	○	
		75 ボランティア人材の確保・育成			○	○	○	
IV	2	多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり						
		76 多様な遊び・体験活動の推進	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・こどもまんなかまちづくり ・こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		○			
		77 子育てしやすいまちの環境整備			○			
		78 こどもの読書活動の推進			○			
		79 国際交流の推進				○		
		80 持続可能な開発のための教育の推進				○		
		81 起業家教育の推進				○		
		82 教育を通じた男女共同参画の推進			○	○		
		83 性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発			○	○		
IV	3	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供						
		84 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援 Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 （2）学童期・思春期 ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実					○
		85 小児医療体制の充実			○			○
IV	4	こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策						
		86 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援 （4）こどもの貧困対策 ・教育の支援 ・必要な支援の利用を促す取組 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 （1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減		○	○	○	
		87 困難を抱えるこども・若者の早期発見・支援			○	○	○	

第2章 計画の基本的な考え方

宇美町こども計画 施策体系			こども大綱		子	若	貧	保
IV すべてのこどもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり（全年齢）								
		88 困窮世帯等の食品アクセスの確保	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (4) こどもの貧困対策 ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ・生活の安定に資するための支援 ・経済的支援 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (4) ひとり親家庭への支援				○	○
		89 保護者の職業生活の安定・向上のための支援		○			○	
		90 ひとり親家庭等に対する生活支援		○			○	
IV	5	障がい児・医療的ケア児等への支援						
		91 障がい特性等に応じた質の高い支援の提供	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	○	○			○
		92 地域の障がい児支援体制強化とインクルージョンの推進		○	○			○
		93 医療的ケア児等への支援体制強化		○			○	○
		94 家族支援の充実（保護者、きょうだいの支援）		○				○
		95 特別支援教育の充実		○				○
IV	6	児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援						
		96 こども家庭センターを中核とした支援体制の構築	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・児童虐待防止対策等の更なる強化 ・ヤングケアラーへの支援	○	○	○	○	○
		97 家庭支援事業等の推進		○	○	○	○	○
		98 若年妊産婦等への支援		○	○	○	○	○
		99 虐待等の被害にあったこども・若者への支援		○	○	○		
		100 こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援		○	○	○		
		101 ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築		○	○	○		
IV	7	自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり						
		102 自殺リスク早期発見や相談体制の整備	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・こども・若者の自殺対策 ・こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・非行防止と自立支援	○	○			
		103 情報リテラシー・モラル教育の推進		○	○			
		104 こども・若者の性犯罪・性暴力対策			○			
		105 犯罪被害や事故等からこども・若者を守るための取組の推進		○	○			
		106 安全教育の推進		○	○			○
		107 青少年健全育成に向けた関係機関・団体の連携の推進		○	○			
		108 非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上		○	○			
IV	8	子育て当事者への様々な支援						
		109 療育の必要なこどもを持つ家庭に対する支援	Ⅲ-1 ライフステージを通じた重要事項 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こども・若者が活躍できる機会づくり Ⅲ-2 ライフステージ別の重要事項 (1) こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実 Ⅲ-3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	○				○
		110 外国籍のこどもを持つ家庭に対する支援		○	○			
		111 こどもや保護者の身近な相談体制の整備		○	○	○		
		112 家庭教育に関する学習機会や情報の提供		○		○		
		113 共働き・共育ての推進		○				○
		114 親子交流支援		○				

第3章

計画の施策及び個別事業

第3章 計画の施策及び個別事業

ライフステージ別の目標Ⅰ <妊娠期～乳幼児期>

安心して子どもを産み育てられるまちづくり

施策1 多様な教育・保育事業の充実

現 状

- 令和6年度現在、町内には認可保育所が7園、認定こども園が3園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。また、保育所等で延長保育事業、私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）で在園児を対象とした一時預かり事業、認可保育所1園で一時保育事業を実施しています。
- 町内の保育所等において、可能な限り中途入園児の受け入れを行いました。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、平成30年度に実施した調査と比べ、乳幼児の母親でフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している母親は増加しており、さらに、現在未就労だが1年以内に就労を希望している母親の割合も増加しています。平日の定期的な教育・保育事業の利用意向においても「幼稚園」や「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」のニーズが前回調査と比べ高くなっています。

課 題

- 共働き世帯の増加による保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える教育・保育事業が必要です。
- 上記に関連して、教育・保育事業に関わる人材育成・確保・処遇改善等に努める必要があります。
- 自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期に必要な教育が途切れることがないよう保育所等や幼稚園と小学校の連携が必要です。

施策の方向性

- 待機児童を出さないよう保育士の確保に努めるとともに、うみ園長会での情報交換や交流、園内研修等を通じて保育の質の向上を図ります。
- 小学校への円滑な接続のため、交流活動等を実施し、保育所等や幼稚園と小学校の連携を図ります。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労等により保育が必要な、概ね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。今後も多様なニーズに合わせた保育サービスが提供できるよう検討していきます。	こどもみらい課
2	延長保育事業	通常保育の後に時間を延長して保育を実施します。	こどもみらい課
3	一時保育事業	保護者の病気やけが、子育て疲れの解消など、緊急または一時的に保育が必要となる児童に対する保育を、時間単位で実施します。また、一定程度の日時に保育が必要な児童に対しても保育を実施します。現在、宇美町立原田保育園で実施しており、今後も継続して実施します。	こどもみらい課
4	幼稚園教育の充実	幼稚園保護者に対し、施設等利用費の無償化を実施し、経済的支援を行います。また、副食費の補足給付については、要件に該当する保護者に対し実施します。	こどもみらい課
5	幼児教育・保育の質の向上	・自己評価を実施し、計画的な研修等の参加により幼児教育・保育の質の向上を図ります。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問の活用について検討を進めます。	こどもみらい課
6	保育所等の環境整備	安全・安心な保育を実施するため、施設の整備、維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。	こどもみらい課
7	待機児童対策及び保育士確保	保育士不足による待機児童を出さないため、保育士確保に取り組み、町内の保育所等において定員までの受入れができるよう努めます。	こどもみらい課
8	幼児教育・保育に関わる人材の処遇改善	保育士等の処遇改善や現場の負担軽減等について、国の補助金等を活用した各種補助事業の実施について検討を進めます。	こどもみらい課
9	特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援	・町内の保育所等において障がい児保育を実施し、個々の特性や状況に応じた支援を行います。 ・保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。	こどもみらい課
10	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	幼稚園、保育所等、小学校関係者の連携のため、情報共有・情報交換の機会を提供します。	こどもみらい課 学校教育課

施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

現 状

- 地域子育て支援拠点事業は、平成15年に開設された子育て支援センター「ゆうゆう」が中心となって取り組んでおり、子育て中の母親・父親が気軽に会話できる「ほっとルーム」や助産師などによる子育て相談を実施し、保護者の不安軽減を図っています。
- 病児保育事業を糟屋南部3町共同で実施しています。令和5年4月より開始した福岡県病児保育利用料無償化事業により、利用者が病児保育施設を無料で利用できるようになりました。
- ファミリー・サポート・センター事業は、平成20年に開設しており、専任のアドバイザーが会員相互の支援をしています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、乳幼児の保護者のうち約1割が子育て支援センター「ゆうゆう」を利用しており、約2割が現在は利用していないが今後新たに利用したいと考えています。
- 乳幼児の保護者のファミリー・サポート・センター事業の認知度は9割と高いものの、実際に利用したことがある人の評価（役に立ったと思う人の割合）は1割に留まっています。

課 題

- 福岡県病児保育利用料無償化事業により、病児保育事業の利用の予約は増えてきましたが、当日の無断キャンセルも多く、利用したいが利用できない児童が発生しているため、希望者が利用できる運営を行っていく必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業における子育ての支援ができる人（まかせて会員）が不足しているため、対応策を検討する必要があります。
- 令和8年度より、保護者の就労の有無に関わらず、保育所等や幼稚園を定期的に（週に1回）利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を全自治体で実施することとされているため、実施に向けた調整・検討を進める必要があります。

施策の方向性

- 妊婦や未就学児の保護者等、子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる場所として子育て支援センター「ゆうゆう」の充実を図ります。
- こどもを預けたり預かるためのファミリー・サポート・センター事業、病気等でこどもを預けるための病児保育事業、保護者の疾病、仕事等の理由でこどもを一時的に預かるための子育て短期支援事業等、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる体制の充実を図ります。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
11	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	こどもの保護者や子育て支援に関わる人、こども施策に関し学識経験のある人で構成された「宇美町子ども・子育て会議」において地域子ども・子育て支援事業について毎年度、進捗状況の管理、見直しを行い、地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。	こどもみらい課
12	子育て支援センター機能の充実	就学前のこどもとその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。また子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。	こどもみらい課
13	病児保育事業	疾病により、保育所等や幼稚園での集団生活が困難な児童(小学校6年生まで)や保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	こどもみらい課
14	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、国の施策により令和8年度から全自治体で実施することとされているため、実施可能な保育所等や幼稚園と調整等を進めます。	こどもみらい課
15	ファミリー・サポート・センター事業の推進	こどもの送迎や預かりなど、子育ての支援を受けたい人(おねがい会員)と、子育ての支援ができる人(まかせて会員)が会員登録し、相互支援活動(有料)を行う事業であるファミリー・サポート・センターにおいて、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応をしていきます。	こどもみらい課
16	子育て短期支援事業の推進	保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、こどもを預かるこどもショートステイ事業を新規事業として実施します。また、保護者の方がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業も併せて実施し、安心して子育てができる環境を整えます。	こどもみらい課

施策3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

現 状

- 本町の低出生体重児出生率は、令和元年から令和3年の平均で9.9%であり福岡県の平均9.4%より高い状況です。早産等のリスクを高め胎児の発育に悪影響を与える妊婦の喫煙率は3.8%であり、国の1.9%に比べ2倍高くなっています。また、妊娠中の望ましい体重増加量は妊娠前の体格指数（BMI）によって異なると考えられていますが、体重増加量が適正である妊婦の割合は約3割に留まっています。
- 乳幼児期は成長・発達が著しく、生涯の健康づくりの基礎となる時期です。健診や訪問により、保護者自ら今後のわが子の成長・発達を見通せるように保健指導しています。また、医療機関と連携しながら養育支援が必要な家庭を把握しています。
- 「出産・子育て応援事業」として、「こども家庭センター」を中心とした妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない相談支援と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠・出産された子育て家庭に経済的支援を行っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）」「3か月健診（旧、赤ちゃん健診）」「乳幼児歯科健診、フッ化物塗布」を知っている乳幼児保護者は9割、利用者の評価（役に立ったと思う人の割合）は約8割と高い評価となっています。

課 題

- 妊娠中の体重増加量について、日本産婦人科学会が提示する「妊娠中の体重増加指導の目安」を参考に、個性性を重視した保健指導を実施する必要があります。特に、第2子以降の妊娠中は過去の妊娠経過を参考に保健指導することが必要です。
- 低出生体重児の発生をゼロに近づけるために、妊娠中の適正な体重コントロールの必要性や喫煙の胎児への影響に関する保健指導に力を入れる必要があります。

施策の方向性

- 妊娠期の適正体重に関する説明や妊婦健康診査の結果等を活用した保健指導により、安全な出産だけでなく、母親の生活習慣病の予防と子の生活習慣病につながりやすいと言われている低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズム等を学習する場と捉えて保健指導を実施します。また、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜相談支援を充実させ、さらに子育て応援アプリ「うみにょん」を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信します。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
17	妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	母子健康手帳交付時に、妊娠中の心身の変化や胎児の育ち等について、妊娠届出時の既往歴や喫煙等のアンケートの情報を活用した保健指導を行い、正しい知識の普及を図ります。また、妊娠期からの切れ目のない継続的な支援を実施するために、子育て応援アプリ「うみにょん」等を活用し、妊娠中のからだの変化や妊婦健診・歯科健診の受診勧奨に関する情報発信等の支援体制強化を図ります。	こどもみらい課
18	産前・産後の支援の充実と体制強化	妊娠、出産、産後の母親の心身の回復及び育児不安の軽減を目的としたサービス（事業）のさらなる利用促進と環境を整えるために、アンケートを実施し、支援の充実と体制強化に努めます。また、里帰り出産において、医療や関係機関との情報共有や連携する体制づくりに努めます。	こどもみらい課
19	妊産婦の保健指導及び相談の充実	妊産婦が歯のことや心身の健康について、いつでも相談できるよう電話や窓口及び家庭訪問による相談に加え、子育て応援アプリ「うみにょん」の活用を図ります。また、より一層個別性を重視した保健指導のために、予約制での相談体制を充実させます。	こどもみらい課
20	乳幼児健診等の推進	・乳幼児各時期において、保護者がこどもの成長発達を確認すると共に、こどもの実態や保護者の相談に対して適切な保健指導を行います。また、こどもの成長発達を促す今後の生活リズムや栄養について保護者が自ら進んで学習できるような体制と、育てにくさや悩みを抱える母親へのフォロー体制を充実させます。 ・未受診者には予約制で受診しやすい体制を整えます。	こどもみらい課
21	若年妊産婦等への支援	若年の妊産婦は予期せぬ妊娠や経済的、社会的問題を抱えていることが多いため、医療や関係機関と連携を取り、切れ目ない支援に努めます。	こどもみらい課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
22	特定妊婦等への切れ目のない支援体制の構築	・経済的、社会的問題を抱えている世帯が多いため、妊娠届出時のアンケートや妊婦健康診査の受診状況などから実情を把握し、妊娠期からの継続した相談支援を電話や訪問等で行います。 ・児童福祉と母子保健の一体的な相談等を行う「こども家庭センター」において町からの支援を必要とする場合には、サポートプランを作成し、支援を行います。	こどもみらい課
23	2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）	保健師が概ね生後2か月までの乳児がいる家庭に訪問し、こどもの成長発達についての保健指導等を行います。併せて養育支援員も訪問し、子育て支援に関する社会資源の情報提供等を行います。	こどもみらい課
24	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や医療機関との連携等により把握した養育支援が必要な母子に対し、心身の安定及び育児不安の軽減を目的とした訪問支援を引き続き行います。	こどもみらい課
25	「妊婦のための給付交付金」を活用した伴走型相談支援	「妊婦のための給付交付金」を活用し、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こどもみらい課
26	乳幼児期における生活習慣の形成・定着	乳幼児健診の際に、適切な時期に健全な成長発達を遂げるための「生活リズム」「むし歯の予防」等に関する保健指導を行います。	こどもみらい課
27	胎児期からの食育の推進	・妊娠中の母親へ胎児の成長に必要な栄養について保健指導を行います。 ・乳児期の必要な栄養について、成長発達及び胃容量や消化能力に応じて実践できるよう、保護者が食を学習する場を作ります。 ・町内保育所等や幼稚園における食育の話や栽培活動・収穫体験、給食だよりの発行など食の大切さについて啓発を行います。	こどもみらい課

ライフステージ別の目標Ⅱ ＜学童期・思春期＞

学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり

施策1 確かな学力と健やかな体の育成

現 状

- 小・中学校において「学力向上プラン」を活用した組織的な取組を進めており、学力は確実に向上してきています。さらに、確かな学力を育成するためにも、教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、授業改善を促進し、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めています。
- 健やかな体の育成のため、小・中学校の体力向上プランに基づく「体力づくり一校一取組」を推進しています。
- 小学5年生及び中学2年生を対象とした小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」の尿中一日塩分摂取量検査結果において、令和4年度及び5年度の2か年で約7割の児童生徒が一日塩分摂取目標量を超過していました。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、学校の授業の理解度について、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合の合計は、小学5年生で約5%、中学2年生で約11%となっています。
- 小学5年生・中学2年生の生活習慣について、約7割から約8割が朝ごはんを毎日食べており、夜ごはんを毎日食べる者の割合と比べると1割から2割程度低くなっています。

課 題

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力向上の取組が必要です。また、ICTを活用した学習活動のさらなる推進が必要です。
- 学校と家庭、地域が相互に連携・協働した教育活動のさらなる推進が必要です。
- 将来の生活習慣病等の予防のために、保護者のみならず児童生徒自身が生活習慣病予防の視点を持って食の選択力をつけるなど健康づくり、体力づくりの推進が大切です。そのため健康管理に対する意識の向上を図り、規則正しい生活習慣の確立を支援していくことが必要です。

施策の方向性

- 各種学力調査等の結果の分析や体力等に関する実態を分析し、学力・体力向上に関する取組をさらに推進していきます。
- スポーツ活動も含め、家庭や地域と連携した教育活動を推進します。
- 小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、こどもが自ら食を選択する力をつけることを目的にこどもと保護者に保健指導、食の学習等を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
28	確かな学力の育成	・ 各種学力調査等の結果を分析し、実態を踏まえて学力向上プランの作成及び活用を進め、取組の改善につなげます。 ・ ICT を活用した学習活動の充実に向けて、小・中学校の取組を共有し、推進を図ります。 ・ 学習に関する支援員等を配置して支援体制を充実させ、児童生徒一人ひとりに応じた学びをサポートします。	学校教育課
29	外国語教育の推進	児童生徒の豊かな語学力及びコミュニケーション能力等を育成するとともに、グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向けて、外国人講師である ALT を全小・中学校に配置することで、児童生徒の生きた英語を学ぶ機会を提供し、小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科の学習指導を充実させ、積極的に英語を使う機会を提供します。	学校教育課
30	特別支援教育の充実	・ 「特別支援教育担当者研修会」を実施し、特別支援教育の推進を図ります。また、特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。 ・ 小・中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実をめざします。	学校教育課
31	学校と地域とが連携・協働した教育活動の推進	町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに次世代を担うこどもの育成を期して制定した「宇美町教育の日（11月第2土曜日）」を中心に宇美町立小・中学校の特色ある教育活動を展開します。また学校は「学力の向上」、家庭は「基本的生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
32	学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進	小学校5年生、中学校2年生に小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）を行い、その結果を基にこどもが自分の身体を知り、生活習慣病発症予防のための生活習慣について考え、主に食習慣について親子で学習する場とします。	こどもみらい課
		・児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送るために、学級活動や保健分野の授業等を通じた指導・育成を行います。 ・給食の時間や総合的な学習の時間等において、積極的な食に関する教育の推進をめざします。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小・中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、食育の充実を図ります。	学校教育課
33	学校保健の推進	・文部科学省補助事業『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた保健教育の授業』を学校へ紹介し、学校保健の推進に活用します。 ・小・中学校において、教職員及び児童生徒を対象とした研修を行い、喫煙や薬物乱用における危険性の理解促進を図り、健康教育の充実に努めます。 ・体育科の保健領域や保健体育科の保健分野において性や妊娠に関する正しい知識を習得できるように指導を行います。	学校教育課
34	地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	休日の部活動の段階的な地域移行の実現に向けて、県と連携してその積極的推進を図り、地域部活動の実施に向けた環境整備に取り組みます。また、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整え、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を推進します。	学校教育課
		・全国大会に出場する18歳以下への『宇美町スポーツ等大会出場費用補助金』の交付、福岡県立総合プールと粕屋町総合体育館プールを宇美町民が利用する際の使用料の一部を補助するなどして、町民のスポーツ活動を支援します。 ・緑豊かな芝生グラウンドや体育館などの貸出について情報を発信し、宇美町施設空き状況確認システム等の周知を行うなど、町内のこども達が楽しく安全にスポーツに親しむ環境を提供します。 ・関係団体と連携して様々なスポーツイベントや芸術文化事業を実施します。	社会教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
35	学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進	体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくりの一環として、一校一取組を推進します。また、体育科及び保健体育科の授業をはじめとした健康教育に係る教科・領域の授業改善を推進するとともに、積極的に運動に取り組むこどもを育てるための運動機会を充実させます。	学校教育課
		・町内外のスポーツ関係団体等との連携や町の共働事業提案制度を活用し、各種スポーツイベントを開催するとともに、こどもが様々なスポーツを体験できる環境を整備します。 ・出前講座として地域に出向き、ボッチャやスカットボールなど老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰でも楽しめる軽スポーツの魅力を伝えます。	社会教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策2 豊かで健全な心と生きる力の育成

現 状

- 豊かで健全な心の育成のために、郷土教育や道徳教育・特別活動、人権教育、読書教育を推進しています。
- 道徳科については、校内研修を行い指導力の向上を図るとともに、公開授業や通信等の発信を行っています。
- 読書教育については、朝の10分間読書やボランティア・図書委員・教員等による読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを推進しています。
- 次世代の育成という観点から、子育てサロンや職場体験等の体験学習を実施しています。子育てサロンはこれまで中学生を対象に実施しておりましたが、令和5年度には中学生だけでなく、初めて小学生を対象に実施することができました。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査（13～18歳）では、自己肯定感（自分のことが好きか）について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は約7割、社会貢献意欲（社会に貢献したいか）について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は約8割となっています。

課 題

- 全国的な傾向として、いじめや学校生活・社会生活への不適応を起こす児童生徒が増えているなか、規範意識や自他を大切にする心を育成するための教育のさらなる充実が必要です。
- 世界的な情報技術や人工知能等の発展、あらゆる分野における「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の視点の浸透等、いまや単なる「学力」に留まらない能力が求められています。急速に進歩していく時代に対応する教育を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、郷土教育や道徳教育・特別活動、人権教育、読書教育を通じて、郷土に対する愛着や誇り、豊かな情操、責任感、命の大切さ、他者への思いやり、自信、意欲、創造力、社会性等を育んでいきます。
- 持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成するための教育、情報を正しく収集し活用・発信する能力、社会的・職業的自立に必要な資質・能力、自身の適性や生き方について自発的に考える経験等、これからの新しい時代を主体的に生き抜く力を身に付けるための教育を推進していきます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
36	郷土愛を育む教育の推進	地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては郷土に進んで貢献しようとするこどもを育成します。	学校教育課
37	道徳教育・特別活動の推進	・ よりよく生きるための基礎となる道徳性を養うために、土曜授業日に保護者に向けた公開授業を実施します。 ・ 「よりよい人間関係を形成しようとする態度」等の道徳性を身に付けることができるように道徳教育と特別活動との関連を明確に意識しながら適切な指導を行います。	学校教育課
38	人権教育の推進	・ 主に小学生を対象に、花の種子、球根等を、児童が協力しながら育成することを通して、思いやりの心等を育む「人権の花運動」を実施します。 ・ 町立中学校の代表生徒と宇美町人権擁護委員、法務局職員等で「人権」をテーマとした座談会を実施します。その座談会の様子について、ホームページ等を通して発信し、広く町民にも「人権」について伝えます。 ・ 7月を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定め、人権教育及び人権啓発を推進します。	社会教育課
		教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることの育成をめざし、意識の醸成を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
39	読書教育の推進	・「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。 ・教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人ひとりの読書習慣の定着を図ります。	学校教育課 社会教育課
40	持続可能な開発のための教育の推進	中学3年生を対象とした持続可能な開発目標（SDGs）の副教材の配布を行い、主に公民的分野において活用可能なSDGsを学ぶことができるように環境整備を行います。学習を通じて、SDGsの生まれてきた背景や歴史、めざす世界像を学んだり、それぞれの目標ごとに、関連する課題を学べる動画やグラフが掲載されたサイトを活用して持続可能な社会の創り手となるための資質・能力の育成を図ります。	学校教育課
41	教育を通じた男女共同参画の推進	男女共同参画の理念を踏まえた児童生徒や一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進します。また教職員に対して、男女共同参画関連資料や研修の案内を行い、学校教育における男女の平等感を高めていけるように取組を継続して行います。	学校教育課
		男女共同参画社会を実現していくうえで、男女が対等な関係を築き、互いの人権を尊重しあうために、どのようなことが大切かを一緒に考える機会を提供することを目的とした人権擁護委員による「デートDV教室」の実施に向けて、町校長会等で周知・実施の呼びかけを行います。	福祉課 社会教育課
42	情報リテラシー・モラル教育の推進	・「情報教育担当者研修会」を実施しICT活用に係る教師の指導力の向上を図ります。 ・児童生徒に対して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成し、保護者への啓発も推進します。小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。	学校教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
43	ライフデザインに関する教育・意識啓発・情報提供	次代の親を育成するという観点から、小・中学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、小・中学生や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。また、乳幼児と触れ合うことにより、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、サロンに参加した中学生にチラシの配付を行い、意識啓発や情報提供に取り組みます。	こどもみらい課
		総合的な学習の時間を柱として、日常生活や学習活動における様々な人との関わりや社会体験、自然体験活動等を通して、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に必要な資質・能力を培うとともに、キャリア教育で身に付けるべき4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）の育成をめざします。	学校教育課
44	職場体験等の推進	小学校において、町内または県内の施設・職場等へ社会科見学を行うことで、町への親しみや愛着を育むほか、地域の米作りに携わることで、米作りの大変さや工夫などを学び、豊かな心の育成を図ります。中学校においては、町内や近隣市町の事業所への職場体験を通して、働くことの意味や価値を理解し、社会性を身に付けるような取組を行います。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策3 安全・安心・適切な教育環境づくり

現 状

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブ(学童保育)を実施しています。令和6年度現在、1～6年生を対象に町内11クラブで実施しています。
- 宇美町学校教育推進協議会や小・中学校の学校運営協議会において、教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのようなこどもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図っています。また、「宇美町教育の日」の取組を小・中学校において開催しています。
- 年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに小・中学校で教育相談等を実施し、こどもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めています。
- 教職員の働き方改革の取組として、定時退校日(週1回)や学校閉庁日(8月12日から16日の平日の3日間)を設定しています。中学校においては、ノ一部活デイ(週2日)を設定するとともに、部活動の地域移行に関する検討を進めています。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査では、小・中学校で経験したことについて、『不登校を経験した』の割合は13～18歳で2割弱、18～39歳で約1割となっており、『友だちにいじめられた』の割合はそれぞれ1割強～2割強となっています。

課 題

- 不登校の個に応じた対応と社会自立への取組を進めるとともに、新たな不登校を生まないための取組が必要です。
- いじめの防止対策をはじめ、児童生徒が安全・安心な生活を送るための教育や環境づくりを推進する必要があります。
- 近年、教師の体罰や不適切指導、不合理な校則などが全国的に問題視されています。引き続き、児童生徒に携わる担い手の資質や指導力の向上が必要であるとともに、校則についても子どもや保護者等の意見・要望があれば小・中学校に情報共有するなどの対応が必要です。

施策の方向性

- 引き続き、いじめや不登校の防止と早期対応、継続的な支援に努めるとともに、不登校の児童生徒が柔軟なカリキュラムで学べる「学びの多様化学校」を令和7年4月に開校し、こども一人ひとりに寄り添った学びの場を提供します。
- 児童生徒が自身の身を守り、助けが必要なときに声をあげられるための教育や環境づくりを行うとともに、教職員等もこどもの心に寄り添った指導・コミュニケーションを行えるよう、研修等を通じて資質の向上を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
45	学校を核とした地域づくりの推進	地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。また、校区コミュニティと学校とが相互にパートナーとして連携・協働することを通して、登下校時の児童生徒の見守りや防災教育、福祉体験等の教育活動の充実を図ります。	学校教育課
46	放課後児童クラブ（学童保育）の実施	保護者が就労等により家庭で保育することができない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全な育成を図ります。各小学校内5小学校10クラブ及び学校外1クラブ（全校区利用）の体制で運営を行います。待機児童解消に向けて、受け皿を拡充できるように今後継続して取組を行います。	学校教育課
47	安全教育の推進	・福岡県警察が行うインターネット利用に起因する被害防止及び非行を防止するための対策として、小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。 ・性や生命の安全教育については、養護教諭を中心として学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
48	性や健康に関する相談支援	保護者等からのこどもの性や体に関する相談について、相談内容に応じて医療機関または専門機関等につなぐ体制を整えます。今後も、学校教育課、医療機関、福祉課等との連携を図り、スムーズにつなぐことができるよう必要に応じて情報共有を行います。	こどもみらい課
		・制服や着替え、トイレの使用等について相談があった場合は児童生徒の悩みに寄り添えるよう、学校と連携して対応を検討しながら取組を行います。他の児童生徒に対しても性的指向・ジェンダーアイデンティティの授業を必要に応じて行います。 ・養護教諭が中心となって、性や健康に関する相談対応を行います。必要に応じて関係課及び関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
49	児童生徒の性暴力等防止対策	教職員等による性暴力等の相談窓口について、学校・児童・生徒・保護者に対する設置の周知、校内相談体制の整備・充実、児童生徒アンケート調査を行います。また、県が策定した SNS 等利用に関する基本方針の遵守について、教職員と児童生徒が SNS 等を利用した連絡をする際のルールに違反がないか点検を行います。	学校教育課
50	自殺予防教育の推進	「第2期宇美町自殺対策計画」に基づき、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。	学校教育課
51	「SOS の出し方教育」の推進	小・中学校において福岡県教育庁義務教育課作成の児童生徒用及び教職員用の自殺予防リーフレットの配布等を行います。児童生徒用リーフレットは「ひとりじゃないよ・ひとりにしないよ」「児童生徒の悩み相談窓口 LINE での相談窓口」を配布し、「24時間対応心の相談電話」「児童生徒の悩み相談窓口」を教室・校内に掲示しています。教職員用リーフレットは「こどもの心によりそって」を配布しています。	学校教育課
52	いじめ防止対策の強化	「いじめに関するアンケート調査」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（Q-U）」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、「生徒指導担当者研修会」を実施し、Q-U の結果に基づいた児童生徒支援の在り方についての理解を深め、適切な対応が行われるように、Q-U の結果を基にしたいじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。	学校教育課
53	不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援	不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、町内教育支援センター（くすのき教室）、教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び小・中学校との連携を図ります。さらに、WebQU を活用していじめや不登校を生まない学級集団づくりや校内支援体制に対する指導助言を行い、取組の充実を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
54	校内教育支援センターの設置	小・中学校の一部において校内教育支援センターを設置し、不登校のこどもへの支援として居場所づくりや不登校兆候児童生徒への早期アプローチを図ります。	学校教育課
55	宇美町立学びの多様化学校の開設	不登校の小・中学生が通う町立の「学びの多様化学校」を令和7年4月に開校します。学びの多様化学校は、学習指導要領にとらわれず、指導内容や授業時間を柔軟に決めることができる文部科学省指定の学校となります。町立原田小、宇美南中の小中一貫分校として、町こども教育総合支援センター「うみハピネス」の2階に設置します。	学校教育課
56	校則に関する意見・要望の収集、情報共有	小・中学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされていることから、当町へこども・保護者等からの意見・要望がある場合には速やかに学校へ情報共有を行い、必要に応じて校則の変更について検討がなされるよう対応します。	学校教育課
57	体罰や不適切な指導の防止	全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わるすべての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底について周知を行います。	学校教育課
58	要保護児童の高校中退予防	要保護児童対策地域協議会が進行管理している在籍児童について、進学先と連携を取り合い登校状況の見守りを依頼するとともに、進学先とこども家庭センターとの情報共有・連携体制の構築を図ります。	こどもみらい課
59	児童生徒に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	宇美町教育委員会と宇美町校長会が連携して開催する各種研修会、宇美町教育委員会が主催する研修会を通じて、教職員の指導力向上を図ります。また、必要に応じてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保・充実に努めます。	学校教育課
60	教職員の働き方改革の推進	・教職員の長時間勤務を是正するため、勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を行います。また、定時退校日（週1回）や学校閉庁日（8月8日から18日）の設定を図ります。 ・部活動においては、「宇美町立中学校における部活動の方針」に沿って、ノー部活デイ（週2日）を設定するとともに、部活動の地域移行を着実に実施し、教職員がこどもたちに向き合う時間を確保します。	学校教育課

ライフステージ別の目標Ⅲ ＜青年期＞

若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

施策1 自立と思い描く未来の実現に向けた支援

現 状

- 令和2年から令和5年までの4年間の転入者数・転出者数をみると、15～29歳で、転入者数に比べ各地域への転出者数が多くなっており、特に15～24歳での転出者数が多く、進学や就職に伴う転出などが考えられます。一方、30～49歳が転入超過となっていることから、子育て世代の転入が一定数あることが分かります。
- 生産年齢人口の減少や高齢化により、若年層の労働者の確保や商工業の労働者の確保が難しくなることが予想されます。
- 若者の就労支援として、ハローワークや福岡県若者就労支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター等に対する会場支援や当機関の就職情報等について広報・周知を行っています。
- 創業支援事業「起業塾」を須恵町・志免町とともに商工会や金融機関と連携して開催しています。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査では、将来の結婚については13～18歳、18～39歳ともに「ぜひ結婚したい」「できるだけ結婚したい」の合計が約6割となっています。また、こどもの有無を18～39歳にたずねたところ、「いないけど、ほしい」が約5割と最も多く、結婚も子どもを将来持つことについても前向きに考えている人が多いことが分かります。

課 題

- 本町の魅力を磨き、それを活かした移住・定住施策や観光振興施策、交流・関係人口拡大施策の推進、また、子育てとの両立も含めた就労支援や職場環境整備、起業支援等、若者にとって魅力があり、若者が将来に希望を感じられるようなまちづくりを推進する必要があります。

施策の方向性

- 本町で育った若者や、町を訪れたりするなどして本町のことを認知した若者が、自分のやりたい仕事をしながら暮らす、あるいは子育てしたいと思えるような町の魅力づくり、支援の充実、PR・情報発信を推進します。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
61	若者の就職支援	ハローワークや福岡県若者就職支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター等に対する会場支援や、当機関の就職情報等について庁舎内施設掲示、広報、ホームページによる周知を行います。また今後は、働く婦人の家し〜ず・うみや図書館等への掲示場所の拡大を図ります。	福祉課
62	起業家教育の推進	創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入りにビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR 宇美駅前広場を活用します。	シティプロモーション課
63	若者にとって魅力ある地域づくり	福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜か暮らし」において、子育て支援をはじめとした施策や町の魅力を情報発信し、移住・定住の促進を図ります。また、子育て世帯など移住を検討している方向けのホームページを作成し、移住に関する相談窓口を開設します。さらに、他市町の先進事例等を情報収集しつつ関係人口増加施策の充実を図ります。	企画財政課
		男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置等、様々な方法で啓発・情報発信します。また、女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入などに向けた調査・研究を進めます。	地域コミュニティ課
		宇美町の恵まれた自然や歴史、文化、人等とふれあう体験型観光の充実、PR 活動の推進、SNS を活用し、町と情報発信者の双方向で相乗効果のある参加型の情報発信の取組を行います。ふるさと宇美町応援寄附制度の寄附者との関わりを継続し、交流・関係人口の拡大を図ります。また、宇美町地域公共交通計画に基づき、便利で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。	シティプロモーション課
64	結婚を希望する方への支援	県が運営している「メールマガジン・交流サイト」や「出会いイベント」をホームページ等で情報発信し、出会いの機会・場の創出支援を行います。	こどもみらい課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策2 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援

現 状

- 現代の若者の中には、自己肯定感や将来への希望を持てず、ひきこもり、ニート等により社会的自立が困難な状況に直面する者がいます。そのような若者やその家族が、現状を誰に、どこに相談すればよいかわからず、日々悩み、焦燥感や切迫感を抱えたまま、必要な相談や支援にたどり着いていないケースも多くあります。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査（18～39歳）では、普段の外出頻度に対する回答から、ひきこもり状況にあるとされる者の割合が約1%となっています。
- 現在の困りごとや悩みについては、「収入や生活費のこと」や「仕事や職場のこと」「今後の自分の将来のこと」が3割～4割強で特に多くなっており、将来について不安を抱える若者が一定数みられます。
- 困りごとや悩みの相談相手については、「親」「友だち」「交際相手」「配偶者」があがる一方で、「相談する人がいない」「誰にも相談しない」が合わせて約1割いる状況です。

課 題

- 若者が抱える困難の起因は、いじめ、学校の中退、ひきこもり、疾病、障がい、虐待など多岐にわたっていることから、各課及び関係機関・団体が連携・協働し、それぞれの専門性を生かしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- 若者から相談があった際には、管轄を問わずまずは受け止め、悩みの内容や原因を聞き取り、各課及び関係機関・団体が連携・協働して対応します。また、相談支援機関やサービスについて若者に届くような周知を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
65	若者の居場所の確保	気軽に集まり、勉強をしたり、語らえる場を提供するとともに、支援が必要な場合に相談ができる居場所の設置を検討します。	こどもみらい課
66	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	プライバシーに配慮しつつ個室等で悩みの内容・原因を聞き取り、町の福祉サービス及び福岡県の関係機関（ひきこもり地域支援センター、若者サポートステーション（就労）、困りごと相談室、ほっとサロン、当事者会、家族会等）へのつなぎを行います。	福祉課
		「福岡若者サポートステーション」（県内4か所）や「福岡若者自立相談窓口『若まど』」（大野城市）をはじめとした相談支援機関と連携し、こども家庭センターにおいて相談があった際には適切につなぎ、必要に応じて情報共有を行います。また、若者を対象とした相談支援機関やサービスについて、住民への周知を行います。	こどもみらい課

ライフステージ別の目標Ⅳ <全年齢>

すべての子どもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

施策1 子ども・若者まんなか社会の基盤づくり

現 状

- 子ども大綱においては、子ども施策の重要事項の中に、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知することがあげられています。
- 上記に伴い、子ども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実させ、子ども・若者の多様な意見を今後の子ども・若者施策に反映していく仕組みづくりが必要とされています。
- 本町においては、「子育てするなら宇美町で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現に向けて、『宇美町子ども・子育て支援条例』を令和2年3月に制定しました。

課 題

- 子ども・若者まんなか社会の実現に向け、子ども・若者自身や子ども・若者を支える保護者やその他の大人たちが、子ども・若者の権利について正しく理解し、町全体で子ども・若者、子育てにやさしいまちづくり、人づくりをしていく必要があります。

施策の方向性

- 子ども基本法や宇美町子ども・子育て支援条例の広報をはじめ、町民全体に対して、子ども・若者の権利について広く広報・啓発をし、子ども・若者、子育てにやさしいまちの実現に向けた意識づくりを推進します。
- 同年齢・異年齢の子ども・若者同士との関わりの中で成長することができるよう、子ども・若者同士が遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりに努めます。
- 子ども・若者自身の声が町政に活かされるまちをめざし、子ども・若者が安心して、社会参画し、意見を表明できる環境や仕組みづくりを推進します。
- 子ども・若者を支えるあらゆる人材の確保・育成に努めます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
67	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成	こども基本法や宇美町子ども・子育て支援条例を広報・ホームページ・リーフレット・動画等で周知し、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりをめざします。	こどもみらい課
		・【No.38再掲】主に小学生を対象に、花の種子、球根等を、児童が協力しながら育成することを通して、思いやりの心等を育む「人権の花運動」を実施します。 ・【No.38再掲】町立中学校の代表生徒と宇美町人権擁護委員、法務局職員等で「人権」をテーマとした座談会を実施します。その座談会の様子について、ホームページ等を通して発信し、広く町民にも「人権」について伝えます。 ・【No.38再掲】7月を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定め、人権教育及び人権啓発を推進します。	社会教育課
		【No.38再掲】教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にするこどもの育成をめざし、意識の醸成を図ります。	学校教育課
68	権利侵害されたこどもの支援	人権擁護委員、心配ごと相談（社会福祉協議会）、弁護士相談、こどもの人権110番、こどもの人権 SOS ミニレター、こどもの人権 SOSe メール、LINE 人権相談等の相談体制について周知を行います。また、各課窓口等において、こどもの権利侵害に関する相談を受けた際には、必要に応じて関係課及び関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。	福祉課 こどもみらい課 社会教育課 学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
69	こども・若者の居場所づくり	・小学生も行ける場所で、勉強をしたり、夏休みの宿題を教えてもらえたり、友達とカードゲームができたり、友達とリラックスして語らえる場の設置について検討していきます。 ・こどもや若者が落ち着いて学習できるよう公共施設などに Wi-Fi 環境が整った自主学習スペースを確保するとともに、ホームページや SNS などでの利用について情報発信を行います。	こどもみらい課
		小学校区コミュニティ運営協議会が実施することたちが参加しやすい事業の取組を支援します。また、共働事業提案制度を活用した地域の特色を活かしたイベント等による居場所づくり等、引き続き地域の交流が生み出されるような事業の実施支援を行います。	地域コミュニティ課
		・【No.34再掲】緑豊かな芝生グラウンドや体育館などの貸出について情報を発信し、宇美町施設空き状況確認システム等の周知を行うなど、町内のこども達が楽しく安全にスポーツに親しむ環境を提供します。 ・地域と学校が連携して、心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むため、学校等を活用して安全安心なこどもたちの居場所を設け、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等に取り組んである「いきいきいのっこ子ども教室」をはじめとした取組への支援を行います。	社会教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
70	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備	オンラインアンケート等の SNS を利用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行います。また、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、子ども・子育て支援条例及びこども基本法とともに、こども・若者の意見表明についても周知・啓発を行います。	こどもみらい課
		・宇美町青少年育成町民会議と連携し、町内小・中学校の児童生徒が、広い視野を持って倫理的に物事を考える力などを身に付けてもらうことを目的に、「主張大会や標語」事業を実施します。 ・町内中学生と大人が様々なお題をもとに相手を変えながら対話を行う「トークフォークダンス」を実施し、活発な交流を行うことにより、意見を表明しやすい環境と気運の醸成を図ります。	社会教育課
71	多様な意見のこども施策への反映	貧困、虐待、いじめ等を始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー等、様々な状況にあって声を上げにくいこどもや若者が安心して意見を表明できるような多様な手法を検討します。	こどもみらい課
72	こどもの社会参画・意見反映を支える人材の育成	こどもが意見を言いやすい環境にするために、子育て支援に関わる人材に向けて、県や子どもアドボカシーセンター福岡の研修・講座情報を案内するなどして、こどもの意見を受け止め、引き出すスキルの向上を図ります。	こどもみらい課
73	若者が主体となって活動する団体等の活動の促進	宇美町の次世代を担うこどもたちを育成するジュニア・リーダー育成事業を推進し、学んだことを実践できる活動・活躍の場を提供していきます。また、町内在住または在勤の16歳（高校生を除く）から25歳までの青年で構成される青年団活動を支援し、若者の活動の場の充実を図ります。	社会教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
74	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	子育て支援団体と共働し、子育てサポーターなどの子育て支援に関わる人材の育成に努めるとともに、ボランティア活動など子育て経験を活用できる場の提供、継続して活動していただける体制づくりを推進します。また、知識や専門性の向上のため、積極的な研修会等への参加を促し、各種団体等との連携強化を図ります。	こどもみらい課
		【No.59再掲】宇美町教育委員会と宇美町校長会が連携して開催する各種研修会、宇美町教育委員会が主催する研修会を通じて、教職員の指導力向上を図ります。また、必要に応じてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保・充実に努めます。	学校教育課
75	ボランティア人材の確保・育成	子育て支援団体と共働して子育てサポーター養成講座を開催し、サークル活動の育成や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。また、受講者が子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけます。子育て支援団体の活動を支援し、より柔軟で積極的な支援の展開を図ります。	こどもみらい課
		ボランティアを始めたい人とボランティアセンターに登録されているボランティア団体とのマッチングを行います。また、ボランティア団体同士の情報交換・共有ができる集いの場づくりに向けて検討を進めます。	地域コミュニティ課

施策2 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

現 状

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。現在、学校における社会科見学や職場体験をはじめ、社会教育課の中央公民館講座「ビビっと★うみラボ」や「体験交流イベント」、都市整備課の森林・林業体験活動など様々な取組を実施しています。
- 読書は、感性や表現力を磨き、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。現在、乳幼児とその保護者に、読み聞かせの体験とともに絵本を配付するブックスタート事業や学校における読書教育などを実施し、乳幼児期や学童期における読書活動の推進を図っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査や子どもの生活に関するアンケート、子育て支援に関するオンライン意見箱において、こどもや保護者から、遊び場の充実や親子が楽しめるイベント等の機会の充実を求める声などが多くあがっています。

課 題

- こどもの遊び場として、地域の公園はとても大切な場所です。公園が充足していない地域の整備に向けた取組とともに、一本松公園の利活用や各地域の街区公園・近隣公園の遊具の充実など、にぎわいのある公園づくりを推進する必要があります。
- 町立図書館において、児童生徒の貸出点数が減少しています。読書は、感性や表現力を磨き、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、こどもたちの読書離れの対策を進めていく必要があります。
- こども・若者が活躍できる幅を広げるために、異文化や多様な価値観、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」等の世界規模で求められている価値観への理解を深められる機会を提供していく必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、地域、家庭、学校や関係団体、企業等と連携した様々な体験活動、乳幼児期・学童期における読書活動の推進を図っていきます。また、読書離れ対策として、こどもや子育て世代がより一層、読書に親しむ環境・施設の整備を進めます。
- 様々な世代のニーズや地域の特性を踏まえた公園施設の適正配置、誰もが快適に利用できるようバリアフリー化を推進するなど、インクルーシブな公園整備を推進します。
- こども・若者が活躍できる幅を広げるため様々な価値観への理解を深められる機会を提供します。また、性別や性的指向で活躍の場が制限されないことがないよう、男女共同参画の推進や性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発を行います。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
76	多様な遊び・体験活動の推進	【No.44再掲】小学校において、町内または県内の施設・職場等へ社会科見学を行うことで、町への親しみや愛着を育むほか、地域の米作りに携わることで、米作りの大変さや工夫などを学び、豊かな心の育成を図ります。中学校においては、町内や近隣市町の事業所への職場体験を通して、働くことの意味や価値を理解し、社会性を身に付けるような取組を行います。	学校教育課
		こどもから高齢者が宇美町の自然や歴史、及び年代に応じた課題や現代的課題について、学びを深め、地域の一員としての役割に気づき、豊かな人生を送ることができるようにすることを目的に中央公民館講座「ビビっと★うみラボ」を実施します。また、こどもたちに多様な体験活動を提供する「体験交流イベント」を町内各団体、企業等と連携して実施します。	社会教育課
		町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むための森林・林業体験活動を行うなど、森林づくりへの直接参加を推進します。	都市整備課
77	子育てしやすいまちの環境整備	公園の整備や管理運営についての方針を定めるため、緑の基本計画を策定するとともに、公園が充足していない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。また、一本松公園については、キャンプエリアやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに沿った公園整備を推進します。	都市整備課
		都市公園法に基づく年1回の遊具の法定点検の実施、職員や委託業者の巡回、自治会等の協力による利用者の安全確保に努めます。また、地域の年齢層を鑑み、各公園に適当な遊具を選定し、にぎわいのある公園づくりをめざします。一本松公園については、遊具等の公園施設の再配置を検討し、こどもや家族等の幅広い年齢層が快適な利用ができる風致公園をめざします。	環境課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
78	こどもの読書活動の推進	・学校、幼稚園、保育所等、地域、読書ボランティア団体との連携した子ども読書活動の推進を図ります。 ・「ブックスタート」「おはなし会」等の事業・イベント実施や、特集コーナーを設置し、本と出会う機会を数多くつくり、本に親しみ、自ら読書をする習慣づくりを推進します。 ・宇美町電子図書館の利用に向けた周知に努め、学校図書館と連携しさらに活用の幅の拡大を図ります。	社会教育課
		・【No.39再掲】「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。 ・【No.39再掲】教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人ひとりの読書習慣の定着を図ります。	学校教育課 社会教育課
		・保育所等や幼稚園では、発達段階に応じた読み聞かせを行います。 ・社会教育課が行っている「ブックスタート事業」に協力し、7か月児健診会場での読み聞かせ、保護者へ絵本1冊と図書館からの啓発資料の配付を行うためのスペースを設置し、親と子が絵本を介して触れ合う機会を作ります。	こどもみらい課
79	国際交流の推進	国際的な広い視野を持つ青少年の育成を目的に中学生を対象とした国際交流事業（海外派遣事業）を実施します。	社会教育課
80	持続可能な開発のための教育の推進	【No.40再掲】中学3年生を対象とした持続可能な開発目標（SDGs）の副教材の配布を行い、主に公民的分野において活用可能なSDGsを学ぶことができるように環境整備を行います。学習を通じて、SDGsの生まれてきた背景や歴史、めざす世界像を学んだり、それぞれの目標ごとに、関連する課題を学べる動画やグラフが掲載されたサイトを活用して持続可能な社会の創り手となるための資質・能力の育成を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
81	起業家教育の推進	【No.62再掲】創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR宇美駅前広場を活用します。	シティプロモーション課
82	教育を通じた男女共同参画の推進	【No.41再掲】男女共同参画の理念を踏まえた児童生徒や一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進します。また教職員に対して、男女共同参画関連資料や研修の案内を行い、学校教育における男女の平等感を高めていけるように取組を継続して行います。	学校教育課
		【No.41再掲】男女共同参画社会を実現していくうえで、男女が対等な関係を築き、互いの人権を尊重しあうためにどのようなことが大切かを一緒に考える機会を提供することを目的とした人権擁護委員による「デートDV教室」の実施に向けて、町校長会等で周知・実施の呼びかけを行います。	福祉課 社会教育課
83	性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発	・性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する相談を受けた際には、必要に応じて関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。 ・双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する『福岡県パートナーシップ宣誓制度』の周知・啓発を行います。	福祉課
		【No.48再掲】制服や着替え、トイレの使用等について相談があった場合は児童生徒の悩みに寄り添えるよう、学校と連携して対応を検討しながら取組を行います。他の児童生徒に対しても性的指向・ジェンダーアイデンティティの授業を必要に応じて行います。	学校教育課
		必要に応じて、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の多様性」に関する人権講演会や人権啓発座談会を企画・実施します。また、中央公民館や町立図書館において、人権に関する情報発信コーナー、人権問題に関連する本の特集コーナーを設け、知識や相談先の周知・啓発を行います。	社会教育課

施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

現 状

- 子ども医療費について、中学校卒業の年度末までのこどもに対し医療費の一部助成をしています。令和6年4月1日より助成内容を拡充しました。
- 指定難病の対象者について、障害児福祉サービスへのつなぎや特別支援学校高等部卒業後の方針決定など切れ目のない支援を行っています。
- 小児救急医療については、医師会や消防署等の関係機関との連携のもと、体制を整備しています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、小学生保護者・中学生保護者ともに、現在必要としている支援等として、「こどもの医療費にかかる費用が軽減されること」を上位にあげています。

課 題

- 子ども医療費については、助成拡充に向け、今後も引き続き粕屋保健医療圏の市町との協議を行う必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、こども医療費の助成を通じて、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者に対する情報提供や支援を行います。
- 引き続き、広域による小児救急医療体制の充実を図ります。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
84	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校卒業の年度末までのこどもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、就学前までは、入院・入院外無料、小・中学生については、入院無料・入院外(1医療機関につき)500円で一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡充について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めます。	住民課
		医療機関、福祉課等との連携を図り、必要に応じて情報提供を行います。	こどもみらい課
		・指定難病の対象者が利用できる障害福祉サービス等について、広報、ホームページ、福祉のしおりを活用して周知を行います。 ・難病等対象者に対する医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証等の確認を通じた障害児福祉サービスへのつながり、特別支援学校に通っている高等部最終年度の児童に対する学校との6者面談を通じた卒後の方針決定など、切れ目のない支援を行います。	福祉課
85	小児医療体制の充実	乳児全戸訪問で保護者に「福岡県小児救急医療ガイドブック」を配布し、適切な活用や対応について保健指導を行います。また、休日診療所の案内等適切な情報提供を行います。今後も、子育て応援アプリ「うみにょん」等デジタルを活用し、最新の情報提供ができるよう努めます。	こどもみらい課

施策4 こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策

現 状

- 厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本のこどもの相対的貧困率は令和3年で11.5%となっています。平成24年をピークに低下傾向が続いていますが、依然としてこどもの約9人に1人が貧困状態にあります。貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況での生活を余儀なくされているこどもたちがいます。
- 国は、全国一律の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施しています。
- 本町においては、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費、通学用品費などの就学に必要な費用の援助を行っています。
- ひとり親家庭等の親とこども、父母のないこどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行っています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、過去1年間にお金が足りなくて買えなかったこと・支払えなかったこととして、「給食費や教材費など学校に支払う費用」が小学生保護者・中学生保護者で6～7%となっています。
- 小学生保護者・中学生保護者ともに、現在必要としている支援等として、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多くなっており、7割となっています。

課 題

- 各関係課や学校、関係団体等が連携し、困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげることが必要です。
- 困難を抱える世帯が安定した生活を送るためには、経済的な支援だけでなく、保護者の職業的自立を支援する必要があります。

施策の方向性

- 県や社会福祉協議会等が実施する手当・給付金・貸付の制度や日用品・食料品の提供、学習支援等のサービス、相談窓口の情報を、支援を必要とする方たちに届くように周知・広報を行います。
- 困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげるために、各関係課や学校、関係団体等の連携を強化します。また、自らSOSを発することが難しい世帯など、必要な支援が届いていない世帯に対しては、支援機関などの側からアプローチして積極的な支援を行います。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
86	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	【No. 84再掲】こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校卒業の年度末までのこどもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、就学前までは、入院・入院外無料、小・中学生については、入院無料・入院外(1医療機関につき)500円で一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡充について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めます。	住民課
		宇美町若年者専修学校等技能習得資金貸与、生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、養育費相談、自立支援教育訓練給付金、児童手当、児童扶養手当、非課税世帯等給付金等の制度の周知・広報及び手続き等に関する事務を行います。	福祉課
		・国の施策により令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しており、無償化の対象拡大については、近隣自治体の情報収集に努めます。 ・福岡県が実施する「進学学習支援事業」について、ホームページや広報・SNS等を活用し、情報発信を行います。また、長期休暇中等に公共施設等で無料で勉強を教えてもらえる場の提供ができるよう検討を進めます。	こどもみらい課
		経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、郊外活動費などの就学に必要な費用(一部)の援助を行います。また、翌年度入学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費を「入学準備金」として前倒し支給します。	学校教育課
87	困難を抱えるこども・若者の早期発見・支援	・様々な問題を抱えるこども・若者の早期発見のため、各関係課、小・中学校、高校等が連携を図り、虐待防止を含めた早急な対応を行います。こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、必要な支援を行います。 ・抱える問題に対し、自ら SOS を出せない場合や問題意識が低い場合には、各関係機関がアウトリーチ支援を行うとともに、継続した見守りなどの支援を行います。	こどもみらい課 学校教育課 福祉課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
88	困窮世帯等の食品アクセスの確保	町内で実施しているこども食堂を情報提供するとともに、経済状況が厳しい家庭には、福岡県の委託事業である「子ども支援オフィス」を紹介し、食糧提供や家計管理へつなぎます。	こどもみらい課
		宇美町の社会福祉法人が協力して、生活困窮世帯への食料品や日用品の提供、緊急避難先としての施設活用などを行うライフレスキュー事業や困りごと相談室との連携及び事業の周知を行います。	福祉課
89	保護者の職業生活の安定・向上のための支援	ハローワーク、福岡県若者就職支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター、子ども支援オフィス、ひとり親サポートセンター等各種支援機関の周知及び講習会等の事業の案内を行います。また、児童扶養手当現況届の提出月に、ひとり親サポートセンターの出張相談会を実施します。	福祉課
90	ひとり親家庭等に対する生活支援	・ひとり親家庭が抱える様々な課題に対して、児童扶養手当等による経済的支援のほか、就業に関する窓口の子ども支援オフィスの紹介など、ワンストップで必要な支援につなぎます。また、「ふくおかシングルママ・パパサポート BOOK」を配付し、適切な支援につながるよう担当課との連携を行います。 ・ひとり親サポートセンターで「養育費・ひとり親110番」を実施しており、宇美町の SNS や子育て応援アプリ「うみにょん」に掲載し周知を図ります。	福祉課
		ひとり親家庭等の親とこども、父母のないこどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、福岡県と町で医療費の一部助成を行います（児童扶養手当に準拠した所得制限あり）。入院（1医療機関につき）500円×7日限度、入院外（1医療機関につき）800円で一部助成を行います。	住民課
		・母子健康手帳の交付時に特定妊婦にあたる対象や乳児訪問や乳幼児健診から養育支援の対象を把握し、社会福祉士や保育士が専門的な相談に対応し、継続的な支援を行います。 ・妊娠期から支援が必要な保護者等に対して、早期から切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行います。	こどもみらい課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援

現 状

- 発達支援が必要なこどもには、こども療育センター「すくすく」で療育を実施しています。
- 保育所等では、障がい児保育を実施しており、「すくすく」と連携して支援しています。また、小・中学校においては特別支援教育を実施し、幼児から中学生までのこどもに対して一貫性を持った支援体制をめざしています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和2年度より、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置をしています。

課 題

- 障がい児・医療的ケア児等の支援に関わるスタッフ・職員の障がいや医療的ケアに対する理解と連携を深め、事業の質を向上させる必要があります。

施策の方向性

- 各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。
- 保育所等において障がい児保育を行うとともに、医療的ケア児については、幼稚園も含めた受入れに関するガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。
- 特別支援教育にかかわる教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
91	障がい特性等に応じた質の高い支援の提供	障がい特性等に応じた障害福祉サービスの決定を行うほか、障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援事業を通じて、地域社会への参加や包容を推進します。医療的ケア児については、医療的ケア児の関係機関による協議会を開催し、関係機関との情報共有を行うとともに、相談支援事業所のコーディネーターが会議への参加を通じて支援の調整を行います。また、医療的ケア児在宅レスパイトを実施し、家族の介護負担軽減を図ります。	福祉課
		・【No.9再掲】町内の保育所等において障がい児保育を実施し、個々の特性や状況に応じた支援を行います。 ・こども家庭センターにおいて、障害児相談支援事業所等の事業者と連携を図ります。また、発達支援の必要なこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において、こどもの特性に応じた療育を実施します。 ・乳幼児健診や訪問等での発達に関する相談について、特性に応じて医療機関または療育機関等につなぐ体制を整えます。	こどもみらい課
92	地域の障がい児支援体制強化とインクルージョンの推進	こども療育センター「すくすく」において、より専門性を高め、こども一人ひとりの特性に応じた療育内容の充実を図ります。併せて、発達支援の必要なこどもの早期発見のために、保育所等や幼稚園への巡回訪問・相談支援を行い、早期療育の実施につなぎます。今後は、障がいのある子や発達特性のある子の地域社会への参加を推進し、環境やライフステージに応じて、発達や将来の自立のための支援を行います。	こどもみらい課 福祉課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
93	医療的ケア児等への支援体制強化	医療的ケア児の家族への訪問やアンケートを通じて実態把握を行い、関係機関会議において問題解決を図ります。また、聴覚障がい児に関する特別支援学校が実施している相談窓口の案内や補聴器の相談を行います。	福祉課
		・障がいや発達特性のあるこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において専門職による療育を実施します。また、保護者や家族からの相談に対応し、必要な助言や情報提供をするとともに、こどもに対するよりよい関わり方についてのアドバイス等、家族に対する支援を行います。 ・【No.9再掲】保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。	こどもみらい課
		小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、必要に応じて障がいのある児童生徒や医療的ケア児への支援体制の強化を行います。	学校教育課
94	家族支援の充実（保護者、きょうだいの支援）	サービス申請時に、本人の障がい特性だけでなく、保護者やきょうだい・家族の状況等の聞き取りを行い、家族の負担等を考慮したうえで、サービス支給決定を行います。	福祉課
		・こども療育センター「すくすく」において、保護者がこどもと一緒に集団療育を受ける際に、きょうだいの託児を行い、安心して療育が受けられる環境を整備します。また、「すくすく」に通っている保護者同士の交流の場を定期的に提供し、保護者の不安軽減や子育て支援を図ります。 ・乳幼児健診や訪問等での発達に関する相談について、特性に応じて医療機関または療育機関等につなぐ体制の整備を行います。	こどもみらい課
95	特別支援教育の充実	・【No.30再掲】「特別支援教育担当者研修会」を実施し、特別支援教育の推進を図ります。また、特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。 ・【No.30再掲】小・中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実をめざします。	学校教育課

 施策6 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

現 状

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながる場合が多く、どのような背景があっても許されるものではありません。こども家庭庁によると、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年度は214,843件（確定値）で、過去最多となっています。
- 家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響を受けるヤングケアラーへの支援を強化するため、国は、子ども・若者育成支援推進法を改正し、国・地方自治体がヤングケアラー支援に努めることを規定しています。
- 本町では令和6年4月に、母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の二つの機能を統合した「こども家庭センター」を新設しました。こども家庭センターは、虐待への予防的な対応からヤングケアラー等個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援機関としての役割を期待されています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てに関する悩みや気になることとして、「こどもを叱りすぎているような気がする」とや「子育てのストレスでこどもに手をあげたり等してしまうこと」が前回調査よりも乳幼児保護者・小学生保護者ともに増加しています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では「ヤングケアラー」の認知度について、小学生・中学生ともに「聞いたことはない」が最も多く、小学5年生で69.2%、中学2年生で51.5%となっています。

課 題

- こども家庭センターを中核に、保育所等や幼稚園、小・中学校、地域の支援者、各関係機関との連携を強化する必要があります。
- 児童福祉分野に携わる人材の確保や専門性の向上に努め、相談支援体制の強化を図る必要があります。

施策の方向性

- こども家庭センターを中核に、保育所等や幼稚園、小・中学校、地域の支援者、各関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止や虐待にあったこども・若者、ヤングケアラーの早期発見及び支援を行います。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
96	こども家庭センターを中核とした支援体制の構築	虐待防止の取組を強化するため、こども家庭センターを令和6年4月に設置しました。母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、虐待への予防的対応及び子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目のない対応を行います。母子保健事業における育児相談等を通じ、支援ニーズの把握を行い、虐待の早期発見と未然防止に努めます。また、こども家庭センターによる支援強化のため保育所等や幼稚園、小・中学校や地域の支援者、各関係団体とのよりよい連携体制の構築をめざします。	こどもみらい課
97	家庭支援事業等の推進	・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、その家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を新規事業として実施することにより虐待リスク等を軽減し、虐待の未然防止に努めます。 【子育て世帯訪問支援事業】 ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家族が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート・相談支援、食事の提供等を行う居場所となる場の開設について検討します。【児童育成支援拠点事業】 ・健全な親子関係の形成を支援するとともに、悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援するため、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の講義、グループワークの実施について検討します。【親子関係形成支援事業】 ・妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かで切れ目のない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】	こどもみらい課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
98	若年妊産婦等への支援	・妊娠届出があったすべての妊婦にアンケートを行い、支援が必要な妊婦等に対する相談支援を電話や訪問等で行います。 ・支援が必要な若年妊婦等に対しては、出産後の養育に関し、妊娠期から相談に応じます。早期の支援が必要と考えられる場合には、サポートプランを作成し、支援を行っていきます。また、養育支援訪問員が自宅へ訪問し、情報提供などを行います。複雑な成育歴や家庭環境がある場合には、妊娠期及び出産後も安定した生活が送れるよう継続した支援を行います。	こどもみらい課
99	虐待等の被害にあったこども・若者への支援	保育所等や幼稚園、学校等から虐待の通告を受けた場合、迅速なこどもの安全確保と虐待の状況把握を行います。状況に応じ、きょうだい児を含めた家族全体の支援を行うとともに、保育所等や幼稚園、学校等と連携を取り、見守りや必要な支援を継続的にを行います。また、こどもの権利養護の推進、意見聴取を適切に行うとともに、虐待等の被害にあったこども・若者の精神的・身体的な負担軽減を図ることができるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上に努めます。	こどもみらい課
100	こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援	こども家庭センターにおいて要支援・要保護家庭への相談にも対応するため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、相談体制強化を図るための人材の確保及び育成等を進めます。	こどもみらい課
101	ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築	家事や介護等を日常的に行っているヤングケアラーは、お手伝いとの境界が曖昧であり、顕在化しづらい状況にあります。福祉・介護・医療における情報共有及び連携強化で、ヤングケアラーが疑われるこどもの早期把握を行い、負担軽減・解消のため様々なサービスの利用促進を図ります。また、小・中学校等でヤングケアラーの周知を行い、早期把握を図るための、こどもからの相談を受け体制作り、世帯全体を支援する体制作りに努めます。	こどもみらい課
		ヤングケアラーの早期把握については、小・中学校において児童生徒への学校生活・家庭生活アンケートの回答からいち早く把握できるように取組を行っています。ヤングケアラーの可能性がある場合はその支援について学校及び関係機関と連携して適切な問題の解決を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策7 自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり

現 状

- 「自殺対策基本法」(平成28年4月1日改正法施行)に基づき、「第2期宇美町自殺対策計画」を令和5年10月に策定し、自殺対策を総合的に推進しています。
- 児童生徒の通学路安全確保について、「交通安全プログラム」会議で、危険箇所を把握し、関係機関と協議を進めています。
- 自治会からの要望により、防犯灯の新設を行っています。また、LED 防犯灯具への取替等を行い、安全確保に努めています。
- ランドセルに IC タグを付けた防犯システム「ツイタもん」を運用し、登下校時の防犯対策を行っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査や子どもの生活に関するアンケート、子育て支援に関するオンライン意見箱において、保護者から、道の狭い道路や交通量の多い道路の安全確保を求める声が多くあがっています。

課 題

- 全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年では513人となり、過去最多であった令和4年(514人)と同水準で推移しています。各関係課や学校、地域、関係団体等の連携を強化し、自殺対策を推進することが必要です。
- SNS 等の発達により、インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪についての安全教育や防止対策を推進することが必要です。
- 通学路の交通危険箇所の把握や学校における防犯システムの強化だけでなく、町民への交通ルール順守の呼びかけなど、町全体で安全・安心に生活できる環境整備を推進していくことが必要です。

施策の方向性

- 引き続き、各関係課や学校、地域、関係団体等の連携を強化し、自殺リスクの早期発見や相談体制の整備を行います。
- 児童生徒のいじめの防止や子ども・若者が非行・犯罪をしない、事故・犯罪の被害者にならないための各種教育・啓発及び相談体制の整備を推進します。
- 町民への協力を呼びかけ、町全体で安全・安心なまちづくりに取り組みます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
102	自殺リスク早期発見や相談体制の整備	自殺予防週間（3月）、自殺対策強化月間（9月）に、ホームページや広報で自殺予防の啓発を行うとともに、「ふくおか自殺予防ホットライン」「子どもの人権110番（福岡法務局）」「きもちよりそうライン@ふくおかけん」等の相談窓口の周知や、自殺予防啓発の冊子「話してみませんか？あなたの心の SOS」を中学2年生に配付し啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を毎年開催し、自殺の現状や予防方法を学ぶことで適切な対応や支援につなげます。	福祉課
		窓口や電話・SNS 等によって、こども家庭センターに寄せられた様々な内容の相談に対応できる体制の充実と、適切な関係機関との連携により、こども・若者の自殺未然予防に努めます。	こどもみらい課
		【No. 50再掲】「第2期宇美町自殺対策計画」に基づき、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。	学校教育課
103	情報リテラシー・モラル教育の推進	・【No. 42再掲】「情報教育担当者研修会」を実施し ICT 活用に係る教師の指導力の向上を図ります。 ・【No. 42再掲】児童生徒に対して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成し、保護者への啓発も推進します。小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
104	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	こども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会においては、小・中・高校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、こども・若者の性被害に対して早急な対応を行います。	こどもみらい課
		【No.49再掲】教職員等による性暴力等の相談窓口について、学校・児童・生徒・保護者に対する設置の周知、校内相談体制の整備・充実、児童生徒アンケート調査を行います。また、県が策定したSNS等利用に関する基本方針の遵守について、教職員と児童生徒がSNS等を利用した連絡をする際のルールに違反がないか点検を行います。	学校教育課
105	犯罪被害や事故等からこども・若者を守るための取組の推進	生活道路での通過車両の進入や速度の抑制等の路上表示、歩道においての道路改良工事や維持補修工事を適宜実施し、安全性を確保します。通学路に関しては、「交通安全プログラム」において、危険か所等の把握、関係機関との協議を推進します。また、夜間通行の安全確保のため、地域からの要望内容に応じた防犯灯等の設置や、通学路を中心としたLED防犯灯を整備することで、中学校の部活動や塾等から帰宅する児童生徒の安全性を確保します。	都市整備課
		小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても協議を進め、「宇美町通学路交通安全プログラム」を策定しています。継続的に通学路の安全性を確保するため、対策の改善・充実を行い、対策実施後の効果把握までを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。	学校教育課
		・年4回（春、夏、秋、年末）に交通安全街頭キャンペーンを実施するとともに、子ども会等からの依頼に応じて、粕屋地区交通安全協会宇美支部による交通安全教室を実施します。 ・青色防犯パトロール車を自治会等に貸出し、犯罪の抑止を目的として防犯活動（パトロール）を実施するとともに、粕屋警察署少年補導員による、夜間巡回を実施します。 ・各自治会において自主防災組織設立に向けた支援を行います。また、小学校区コミュニティや自治会が行う防災訓練等を行うための支援を行います。 ・小学校区コミュニティ運営協議会や自治会等による自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。	地域コミュニティ課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
106	安全教育の推進	保育所等や幼稚園において交通安全の指導や避難訓練等、計画的に実施します。	こどもみらい課
		・【No. 47再掲】福岡県警察が行うインターネット利用に起因する被害防止及び非行を防止するための対策として、小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。 ・【No. 47再掲】性や生命の安全教育については、養護教諭を中心として学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
107	青少年健全育成に向けた関係機関・団体の連携の推進	福岡県青少年健全育成条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化を図るため、町内のコンビニエンスストアや携帯事業者、ゲームコーナーに対し、7月（青少年の非行・被害防止全国強調月間）にあらしを配布する啓発活動に加え、11月（秋のこどもまんなか月間）に警察署と連携し、立入調査を実施します。	社会教育課
		・毎年7月を強調月間とし、再犯防止を中心とした社会を明るくする運動の街頭啓発と併せて、薬物乱用防止の啓発や保護司の面談時の会場提供を行い、支援します。 ・少年サポートセンター、ハローワークと連携し、就職及び就労の定着支援を行います。	福祉課
108	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上	・7月の強調月間において、JR 宇美駅前での街頭啓発、のぼり旗、横断幕設置、広報等により、広報活動を行います。 ・日頃の家庭生活や学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくり等について考えたことや感じたことを作文にする社会を明るくする運動作文コンクールを町内小・中学校で開催し、この運動の目的を理解してもらえよう取り組みます。	福祉課

第3章 計画の施策及び個別事業

施策8 子育て当事者への様々な支援

現 状

- 妊娠期から子育て期までを中心としたイベントやサービス、相談窓口の情報提供だけでなく、予防接種スケジュールの自動作成機能、妊娠期から子育て期までの成長記録機能等を搭載した子育て応援アプリ「うみにょん」を運用しています。
- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの様々な相談や困りごとに、保健師、保育士、社会福祉士が対応する相談窓口である「こども家庭センター」やこども療育センター「すくすく」など子育て関連の相談窓口を整備しています。
- 出前講座やブックスタート事業等を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、親子のコミュニケーションや親同士の交流を図っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、充実を図ってほしい子育て支援として、乳幼児保護者では「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「気軽に利用でき、身近な地域で預かってくれるサービスがほしい」「残業時間の短縮等、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」などが上位にあがっています。
- 小学生保護者では、「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮等、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」「子育てに困った時に相談したり、情報を得る場を作してほしい」などが上位にあがっています。

課 題

- 様々な背景や悩みを持つ子育て世帯に必要な情報が届き、個々の状況に応じた相談対応を行い、適切な支援やサービスにつなげることが必要です。
- 男性の家事・育児の参加を促進し、「共育で」を推進する必要があります。

施策の方向性

- 適切な支援やサービスにつながるよう、子育て応援アプリ「うみにょん」を中心とした情報提供体制の強化に努めるとともに、子育て世代やこどもにとって身近な相談支援体制の整備を行います。
- 家庭教育に関する学習の機会や情報提供に努めるとともに、親子や親同士の交流の機会を提供します。
- 町内事業所に対する仕事と子育ての両立支援に関する啓発や子育て世代に対する育児休業制度の周知、また父親向けの子育てに関する講座の実施検討を行い、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
109	療育の必要なこどもを持つ家庭に対する支援	早期療育の必要なこどもに対し、母子保健と連携し、乳幼児健診等の結果をもとに、こども療育センター「すくすく」の利用勧奨に努めます。また、保育所等や幼稚園との連携をとり、園への巡回訪問・相談等を行うとともに、就学に向けての支援を行います。巡回相談支援においては、こどもの発達支援や保護者への支援、ペアレント・プログラムの活用、他機関との連携を図ります。	こどもみらい課
110	外国籍のこどもを持つ家庭に対する支援	外国籍のこどもを持つ家庭に対しては、翻訳機器等を使用することにより円滑なコミュニケーションを図り、子育て支援へとつなげます。また、子育て情報やサービス等が確認できる子育て応援アプリ「うみにょん」は、日本語、英語のみならず、アラビア語や、ベトナム語等21か国の言語に対応しているため、アプリの登録勧奨を行い、適切な支援やサービスにつなげるため、情報発信を行います。	こどもみらい課
111	こどもや保護者の身近な相談体制の整備	妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添う相談窓口であるこども家庭センターだけでなく、保育所等や幼稚園の子育て支援の施設や地域の居場所等において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談支援体制の整備を行います。	こどもみらい課
112	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	読み聞かせボランティア団体と共働し、こどもの発達段階に応じた読み聞かせやブックスタート事業、本の楽しさを届ける出前講座等の学習機会を提供するとともに、こどもの成長に応じた健康管理や食に関する理解促進に努め、保護者の子育ての力を高めます。また、親子のコミュニケーションや母親同士の交流を図ります。	こどもみらい課 社会教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
113	共働き・子育ての推進	・ファミリー・サポート・センター事業の周知を行うとともに、男性の家事・育児の参加促進のため、父親向け講座の実施に向けた検討を行います。 ・働く男女のための出産・育児に関する制度について、母子健康手帳交付時に情報提供や、男女とも希望通り育児休業制度を取得できるよう普及啓発に努めます。子育て応援アプリ「うみにょん」やホームページ、LINE 等媒体を活用して、最新情報を提供できる体制を整備します。	こどもみらい課
		男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置など様々な方法で啓発・情報発信します。また、し～ず・うみで男女共同参画に関する講演会を実施します。	地域コミュニティ課
114	親子交流支援	・未就学児の親子が交流できるよう子育て支援センターが主催するイベントや子育てサロンを実施し、仲間づくりや情報交換の機会を提供します。 ・こども療育センター「すくすく」に通っている保護者同士の交流の場を定期的に提供し、保護者の不安軽減や子育て支援を図ります。	こどもみらい課

第4章

教育・保育事業及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

本計画では、子ども・子育て支援法第61条の規定及び国の「基本指針」に基づいて、宇美町の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、その提供区域を設定したうえで、各事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域について、国の「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育に係る施設・事業等の状況及び子どもと保護者のニーズ等を総合的に勘案して定めることとしています。

宇美町では、教育・保育の提供区域について宇美町全域を一つとして設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2. 定期的な教育・保育事業の提供体制

乳幼児の保護者を対象として実施したニーズ調査により保育所、幼稚園等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て新制度では、就学前のこどもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法第19条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前のこどもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1月当たり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。(10年間の経過措置あり)(※)
- ② 妊娠中であるか、または出産後間もないこと。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。)

(2) 保育の必要量の認定に係る基準

保育の必要量(保育の利用時間)については、国の基準では「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分となっており、就労時間の下限については各自治体で48時間～64時間の間で定めることとしていますが、宇美町では64時間と定めています。

宇美町の保育の必要量の認定に係る基準は以下の2つとなります。

■保育の必要量の認定に係る基準■

	保育標準時間	保育短時間
保育の認定の事由	●就労・就学等の要件が120時間以上 ●妊娠・出産(出産月を含む3か月) ●疾病・障がい等 ●介護・看護 ●災害復旧	●就労・就学等の要件が64時間以上120時間未満 ●求職期間 ●育児休業時間
最大利用時間	11時間/日	8時間/日

3. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

【事業内容】

- ・就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。（P91参照）
- ・また、給付は、幼稚園や認定こども園、認可保育所といった幼児教育・保育施設で行うもの（施設型給付）と、これらの幼児教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の低年齢児を預かる小規模保育や家庭的保育等（地域型保育給付）に大きく区分されています。
- ・令和6年度現在、町内には認可保育所が7園、認定こども園が3園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。
- ・なお、本計画では、量の見込みは1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1歳・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の見込みと確保の内容】

【先送りと確保の割合】

令和5年度実績					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1・2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
実績値	340	232	499	90	309
計	572		898		
令和6年度見込み					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1・2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
量の見込み	236	211	504	71	320
計	447		895		

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和7年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		240	709	382	
			210	499	91 291
計		450	881		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				
	計		945	502	95 285
				380	
差（②-①）		495	3	▲2	

令和8年度					
(単位：人)		1号	2号	3号	
		学校教育のみ	3歳～5歳児	0歳児	1・2歳児
			教育利用意向	保育の必要性あり	
①量の見込み		231	679	378	
			201	478	90 288
計		432	856		
②確保の内容	特定教育・保育施設	幼稚園	270		
		認定こども園	100	160	24 66
		保育所		342	54 174
		地域型保育事業			17 45
	確認を受けない幼稚園		575		
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				
	計		945	502	95 285
				380	
差（②-①）		513	24	2	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和9年度							
(単位：人)			1 号	2号		3号	
			学校教育 のみ	3 歳～5 歳児		0 歳児	1・2 歳児
				教育利用 意向	保育の必要性あり		
①量の見込み			221	651		388	
				193	458	89	299
計			414		846		
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	幼稚園	270				
		認定こども園	100	160	24	66	
		保育所		342	54	174	
		地域型保育事業			17	45	
	確認を受けない幼稚園		575				
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）					10	
	計		945	502	95	295	
					390		
差（②-①）			531	44	2		

令和10年度						
(単位：人)			1 号	2号	3号	
			学校教育 のみ	3 歳～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児
				教育利用 意向	保育の必要性あり	
①量の見込み			212	618	383	
				183	435	87
計			395	818		
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	幼稚園	270			
		認定こども園	100	160	24	66
		保育所		342	54	174
		地域型保育事業			17	45
	確認を受けない幼稚園		575			
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）					10
	計		945	502	95	295
					390	
差（②-①）			550	67	7	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和11年度								
(単位：人)			1 号	2号		3号		
			学校教育 のみ	3 歳～5 歳児		0 歳児	1・2 歳児	
				教育利用 意向	保育の必要性あり			
①量の見込み			211	616		375		
				183	433	85	290	
計			394		808			
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	幼稚園	270					
		認定こども園	100	160	24	66		
		保育所			342	54	174	
		地域型保育事業				17	45	
	確認を受けない幼稚園		575					
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）						10	
	計		945	502	95	295		
					390			
差（②-①）			551	69	15			

【確保の方策】

- ・就学前人口は減少傾向にありますが、就学前施設への就園ニーズは今後も増加が見込まれます。
- ・教育施設の定員数は、量の見込みを満たすことが可能である一方、保育施設の定員数は、量の見込みが多くなっている年齢もあるため、児童の受入れの弾力的な運用等により、柔軟にこどもを受け入れる体制づくりに努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

国の基本指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに創設された6事業を加えた計19事業であり、そのうち17事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	備考
① 時間外保育事業（延長保育）	
② 一時預かり事業（未就学児のファミリー・サポート・センター事業含む）	
③ 病児保育事業	
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕	
⑤ 子育て短期支援事業	
⑥ 地域子育て支援拠点事業	
⑦ 利用者支援事業	
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑨ 養育支援訪問事業（母子保健） 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童福祉）	
⑩ 妊婦健康診査事業	
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込みと確保方策を定めない事業
⑬ 多様な主体の参入促進事業	量の見込みと確保方策を定めない事業

■児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業

事業名	備考
⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
⑮ 児童育成支援拠点事業	
⑯ 親子関係形成支援事業	
⑰ 妊婦等包括相談支援事業	
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
⑲ 産後ケア事業	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

- ・保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等において通常の保育時間を延長して保育を行います。
- ・令和6年度現在、延長保育事業として、町内の認可保育所等13園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人)	453	437	436	424	418	405	400
②確保の内容	利用者数(人)			518	518	518	518	518
	実施か所数			13	13	13	13	13
差(②-①)				82	94	100	113	118

【量の確保方策】

- ・今後も継続したニーズが見込まれることから、2号（保育）・3号認定に対応する特定教育・保育施設と連携してニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(2) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・令和6年度現在、町内の私立幼稚園3園及び認定こども園（幼稚園部）3園で実施されています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)	29,197(※)	36,925	36,668	35,039	33,851	32,011	31,988
②確保の内容	利用者数(人日)			50,435	50,435	50,435	50,435	50,435
	実施か所数			6	6	6	6	6
差(②-①)				13,767	15,396	16,584	18,424	18,447

※2号（教育）利用者のみ

【量の確保方策】

- ・1号・2号（教育）認定に対応する幼稚園や認定こども園と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

② 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・令和6年度現在、町内の認可保育所1園が実施しています（一時保育事業）。このほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の一時預かりも実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		利用者数（人日）	1,434	485	626	610	595	588	570
②確保の内容	保育所の一時保育	利用者数（人日）			3,468	3,468	3,468	3,468	3,468
		実施か所数			1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	利用者数（人日）			60	60	60	60	60
	計				3,528	3,528	3,528	3,528	3,528
差（②－①）					2,902	2,918	2,933	2,940	2,958

【量の確保方策】

- ・認可保育所での一時保育事業として、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(3) 病児保育事業

【事業内容】

- ・家庭で保育が困難な病気のこどもについて、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
- ・令和6年度現在、「病児保育事業」として町内1か所で実施しています（おかべ小児科クリニック）。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)	63	60	60	60	60	60	60
②確保の内容	利用者数(人日)			475	475	475	475	475
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				415	415	415	415	415

※宇美町内施設の利用者数

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（町内1か所）で対応可能と見込まれます。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕

【事業内容】

- ・地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)	22	2	27	27	27	27	27
②確保の内容	利用者数(人日)			27	27	27	27	27
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・就学前児童も含め利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

(5) 子育て短期支援事業

【事業内容】

- ・保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、必要な保護を行います。(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用者数(人日)			48	48	48	48	48
②確保の内容	利用者数(人日)			48	48	48	48	48
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・町外の児童養護施設等でニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。
- ・令和6年度現在、町内1か所で実施しています(子育て支援センター「ゆうゆう」)。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	利用者数(人回/年)	6,585 (549)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)
②確保の 内容	利用者数(人回/年)			8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)	8,160 (680)
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

※ () の数字は人回/月

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制(町内1か所)で対応可能と見込まれます。未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(7) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・こどもやその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。
- ・子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報提供、相談、利用支援を行う「特定型」と妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する「こども家庭センター型」の2種類を町内1か所で実施しています。
- ・こどもやその家庭が気軽に立ち寄れる身近な場所において相談に応じ、子育てに関する助言や情報提供などを行う「地域子育て相談機関」は令和7年度より実施予定です。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	特定型	実施か所数	1	1	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	実施か所数		0	3	3	4	5	5
	こども家庭センター型	実施か所数		1	1	1	1	1	1
②確保の内容	特定型	実施か所数			1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	実施か所数			3	3	4	5	5
	こども家庭センター型	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)					0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・「特定型」と「こども家庭センター型」は、現在の供給体制（町内1か所）で対応可能と見込まれます。こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。
- ・「地域子育て相談機関」は令和7年度より、子育て支援センター「ゆうゆう」また保育所等や幼稚園などで順次実施します。各中学校区に1か所以上設置し、最終的に町内5か所の開設をめざします。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施件数	238	243	233	224	215	206	198
②確保の内容	実施件数			223	224	215	206	198
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(9) 養育支援訪問事業(母子保健)、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童福祉)

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施件数	46	47	45	43	41	40	38
②確保の内容	実施件数			45	43	41	40	38
差(②-①)				0	0	0	0	0

※子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童福祉)は量の見込み・確保方策を定めない事業のため、上記の量の見込みと確保策の実施件数は養育支援訪問事業(母子保健)のみとしています。

【量の確保方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

- ・医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげていきます。
- ・安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられました。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- ・本町では、妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14回分）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数	210	228	247	245	240	236	231
	利用者数(人回)	2,520	2,736	2,964	2,940	2,880	2,832	2,772
②確保の内容	利用者数(人回)			2,964	2,940	2,880	2,832	2,772
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後も健診受診券の交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
- ・令和6年度現在、1～6年生を対象に町内11クラブで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生 利用者数(人)	159	159	154	152	147	146	142
	2年生 利用者数(人)	125	141	154	152	147	146	142
	3年生 利用者数(人)	89	88	104	102	99	98	95
	4年生 利用者数(人)	50	36	45	45	43	43	42
	5年生 利用者数(人)	18	12	17	17	16	16	15
	6年生 利用者数(人)	2	6	7	7	7	7	6
	合計 利用者数(人)	443	442	481	475	459	456	442
②確保の内容	利用者数(人)			548	548	548	548	548
差(②-①)				67	73	89	92	106

【量の確保方策】

- ・各クラブによって定員数や入所申込者数が異なっており、一部のクラブで確保の内容に不足が生じる場合は、待機児童の解消のため、様々な方法の検討を行います。また、今後、施設の老朽化対策と児童一人当たりの専用面積1.65㎡を確保できる安全で安心な放課後児童クラブの整備に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成します。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

※現在、宇美町では実施の予定はありません。今後、国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいの家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	母子保健	利用者数(人日)	9	10	10	10	10	10	10
	児童福祉	利用者数(人日)			104	104	104	104	104
	合計	利用者数(人日)	9	10	114	114	114	114	114
②確保の内容	母子保健	利用者数(人日)			10	10	10	10	10
	児童福祉	利用者数(人日)			104	104	104	104	104
	合計	利用者数(人日)			114	114	114	114	114
差(②-①)					0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- ・養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人			0	0	0	20	20
②確保の内容	人			0	0	0	20	20
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後、ニーズや対象児童を把握し、多様な課題に応じて支援できるよう令和10年度の設置に向けて整備を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人			0	0	0	30	30
②確保の内容	人			0	0	0	30	30
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・今後、ニーズや対象児童を把握し、親子間における適切な関係性の構築を支援できるよう令和10年度の設置に向けて整備を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- ・妊婦のための支援給付を行うにあたり、妊婦やその配偶者等の抱える様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる相談支援事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数	210	228	247	245	240	236	231
	利用者数(人回)			1,729	1,715	1,680	1,652	1,617
②確保の内容	利用者数(人回)			1,729	1,715	1,680	1,652	1,617
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・妊婦に対して7回(7か月児健診までの面談回数)を目安に量の見込み及び確保方策を設定し、こども家庭センターにおいて実施します。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

- ・現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	利用者数(人日)			5	5	4	4
	1歳児	利用者数(人日)			7	7	7	7
	2歳児	利用者数(人日)			4	4	4	4
	合計	利用者数(人日)			16	16	15	15
②確保の内容	利用者数(人日)				16	16	15	15
差(②-①)					0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・令和8年度からの実施に向けて、実施可能な保育所等や幼稚園と調整等を進めます。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(19) 産後ケア事業

【事業内容】

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	令和 5年度 実績	令和 6年度 見込み	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数 (人日)	36	48	48	46	44	42	40
②確保の内容	利用者数 (人日)			48	46	44	42	40
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・利用者のニーズに応じた、宿泊型、日帰り型、訪問型の各種供給体制の確保に取り組みます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及

国の基本方針では、質の高い教育・保育事業の提供と子育て支援の総合的な提供を通じて、すべてのこどもの健やかな成長を支援する環境の整備が求められています。乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育事業を提供する幼稚園及び保育所とともに幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援も行う「認定こども園」の役割は重要となっています。今後、本町の保育ニーズや設置者の意向を踏まえ認定こども園への移行について検討します。

(2) 質の高い幼児教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、こどもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子育て支援関係者の情報共有の場の提供に努め、町が核となり、これらの関係者間の連携強化に努めます。

6. 「子育てのための施設等利用給付」(幼児教育・保育無償化)の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

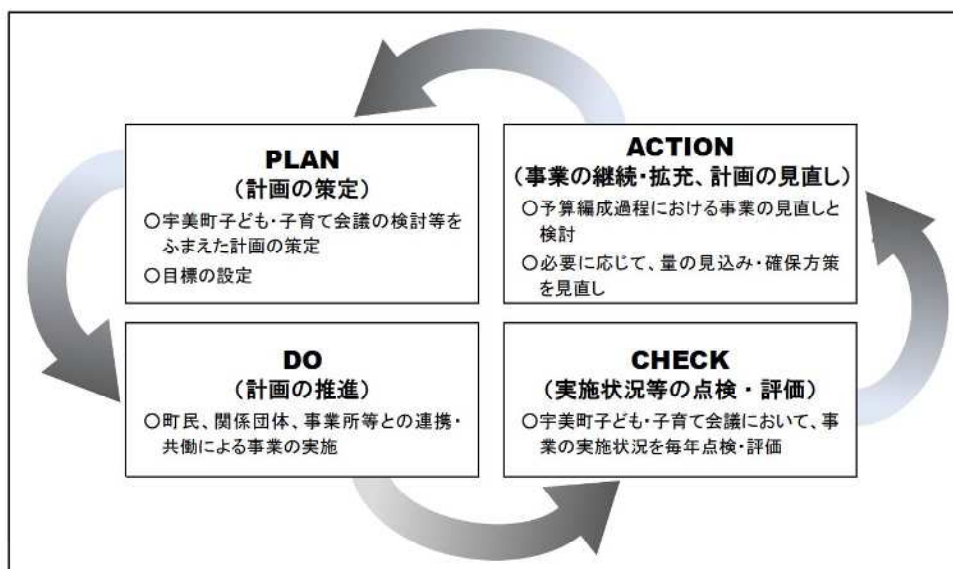
1. 計画の推進に向けて

本計画の施策・事業をより効果的に推進していくためには、世代を超えたすべての人々がこどもや若者の育ちと子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で支援していくことが必要です。そのために、以下3つの取組による総合的な推進体制を確立します。

(1) 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の着実な推進にあたっては、庁内関係各課の連携を図るとともに、計画策定後も計画に基づく各施策・事業の達成状況について関係各課とともに把握し、その結果を広く公表します。また、計画の評価と改善にあたっては、関係団体や学識経験者、町民代表等からなる「宇美町子ども・子育て会議」に対して計画の達成状況を報告し、子ども・子育て会議において点検と評価を行い、必要に応じて改善に取り組みます。

■ PDCAサイクルの実施 ■



(2) 町民や関係団体との連携による推進

本計画の推進には、行政がこども・若者に対する支援や子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会の様々な分野におけるすべての人の関わりが必要であることから、家庭をはじめ、学校、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・共働により取り組んでいきます。

(3) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

計画の推進にあたっては、こどもや若者また子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、可能な限り着実に推進していきます。

第5章 計画の推進

2. 計画の成果指標

本計画の進捗状況を把握するために、宇美町独自の成果指標を以下のように定めます。

ライフステージ別の目標	No.	具体的施策名	数値目標
目標Ⅰ 安心して子どもを産み 育てられるまちづくり 【妊娠期～乳幼児期】	7	待機児童対策及び保育士確保	4月1日時点の待機児童数
	10	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	情報交換会への参加園数と実施回数
	12	子育て支援センター機能の充実	子育て支援センター利用者数(講座・サロン含む)
	15	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター講習会実施回数 ファミリー・サポート・センター会員数
	17	妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	妊婦の喫煙率
	18	産前・産後の支援の充実と体制強化	産後ケア事業の利用率
	26	乳幼児期における生活習慣の形成・定着	むし歯のない3歳児の割合
目標Ⅱ 学びを支え誇りと生きる 力を育むまちづくり 【学童期・思春期】	28	確かな学力の育成	全国学力調査及び県学力調査における同一集団による経年比較(県標準化得点) 学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合(小学校6年・中学校3年)
	32	学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進	うみっ子健診受診者の塩分摂取目標量以内の割合
	38	人権教育の推進	人権が守られていると思う町民の割合(「そう思う」「やや思う」の合計)
	43	ライフデザインに関する教育・意識啓発・情報提供	小・中学校での子育てサロン実施回数
	52	いじめ防止対策の強化	児童生徒へのアンケート実施(月1回)
	53	不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援	福岡アクション3を基にした不登校児童生徒へのマンツーマン対応
	61	若者の就職支援	求人情報紙配架回数 求人情報HP掲載回数
目標Ⅲ 若者の自立と思い描く 未来を応援するまちづくり 【青年期】	62	起業家教育の推進	創業支援事業計画に基づく起業家教育の事業を継続
	63	若者にとって魅力ある地域づくり	公共交通機関(JR・西鉄バス・タクシー・のりーと宇美)が利用しやすいまちだと思ふ町民の割合 情報発信ブースの設置
	65	若者の居場所の確保	相談ができる居場所の設置

単位	現状値(R5年度)	目標値(R11年度)	担当課
人	0	0	こどもみらい課
園	8	13	こどもみらい課
回／年	1	3	こどもみらい課
人	7,356	8,500	こどもみらい課
-	5回×2期	5回×2期	こどもみらい課
人	162	170	こどもみらい課
%	3.8	3.0	こどもみらい課
%	16.3	20.4	こどもみらい課
%	89.3	93.2	こどもみらい課
ポイント	R6:小学校5年 国語:92.0 算数:94.1	R10:中学校3年 国語:92.4以上 数学:94.5以上	学校教育課
%	(R6) 小学校:83.1 中学校:79.9	小学校:90.3 中学校:88.8	学校教育課
%	27	37	こどもみらい課
%	47.4(R6)	増加	社会教育課
-	中学校:3校×3回 小学校:1校×2回	中学校:3校×3回 小学校:3校×3回	こどもみらい課
回／月	1	1	学校教育課
%	100	100	学校教育課
回	72	継続実施	福祉課
回	24	継続実施	福祉課
回／年	1	1	シティプロモーション課
%	31.7(R6)	増加	シティプロモーション課
か所	2	4	地域コミュニティ課
か所	0	1	こどもみらい課

第5章 計画の推進

ライフステージ別の目標	No.	具体的施策名	数値目標
目標Ⅳ すべての子どもと保護者、 若者の最善の利益を守る まちづくり 【全年齢】	69	子ども・若者の居場所づくり	校区コミュニティ運営協議会等が実施する 地域交流の開催支援
	73	若者が主体となって活動する 団体等の活動の促進	ジュニアリーダーズクラブ(シニアリーダーズ クラブ)の会員数
	75	ボランティア人材の確保・ 育成	子育てサポーター養成講座の開催回数
			ボランティア(団体)交流会の実施
	78	こどもの読書活動の推進	町内の18歳以下の貸出点数(図書館)
	79	国際交流の推進	国際交流事業の実施
	89	保護者の職業生活の安定・ 向上のための支援	相談会場確保回数
			求人情報紙配架回数
			求人情報HP掲載回数
	91	障がい特性等に応じた質の 高い支援の提供	医療的ケア児支援関係機関会議
	92	地域の障がい児支援体制強 化とインクルージョンの推進	「すくすく」巡回園数
	96	こども家庭センターを中核 とした支援体制の構築	こども家庭センター業務件数
	105	犯罪被害や事故等からこど も・若者を守るための取組 の推進	交通安全街頭キャンペーンや地域の防犯 パトロールの実施
	107	青少年健全育成に向けた関 係機関・団体の連携の推進	福岡県青少年健全育成条例に基づく 立入調査の実施
	111	こどもや保護者の身近な相 談体制の整備	子育ての相談ができる場所 (地域子育て相談機関)
	113	共働き・共育ての推進	男女共同参画に関する講演会の実施

単位	現状値(R5年度)	目標値(R11年度)	担当課
回	2	5	地域コミュニティ課
人	ジュニアリーダーズクラブ:15 シニアリーダーズクラブ: 6	ジュニアリーダーズクラブ:増加 シニアリーダーズクラブ:増加	社会教育課
-	1回/5年	1回/3年	こどもみらい課
回	0	1	地域コミュニティ課
点	31,197	37,000	社会教育課
-	未実施	実施	社会教育課
回	10	継続実施	福祉課
回	72	継続実施	福祉課
回	24	継続実施	福祉課
回	1	1~2	福祉課
か所	10	15	こどもみらい課
件	-	10,200	こどもみらい課
-	実施	継続実施	地域コミュニティ課
-	実施	実施	社会教育課
か所	0	5	こどもみらい課
-	実施	継続実施	地域コミュニティ課

附 属 資 料

附属資料

1. 宇美町子ども・子育て支援条例

(令和 2 年 3 月 27 日条例第 13 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)
- 第 2 章 子どもの大切な権利(第 4 条－第 7 条)
- 第 3 章 町の責務等(第 8 条－第 15 条)
- 第 4 章 共働の取組(第 16 条－第 20 条)
- 第 5 章 議会の役割(第 21 条)
- 第 6 章 雑則(第 22 条)
- 附則

子どもは「未来への希望」であり、宇美町の未来には欠かせない大切な存在です。

私たちは、すべての子どもが家族をはじめ、友人や地域の人々の深い愛情や思いやりの中で育ち、社会へと羽ばたいていくことを切に願っています。

しかし、近年では少子化や子どもの貧困、児童虐待等の様々な問題が生じ、子どもが健やかに成長するための環境が脅かされつつあります。

「児童の権利に関する条約」に基づいて子どもの権利を保障していくことと地域や町で子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが、ひいては子どもたちを守り、健やかな育成につながると考えられます。

「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現に向けて、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、「子育てするなら宇美で」を合言葉に、子育てしやすい環境づくりを推進する宇美町（以下「町」という。）において、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、子どもが大切にすること、子どもの大切な権利、町の責務並びに保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者の役割等の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合う町を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 学校等関係者 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、障害児支援施設その他これらに類する機関の関係者をいう。
- (5) 地域団体 自治会、校区コミュニティ、子育て支援団体その他地域で活動する団体をいう。

附属資料

- (6) 事業者 町内で事業を営む個人又は団体（地域団体を除く。）をいう。
- (7) 子どもの問題 児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困その他の子どもに関する問題をいう。
- (8) 共働 目的を共有し、協力関係を確立したうえで、共に考え、共に協力し、共に行動することをいう。

（基本理念）

第 3 条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに子どもの権利が尊重されること。
- (2) 町、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、共働で子ども・子育て支援に取り組むこと。
- (3) 町は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが豊かな心と生きる力を養い、健やかに成長することができる環境の整備に取り組むこと。

第 2 章 子どもの大切な権利

（子どもが大切にすること）

第 4 条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項について大切にすることとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
- (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
- (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。
- (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。

（安心して生きる権利）

第 5 条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもって育まれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

（自分らしく生きる権利）

第 6 条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えを持つこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

（自己表現や社会参画への権利）

第 7 条 子どもは、自己表現や社会参画への権利を有しており、その権利を保障するために、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参画に際し、必要な支援が受けられること。

第 3 章 町の責務等

(行動計画)

第 8 条 町は、基本理念に基づき、子ども・子育て支援についての行動計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進しなければならない。

(共働の推進)

第 9 条 町は、子ども・子育て支援について、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者と相互の連携並びに共働の推進を図られるように努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援体制)

第 10 条 町は、妊娠、出産、就学その他子どもの成長の段階に応じた問題や悩みに適切に対応できるよう、切れ目のない子育て支援体制づくりに努めるものとする。

(安心で安全な子育て環境)

第 11 条 町は、子育てしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

- 2 町は、関係機関と連携して子どもに対する犯罪、交通事故その他子どもの安全を阻害することについて、子どもが安心して安全に育つことができる環境の整備を図り、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(機会等の提供)

第 12 条 町は、子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めなければならない。

- 2 町は、子どもの居場所の提供に努めなければならない。
- 3 町は、保護者に対し、子育てに関する知識習得の機会及び子育てに関する情報の提供に努めなければならない。
- 4 町は、保護者同士の交流の機会の提供に努めなければならない。
- 5 町は、子どもの問題や子育てに関する相談の機会の提供に努めなければならない。

(施設の充実等)

第 13 条 町は、子どもが利用する施設の充実及び子ども・子育て支援に関する人材育成に努めなければならない。

(普及と啓発)

第 14 条 町は、子どもが心豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもの権利と保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者の役割について普及、啓発に努めなければならない。

(児童虐待への対応)

第 15 条 町は、保護者、町民、学校等関係者、地域団体及び事業者その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するものとする。

第 4 章 共働の取組

(保護者の役割)

第 16 条 保護者は、自らが子育てにおいて最も重要な責任を担うことを自覚し、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもが自らを大切にすることをもち、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けられる

附属資料

よう、愛情をもって育てよう努めるものとする。

- 3 保護者は、子どもと地域との関わりが子どもの健やかな成長に資することに鑑み、子どもが地域と関わる機会を提供するよう努めるものとする。

(町民の役割)

- 第 17 条 町民は、子ども・子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子育て家庭の支援に努めるものとする。

- 2 町民は、自らの言動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。

- 3 町民は、子どもの問題に関心を持ち、予防に努めるものとする。

- 4 町民は、特別な支援が必要な子どもへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 5 町民は、町、学校等関係者及び地域団体が行う子ども・子育て支援についての取組に共働するよう努めるものとする。

(学校等関係者の役割)

- 第 18 条 学校等関係者は、子どもの健やかな成長のため、その発達及び年齢に応じた学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、保護者、町民、地域団体及び事業者と共働し、子どもが生きる力を身に付けられるような教育環境づくりに努めなければならない。

- 3 学校等関係者は、子どもの問題の未然防止、早期発見及び対応に努めなければならない。

(地域団体の役割)

- 第 19 条 地域団体は、保護者から子ども又は子育てについての相談があったときは、その相談に応じ、助言、関係機関への情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、町民が自主的に行う子ども・子育て支援のための取組に共働するよう努めるものとする。

- 3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きる力及び社会性を養うための体験活動並びに知識習得等の機会を提供するよう努めるものとする。

- 4 地域団体は、子ども・子育て支援において相互に連携し共働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第 20 条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、仕事と子育てとが両立できるよう、労働環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、町及び学校等関係者と連携し、子ども・子育てに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとする。

第 5 章 議会の役割

(議会の役割)

- 第 21 条 議会は、子ども・子育て支援に関する町の施策が効果的に推進されるよう、必要に応じて提言等を行うものとする。

第 6 章 雑則

(委任)

- 第 22 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. 宇美町子ども・子育て会議条例

(平成25年6月17日条例第15号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇美町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、町長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附属資料

（会議）

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第9条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長がその職務を代理する。

5 第7条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第7条第2項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第10条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、それぞれの会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者からの必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第11条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（子育て会議の招集の特例）

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される子育て会議の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3. 宇美町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
子ども・子育て支援 に関し学識経験のある者	大靄 香	筑紫女学園大学 人間科学部教授	
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	中村 奈穂	宇美幼稚園 園長	
	山口 顕優	宇美町立原田保育園兼 早見保育園 園長	
	福田 憲彌	認定こども園 空とぶくじら幼稚園 総園長	副会長
子ども・子育て支援 に関する団体の推薦 を受けた者	橋本 愛子	宇美町教育委員会 教育委員	
	村山 八重子	宇美町社会教育委員会議 社会教育委員	
	半田 祐子	宇美町小・中学校校長会 宇美町立原田小学校 校長	
	小河 カツ子	宇美町民生委員・児童委員協議会 副会長	
	川上 利香	特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん 代表理事	会長
	百田 暁子	宇美町青少年育成町民会議 副会長	
保護者	屋宮 美幸	町内幼稚園	
	小野 三奈	町内認定こども園	
	小松原 恵美	町立小学校	
	栗 恵美	町立中学校 (宇美町小・中学校PTA連合協議会代表)	

(敬称略)

4. 宇美町こども計画策定経過

期 日	主 な 内 容	
令和6年 1月24日 ～3月31日	子ども・子育て支援 に関するニーズ調 査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する就学前児童・小学校児童の保護者 (2) 調査対象者数 ①就学前児童保護者 1,000人 ②小学校児童保護者 750人
1月30日 ～2月29日	子どもの生活に関 するアンケート調 査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する小学5年生・中学2年生の 児童・生徒及び保護者 (2) 調査対象者数 ①小学5年生：児童及び保護者 各372人 ②中学2年生：生徒及び保護者 各390人
1月24日 ～3月8日	子ども・若者の意識 と生活に関する調 査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する13～18歳及び18歳～39歳の男女 (2) 調査対象者数 ①13～18歳の男女 400人 ②18～39歳の男女 400人
6月1日 ～8月19日	子育て支援に関す る宇美町オンライ ン意見箱	(1) 概要 こども、保護者、これから子育てをしていく方など、さま ざまな立場の人から広く意見を募集 (2) 内容及び対象者 ①「こども・若者の育ち」：年齢に関係なく誰でも ②「こどもの居場所」：おおむね18歳までの若者
6月3日	令和6年度 第1回 子ども・子育て会議	(1) こども計画の概要及び今後のスケジュール (2) アンケート調査結果について
7月12日	第2回 子ども・子育て会議	(1) アンケート調査結果について (2) 各種アンケート調査から見える現状・課題・ 要望と今後の方向性について
8月5日	第3回 子ども・子育て会議	(1) 第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画(うみっ子 未来プラン)進捗状況報告(令和5年度分) (2) 人口推計の検討について
9月3日	第4回 子ども・子育て会議	(1) オンライン意見箱実施結果報告 (2) こども計画案の検討①(全体の構成・総論部分)
10月22日	第5回 子ども・子育て会議	(1) こども計画の目標及び計画体系について (2) こども計画案の検討②(素案)
12月26日	第6回 子ども・子育て会議	(1) 若者トークカフェ(ウミのミライをトーク☆カフェ)・ こども会議の報告 (2) こども計画(素案)の報告 (3) 事業目標(案)の報告
令和7年 2月27日	第7回 子ども・子育て会議	(1) 宇美町こども計画(案)に対する意見募集(パブリッ クコメント)の結果について (2) 保育所の認定こども園への移行に伴う利用定員の設 定について

5. こども・若者の意見聴取と計画への反映

本計画を策定するにあたり、こども会議、若者トークカフェ等、宇美町にお住いのこども・若者への様々な意見聴取を行いました。（P 6 参照）

皆さまのご意見を慎重に精査し、本計画へと反映させました。町では、ご意見を頂いた皆さまへのフィードバック資料を作成し、ホームページ上で公表しています。



1. 意見聴取の概要

(1) こども会議

『宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所』について、町内各小・中学校とホスト会場である「地域交流センター多目的ホール」をオンラインで繋ぎ、意見交流を行いました。意見交流を行った後には、ホスト会場において代表の児童生徒が中学校区ごとに、『宇美町のこどもが笑顔になれる居場所』について、町長に提案しました。

議題	宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所
参加者	町内各小・中学校の児童生徒 及び 各小・中学校の代表の児童生徒24名
開催日	令和6年11月9日
開催場所	町内各小・中学校 及び 地域交流センター多目的ホール

【一般申込用】



～学ぶ楽しさと成長を実感できる、切れ目ない『こどもまんなか』学びの場づくり～

宇美町教育の日 『学びでこどもの笑顔をうみだすまち』 研究大会

日時	令和6年 11月9日 土	午前の部	8:50～11:30
		午後の部	13:30～16:15
場所	宇美町地域交流センター 宇美町立中央公民館	参加費無料	先着100名
	手話通訳あり。 その他配慮をご希望の方はお知らせください。	事前申込制	お申込み方法については 裏面をご覧ください。

●少年・少女の主張大会

「こどもたち（自分たち）にとって、よい町にするためにはどうしたらよいのか」について、町内小・中学校の代表の児童生徒が主張を発表します。

●こども会議

小学5年生から中学3年生が「こどもたち（自分たち）」にとって、よい町にするためには、について、グループで探究し、町に提案します。



●研究大会

- ・基調報告 福岡 雅氏 「輝くこどもたちの活動について」（仮題）
- ・生涯学習に関する取組の報告
井野小学校6年 上田 浩平さん 「井野の日を本来の姿にするための計画」
- ・講演 安武 信吾氏 「あなたはこどもに何を遺せますか」

お問合せ先 宇美町教育委員会社会教育課
〒811-2121 糟屋郡宇美町平和1-1-1（住民福祉センター内）
☎092-933-2600 FAX：092-933-2741 ☒：syakai@town.umi.lg.jp

主催／宇美町・宇美町教育委員会 後援／全国生涯学習市町村協議会・福岡県教育委員会



(2) 若者トークカフェ（ウミのミライをトーク☆カフェ）

宇美町に暮らす若者の皆さんが普段生活している中で感じていることや、過去の経験、友人から聞いた話などを「若者にとって魅力あるまちづくり」という視点で思い起こし、同世代の皆さんと共有し、自由に語り、そして、その思いを町にも伝えてもらいました。

トーク テーマ	宇美町が「若者にとって魅力あるまち」になるために ・宇美町のいいところ ・宇美町がこんなまちになったらいいな ・宇美町にこれから必要なこと
参加者	男性5名・女性6名 計11名 ・宇美商業高等学校の生徒（3名） ・宇美町青年団（4名） ・一般公募（4名） 大学生1名、一般男性1名、一般女性1名、乳幼児保護者1名
開催日	令和6年10月4日（金）





「ウミのミライをトーク☆カフェ」 参加者募集



こども計画を策定するにあたり、カフェで
おしゃべりするような雰囲気の中、
「若者にとって魅力あるまちづくり」について
自由に語ってみませんか？

飲み物とお菓子を
準備しています！
参加者にはQUOカード
をプレゼントします。

開催日時 令和6年10月4日（金曜日）
18時30分～20時

開催場所 宇美町こども教育総合支援センター
うみハビネス 1階 多目的ホール

参加資格 町内在住・在学・在勤の18歳から35歳までの方

募集人数 15名以内（先着順となります。）

応募方法 下記の二次元コードへアクセスし、必要事項
を入力してください。
※いただいた個人情報は、トークカフェ運営
のためだけに利用し、目的外の利用は
しません。


応募締切 令和6年9月20日（金）まで
※先着順のため、募集人数に達した時点で応募締切となります。

宇美町教育委員会 こどもみらい課
Tel：092-933-0777

(3) その他意見聴取

こども会議や若者トークカフェの他にも様々な意見聴取を実施しました。

①こども・若者・保護者に対するアンケート調査

宇美町にお住いのこどもや若者、保護者の方にアンケート調査を行いました。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

	乳幼児保護者用調査	小学生保護者用調査
目的	子育て中の方の子育てに関する考えや要望等の把握	
対象者	0～5歳児の保護者	小学1～6年生の保護者
回答者数	596人	457人
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月31日	

【子どもの生活に関するアンケート調査の概要】

	小学生とその保護者	中学生とその保護者
目的	小・中学生の生活状況や家庭の状況、生活環境、要望等の把握	
対象者	小学5年生とその保護者	中学2年生とその保護者
回答者数	小学生：338人 保護者：311人	中学生：326人 保護者：280人
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月29日	

【子ども・若者の意識と生活に関する調査の概要】

	13～18歳調査	18～39歳調査
目的	若者の白頃の生活や考え方、要望等の把握	
対象者	13～18歳男女	18～39歳男女
回答者数	153人	102人
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月8日	



②こども・若者・町民に対するオンライン意見箱

こども、保護者、これから子育てをしていく方など、さまざまな立場の人から広く意見を募集できるよう『オンライン意見箱』を設置しました。

	オンライン意見箱①	オンライン意見箱②
対象者	年齢に関係なく誰でも	おおむね18歳までの若者
内容	「こども・若者の育ち」について ・「子育てをするなら宇美町で」を実現するために必要なこと ・若い世代が自分らしく活躍できる町にするために宇美町へお願いしたいこと	「こどもの居場所」について ・もっとこんな場所があったらいいなと思う場所について ・居心地がいい場所にするために宇美町へお願いしたいこと など
回答者数	89人	11人
期間	令和6年6月1日～令和6年8月31日（延長期間含む）	

みなさんのご意見をお聞かせください！

子育て支援に関する
オンライン意見箱

宇美町こども計画策定に当たり、こども、保護者、これから子育てをしていく方々、さまざまな立場の人から広く意見を募集できるよう『オンライン意見箱』を設置しました。

期間 令和6年8月18日（日曜日）まで

方法 意見箱につきましては、以下の二次元コードまたはURLへアクセスしていただき回答をお願いします。

みなさんの意見は他の人には知られません。

内容	「こども・若者の育ち」 ・「子育てをするなら宇美町で」を実現するために必要なこと ・若い世代が自分らしく活躍できる町にするために宇美町へお願いしたいこと	「こどもの居場所」 ・もっとこんな場所があったらいいなと思う場所について ・居心地がいい場所や地域にするために宇美町へお願いしたいこと など
対象者	年齢に関係なく誰でも	おおむね18歳までの若者
二次元コード		
URL	https://src3.webcas.net/form/pub/src2/umionlineiken01	https://src3.webcas.net/form/pub/src2/umionlineiken02

宇美町教育委員会 こどもみらい課
Tel: 092-933-0777



2. 宇美町こども計画について



みなさまから頂いたご意見は、
うみまち けいかく
宇美町こども計画
はんえい
に反映されました！



Q. 宇美町こども計画って何？

みらい えがお
『未来』と『笑顔』をうみだす

こどもまんなか まちづくり

- ・宇美町こども計画は、“『未来』と『笑顔』をうみだす こどもまんなか まちづくり”をスローガンに、こどもを安心して産み育てられることができるよう町全体で子育てを応援し、すべてのこどもたちとその家族に笑顔が生まれ、輝く未来を思い描き、実現できるまちを目指すための取組を書いたものです。
- ・「こどもまんなか」とは、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる社会という思いが込められています。

3. 皆さまの意見と宇美町こども計画（ポイント）

（1）こども会議

こども会議（P1参照）では、宇美町のすべてのこどもが笑顔になれる居場所について、オンライン交流とグループワークを通じて、中学校区ごとに以下のような提案がまとめられました。

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人 ルールを守りながら使える人。
その遊びやスポーツの経験者がいれば遊びの幅が広がる。

もの 行き帰りのバス。
ルールが分かるようにするポスター。
室内で遊べるカードゲームなど。

場所 学校を貸し切って遊ぶ。
学校は月ごとに使う学校を変える広い場所は分けて使う。例えば体育館やプール教室、グラウンド。

提案理由

学校を使えるようにしたい。理由は学校ならすぐに行けて広いし、先生もいて安心できる空間だから。
その空間が必要な理由はボール遊びだと道路に出てしまったり遊んでいると近隣の方に注意を受ける事があるから安心して遊べる空間がいい。
そして室内でカードゲームができるような場所があれば雨の日やスポーツが苦手な人も遊べて人と人の繋がりができると思います。

宇美 中校区

『私たちが考える居場所』 遊んで集える空間

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人 地域に勉強を教えてくれる人がいたら助かる

勉強だけでなく様々なことについて教えてくれる人

もの 自由研究や絵画の道具（絵の具や資料）

勉強のアプリやインターネットにつながついているパソコン（学校の中だとクロームがあるので利用できる）

場所 小学校の近く（中）に放課後や休みの日でも勉強できる場所

本や文房具を買える場所

提案理由

・小学生は校区外に子どもだけで行けないため、子どもだけで勉強できる場所や本を購入できる場所が近くにあると嬉しいから。
・ゲームのような感覚だったら勉強しやすいから。
・勉強だけでなく、いろいろな情報や経験を聞いたりしたりすることによって、たくさんの方から将来について考えてほしいから

宇美東 中校区

『私たちが考える居場所』「楽しく、気軽に、誰でも」学べる場所

宇美町への提案：『宇美町のこどもが“笑顔”になれる居場所』

人

- ・地域の人（ボランティア）
→話しやすいから
- ・勉強を教えてくれる人
→勉強でわからないところを教えてほしいから
- ・話を聞いてくれる人
→悩みを聞いてほしいから

もの

- ・エアコン→温度調整は大事だから
- ・ベンチ
- ・カードゲーム→リラックスできるから交流がしやすいから
- ・低めの長机
- ・勉強道具（筆記用具、参考書など）
→いつでも勉強できる空間をつくるため

場所

- ・南町民センター
- ・地域にある公民館
- ・壁で区切られた部屋
- ・リラックスできる空間
- ・サマースクールのような教え合える空間
→気軽に行けるような距離の場所が良いと思ったため。

宇美南中校区

提案理由

宇美町に必要なのは、こどもが学べて語らえる空間だと考えたため、今ある場所を有効活用しながら2つの空間を作ろうと思った。

『私たちが考える居場所』学べて語らえる宇美町パラダイス



この他にも町内各小・
中学校から、スクールタ
クトを通じて22個の
提案を受けています。

皆さまの提案に対する宇美町の回答

- 宇美町のこどもが笑顔になれる居場所について、たくさんのご意見、本当にありがとうございました。
- 皆さまの思いを受け止め、同じ年や年齢のちがうこどもたちが遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりに取り組みます。



▼^{みな}皆さまの^{おも}思いを受け止め、^う宇美町^とこども^{うみまち}計画^{けいかく}の^{せさく}施策に
以下^{いか}の内容^{ないよう}を追加^{ついか}しました。

宇美町こども計画の内容

●こども・若者の居場所づくり（こども計画P66）

- ・小学生も^{しょうがくせい}行ける^い場所で、勉強^{べんきょう}をしたり、夏休み^{なつやす}の宿題^{しゅくだい}を^{おし}教えてもらえたり、
友達^{ともだち}とカードゲーム^{かた}ができたり、友達^{ともだち}とリラックスして^ば語らえる^{せっち}場の設置^{りよう}につ
いて検討^{けんとう}していきます。
- ・こどもや若者^{わかもの}が^お落ちて^ついて学^{がく}習^{しゅう}できるよう^{こうきょうしせつ}公共施設^{かんきょう}などにWi-Fi環境^{ととの}が整^{ととの}
った^{じしゅがくしゅう}自主学習^{かくほ}スペース^{おこな}を確保^{じょうほうはっしん}するとともに、ホームページ^{おこな}やSNS^{おこな}などで利用^{りよう}につ
いて情報発信^{じょうほうはっしん}を行います。

▼^{ぐたいてき}具体的に^い以下の^{けんとう}ことを検討^{けんとう}しています。

^{しょうがくせい}小学生^{こうこうせい}から高校生^{むりよう}まで
のこどもたちが^{むりよう}無料で
勉強^{べんきょう}を^{おし}教えてくれる^{ばしよ}場所
を設置^{せっち}すること

^{ちゅうがくせい}中学生^{こうこうせい}や高校生^{べんきょう}が
勉強^{べんきょう}をしたり
友達^{ともだち}と^{かな}語らうなど、
自由^{じゆう}に過^すごすことができる
場所^{ばしよ}を設置^{せっち}すること

^{なつやす}夏休み^{ふゆやす}や冬休み^{こうきょうしせつ}に公共施設^{かくしやうがっこう}で
各小学校^{しょうがくせい}区ごとに小学生^{ちいき}が
地域^{かた}の方たち^{いっしょ}と一緒に
楽^{たの}しい体^{たい}験^{けん}ができるイベント
を開催^{かいさい}すること

^お落ちて^{べんきょう}いて勉強^{べんきょう}ができるよう
公共施設^{こうきょうしせつ}などにWi-Fi環境^{かんきょう}が
整^{ととの}った^{じしゅがくしゅう}自主学習^{かくほ}スペース^{おこな}を
確保^{じょうほうはっしん}すること

(2) 若者トークカフェ（ウミのミライをトーク☆カフェ）

若者トークカフェ（P2 参照）では、宇美町が若者にとって魅力あるまちになるための強みや課題等について、「宇美町のいいところ」「宇美町がこんなまちになったらいいな」「宇美町にこれから必要なこと」という3つの視点から意見交換し、以下のような意見が挙げられました。

宇美町のいいところ



- 【自然】自然・緑が豊か、川遊びができる、一本松公園でキャンプを楽しめる
- 【人・地域】人がやさしい、地域の人が仲良し、自治会の結束力がある、ボランティアの人が毎朝立ってくれている
- 【街並み・施設等】昔の街並みが残っていて良い、有名な宇美八幡宮がある、美味しいお店がある（オムライス屋、カフェ、和菓子屋）、図書館が大きい、猫が多い、体育館を貸してくれるのが良い、住民福祉センターでバドミントンができる、体育館を借りて運動することができる、小学校が多い
- 【土地・立地】どこに行くにもちょうどよい距離、土地が付近の町よりも比較的安い、博多・天神に近い
- 【イベント・行事】宇美の放生会が盛り上がる、青年団のよさこいがかっこいい
- 【その他】宇美の魅力が詰まったパンフレットがある、こどもの健診もあって、町がこどもの健康を考えている

宇美町がこんなところになったらいいな

- 【たくさんの人が訪れて楽しめるまち、誰もが知っているまち】
 - ・写真映えるスポットがたくさんある
 - ・町のイベントがたくさんある など
- 【生活に便利なまち、住みやすいまち】
 - ・町で暮らす若者が遊べる場所、過ごせる場所がある など
- 【子育てしやすいまち】
 - ・年齢の近い母親同士の交流する場がある など

宇美町にこれから必要なこと

- 宇美町のPR強化
- 児童生徒、学生を巻き込んだまちづくり
- 遊び場（居場所）や交流機会
- 乳幼児期の経済的支援
- 女性の雇用増、仕事と子育てが両立できる職場環境の充実
- 企業・施設等の誘致
- スポーツ環境（ジムなどの室内施設）の充実
- 交通の利便性の向上（バス・電車の本数増、シェアサイクルサービス導入）
- 歩道の安全性（道幅・明るさ）の向上
- 防犯・非行防止の取組の強化（夜間の公園利用、補導など）

皆さまの意見に対する宇美町の回答

- 参加者の皆さまから拳がったような、町に住む若者が感じる「宇美町のいいところ」を伸ばし、活かし、若者や子育て世代など対象に応じて、宇美町が「魅力的」と感じる情報を効果的に伝えることが重要と考えます。
- 意見内容を関係課に共有し、計画に反映するだけでなく、来年度以降の具体的な取組に活かします。



▼皆さまの思いを受け止め、宇美町こども計画の施策に
以下の内容を追加しました。

宇美町こども計画の内容

●起業家教育の推進（こども計画P61）

- ・創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入り口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR宇美駅前広場を活用します。

●若者にとって魅力ある地域づくり（こども計画P61）

- ・福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜か〜らし」において、子育て支援をはじめとした施策や町の魅力を情報発信し、移住・定住の促進を図ります。また、子育て世帯など移住を検討している方向けのホームページを作成し、移住に関する相談窓口を開設します。さらに、他市町の先進事例等を情報収集しつつ関係人口増加施策の充実を図ります。

- ・男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置等、様々な方法で啓発・情報発信します。また、女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入などに向けた調査・研究を進めます。

- ・宇美町の恵まれた自然や歴史、文化、人等とふれあう体験型観光の充実、PR活動の推進、SNSを活用し、町と情報発信者の双方向で相乗効果のある参加型の情報発信の取組を行います。ふるさと宇美町応援寄附制度の寄附者との関わりを継続し、交流・関係人口の拡大を図ります。また、宇美町地域公共交通計画に基づき、便利で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。

●若者の居場所の確保（こども計画P63）

- ・気軽に集まり、勉強をしたり、語らえる場を提供するとともに、支援が必要な場合に相談ができる居場所の設置を検討します。

6. 用語集

【あ行】

用語	解説
預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
医療的ケア児在宅レスパイト	在宅の医療的ケア児に対し、訪問看護ステーション等が、健康保険法の適用時間を超えて訪問看護を実施した場合の超過費用や、訪問看護による病院受診または外出の際の付き添いの費用について助成し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図る事業

【か行】

用語	解説
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
希望出生率	若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育所のことを言う
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するもので、その数値を生涯のこどもの数としてイメージすることができる
子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉の現場にソーシャルワーク（社会的に困難な状況にある人々に対して、相談や援助を行うこと）の専門性を十分に身に付けた人材を輩出することを目的に設立された認定資格
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。宇美町における本会議は、こども計画について、立案から実行、評価まで一貫して審議する場となっている
キャリアプランニング能力	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと

附属資料

【さ行】

用語	解説
時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行う事業
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う
実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成する事業
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
ショートステイ	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業
人口置換水準	ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準

【た行】

用語	解説
多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業
地域型保育給付	小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、市町村が認可、確認した施設に支払う
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

【な行】

用語	解説
乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される
認定こども園	保育所等や幼稚園のうち、①就学前のこどもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設
ネットリテラシー	インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力

【は行】

用語	解説
病児保育事業	家庭で保育が困難な病気のこどもについて、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う事業
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけをつくる事業。本町では、7か月児健診に訪れた親子に対して読み聞かせを行い、絵本を無料で手渡している
プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み 【参考】認定区分 ・1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前のこども ・2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども） ・3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども（保育を必要とするこども）
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

附属資料

【ま行】

用語	解説
未熟児養育医療対象児	出生体重2000g以下の乳児で、成熟児の諸機能を得るに至っておらず、医師が入院養育の必要性を認める乳児

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと
幼稚園	学校教育法に基づき、就学前の幼児のために幼児期にふさわしい教育をする学校
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体

【ら行】

用語	解説
療育	障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加をめざし支援をすること
利用者支援事業	こどもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスのなかから適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行う事業
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする

【その他】

用語	解説
SC	スクールカウンセラーの略 臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う
SSW	スクールソーシャルワーカーの略 児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職
ICT	情報処理や通信技術そのものだけでなく、通信機器やソフトウェア、それを活用した多様なサービスの総称
WebQU	教員が児童生徒の状態を多角的に知ることができるアンケートツール
EBPM	EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の略 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする

うみっ子未来プラン 宇美町こども計画

令和7年3月

発 行：宇美町

〒811-2131 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目28番1号

編 集：こどもみらい課

TEL：092-933-0777 FAX：092-933-0210

E-mail：kodomomirai@town.umi.lg.jp

